

フランス非営利法人の研究－競馬協会を中心にして

目次

はじめに

第1部 アソシアシオンに関する一般的考察 第1章 総論 第2章 設立と法的能力
第3章 機能・統制・解散・合併

第2部 フランス駈歩競馬統轄協会の考察 第1章 アソシアシオン・フランス馬種改良
奨励協会 第2章 アソシアシオン・フランスギャロ

第3部 総括 アソシアシオンの自由と統制

はじめに

1901年7月1日法（以下1901年法と表記）が制定されて113年が経過した。この法律が制定されてフランス社会はたくさんのアソシアシオンが活動するようになり、フランス国民の幸福と社会の活性化に貢献していることは実態上も統計上も明らかである。フランスの統計機関INSEEが発表した統計によれば、1580万人の国民が届出アソシアシオンの会員となっており、16歳以上の人口の3分の1が届出アソシアシオンの会員である。また、2006年の統計では、100万社が存在し、160万人の人々がアソシアシオンの職員として働いている。

本稿は判例をもとにしたアソシアシオンの実態と1901年法に基づくアソシアシオンであって他の法令の適用下にもある特殊な団体の事例を取り上げてアソシアシオンの自由について考察することをテーマにする。

ワルデックルソー (Pierre Waldeck-Rousseau 1846-1904) は、アソシアシオン契約に関する1901年法の起草者であるが、この法案を1882年に議会にはじめて提出して以来、19年かけて法律制定にこぎつけた。1882年、彼はこの法案の提出理由の中で「アソシアシオンは、自然で、原初的で、自由な人間活動であり、個人は結社することを必要としている」と主張した。そして、1899年の同法案の提出理由の中では結社の自由を認める方式を提示した。その一つは、刑法典 (le Code penal) 第291条をはじめとした結社を禁止する法令を単純に廃止し、結社に関する法律を全く定めないとするやり方である。この方式は、結社に対し不利な定めはもちろん結社に利益となる、あるいは結社

の自由を公権力（行政権）から護るような規定も置かれなくなる。国家権力からは解放される反面、そのコントロールも及ばなくなる結社放任方式である。また、もう一つの方式は結社の目的や性質ごとに自由と拘束を与える特別法を設けるというやり方であった、例えば、19世紀後半に相次ぎ立法化された労働組合（1884年）や共済組合（1898年）がこれにあたる。この方式だと際限なく個別的に結社の自由を解禁していく方法をとらざるをえなくなる。その方式の不都合さを克服できる第三の方法として弁護士出身の法律家ワルデックルソーは、結社の基礎が諸個人の合意にあると捉え、この合意から結社を契約として組み立てて、従来私法により規律する方式（一般法型）を提案した。その結果誕生したのがアソシエーション契約に関する1901年法である。

1901年法は第1条前段に「結社（association）は、二人以上の者が、利益分配以外の目的で、恒常的に知識および活動を共有しようとする合意（convention）である」と定められたが、これはワルデックルソーが、営利団体については民法典第1832条で営利組合契約として定められてそれが一般法として機能しているように非営利団体にも上記の定義規定を設けた法律を制定して一般法とし、法の保障を行おうとしたものであるとされている。

上記の定義についてももう少し分析してみるとまず言えるのは契約性である。契約であるので最低2名の構成員で設立できる。また、アソシエーション法で規律する事項は最小限にとどめそれ以外の事項は当事者の私的自治に委ねて契約法、債権債務法の一般原則に従うとしている（第1条）。次に非営利性＝利得の不分配が挙げられる。アソシエーションの非営利性とは、構成員間で事業による利得を分配しないということだけの意味であり、会の目的遂行のために収益を目的とする経済活動を行うこともこの収益を会員に分配しなければ認められる。アソシエーションは、公益に関連するものだけでなく、構成員の共益のみを追求する同好会や同窓会と言ったものまで含んでいる。このように外延が広大なアソシエーション法は非営利目的の団体の一般法としての性格を有する。すでに特定の法によって存在する職業組合や共済組合、本稿で取り上げた他の法令の適用化にある競馬協会なども非営利すなわち、会員への収益の不分配を貫く限りアソシエーションとなることが出来る。次に知識・活動の共有についてであるが、これらは目的達成のための手段である。しかしその目的達成のためには物質的手段も資源も必要となることがあり、その限りでアソシエーションは財産保有主体にもなりうる。しかし、財産を有することは必要条件ではなく、その中心は、知識・活動の共有を通じた人的結びつきによって会の目的を達成するというこ

とにある。四番目の要素として恒常性についてであるが、永続的であることの意味ではなく、一時的な集まりである集会と区別するために一定期間、反復性を持って会が存在し活動するという意味に理解されている。以上の四要素は、1901年以前の判例において形成されていたものでそれらが1901年法の定義規定に明文化されたと山本桂一教授の書かれた「フランス企業法序説」東京大学出版会には詳しく説明されている。

本稿は、第1部で、総説、設立と法的能力、機能・統制・合併解散と分けて、1901年法の法文と多量の判例についてセリーヌ・ラロンド・クレラック（Celine Laronde Clerac）氏の著書「ASSOCIATIONS」とインターネットサイトのレジフランスに掲載されている判例と法令原文をもとに一般的考察を試みる。1901年法には宗教団体を除く一般のアソシアシオン自体についての直接的な規定は14か条しかないが驚くほど多量の判例が集積しており、アソシアシオンとこの法律の重要性を雄弁に物語っている。こうした状況においてはアソシアシオンの実態を考察するには判例を活用することが賢明な方法であろう。しかし、おびただしい判例を逐一取り上げて解説するのは煩瑣に過ぎる懼れがある。にもかかわらず、アソシアシオンの全貌を明らかにすることは本稿のテーマのひとつであるので総花的でかつ要約的ではあるがその全体を素描することにした。

第2部は、近代競馬協会の祖ともいえる競馬の施行団体兼統轄団体であったアソシアシオン・フランス馬種改良奨励協会（以下奨励協会と表記）と現在活動中の後継団体、アソシアシオン・フランスギャロ（以下フランスギャロと表記）を考察する。両団体は、1901年法の前に制定された1891年6月2日法（以下1891年法と表記）による政府認可の団体で単純な届出だけで設立できる通常のアソシアシオンとは非常に異なる特殊なケースである。奨励協会は1833年に有志が自前の資金と寄付金を持ち寄って設立した競馬の施行体であるが、やがて1891年法制定により政府認可の団体となり、20世紀に入り、二つの戦争の試練を受けながらも大発展を遂げ華々しく活動した。1949年正式にアソシアシオンとして届け出たが、世紀末には経済不況の中で財政的に行き詰まり解散した。その再生団体として、解散した奨励協会も含むパリの4競馬団体が合併して1995年に設立されたのがアソシアシオン・フランスギャロである。同団体も1891年法と1997年のデクレの適用による厳しい規制下にあるが、設立以来目覚ましく発展を続けている。この団体については日本中央競馬会との比較も試みる。

第3部の結では、第1部の一般的考察と第2部で取り上げた競馬協会2団体の考察からアソシアシオンの自由（liberte d' association）と統制の意味について論及したい。

第1部 アソシアシオンに関する一般的考察

第1章 総論

目次

- I 定義と沿革
 - II 結社契約の特殊性
 - III 1901年法の適用範囲
- 小括

I 定義と沿革

1. アソシアシオンの定義

(1) 1901年7月1日法（以下1901年法）第1条¹は、アソシアシオンを、2人ないし数人が、持続的方法により、その知見あるいは活動を、利益の分配以外の目的で共有するという内容の契約として定義している。したがって、アソシアシオンは、知識や活動や、物的手段を、利益分配以外の目的のために結集する自然人あるいは法人で構成する団体である（アソシアシオン、会社、公法人でもアソシアシオンの構成員になることができる）。アソシアシオンは、社会的事実であると共に1901年法によって規律し保障される法制度でもある。

(2) アソシアシオンは絶えず増加し、活動も多様化してきた。現在では、2006年の統計によれば、フランスに100万社のアソシアシオンが存在していると推定されている。年間の新規届出は、1970年代には、2万件以下だったが、現在では、6万件近くある。最近の20年間、社会的利益を目的とするアソシアシオン（例えば、少数者の利益保護、消費者保護、環境保護を目的とするアソシアシオン）の数は、横ばい状態である一方で、共同活動のためのアソシアシオン（例えば、スポーツ、団体レジャー、老年活動）の数は、急激に増加した。アソシアシオン活動は、主として健康、社会運動、教育、文化、スポー

ツの分野に分散している。地理的にもフランス全土にかなり均質なかたちで組織されている。宗教、スポーツ、老年期活動のアソシアシオンは、都市よりも地方に多くみられる。アソシアシオンの設立割合が最も高いのは、パリ地域圏の諸県で、ブーシュデュローヌ、ル・ノー、ル・ローヌである。

2008年について国立統計経済研究所²が公表したフランスにおけるアソシアシオン活動に関する調査報告によると、16歳以上の国民の3分の1に当たる1580万人が、1つ以上のアソシアシオンの会員（構成員）となっている。複数入会を計算に入れると、アソシアシオンの会員数は、およそ2,100万人となる。アソシアシオンによる4大活動は、スポーツ、高齢者、文化、レジャーであった。男性は、スポーツ、レジャーあるいは、専門（職業）関連のアソシアシオンが多く入会し、女性は、社会活動（老人と人権及び共通利益）のためのアソシアシオンに多く入会している。高齢になるほど入会が増え、60-75歳が最多となっている。大都市圏の入会者は他地域より少ない。高学歴者・会社幹部管理職経験者・富裕層の入会率が高い。入会者の半数以上（800万人）が、アソシアシオンの活動を無料奉仕のかたちで行っている。入会率は生活水準が高いほど高い。

2. 結社の自由確立の歴史的経緯

何かをするために人が集まって協力するのは、それがどのようなものであれ、ほとんど自然なことである。社会的事実として、アソシアシオンは、古代ギリシャ、ローマから存在した。しかし、アソシアシオンは、その歴史を通じて、時の権力者の脅威とされない範囲内での存在でなければならないという制約がいつも課されてきた。存在に脅威を感じると為政者たちは公益上の任務を与えて懐柔したり、廃止という行動にでた。1901年法により結社の自由が保障されるまでその存在は時代の要請と政治的变化とに左右されてきた。

(1) フランス革命前の時代

古代ローマ時代：アソシアシオンは大学や財団に存在した。公的秩序を尊重する限り、自由にアソシアシオンを設立できることが法律に定められていた。しかしながら、ジュリアス・シーザーの治世下になるとこの自由に制約が課された。以来、アソシアシオンの設立は、主務官庁の事前の許可を必要とし、許可されたアソシアシオンのみ訴訟を提起でき、法律行為を行うことができた。政府は、しばしば、自らの障害となる団体、とりわけ、政

治団体を解散させ、禁止したりした。このようにして、経済目的あるいは慈善目的のアソシエーションのみが許可された。ローマ帝国の衰退と共にアソシエーションは消滅し、後期ローマ帝国末期には、商人や職人は、公権力の特権の恩恵を受けるために、公的アソシエーションに加わらざるを得なかった。ローマ法はこの分野でもフランス法に影響を与えた。

中世：国家が消滅に近い状態であったため、教会が、唯一の安定した組織のようになった。教会は、社会問題を担当するようになり、同業者組合あるいはギルドと呼ばれる共済アソシエーションの設立を応援した。（例えば、自らの統制化にある非教会団体である宗教関係の建物の建築を担当する労働者の組合設立指導）。だが、カロリング王朝になると、職人や労働者の封建領主に反抗する手段とみなされて、ギルドや職業がらみの共済アソシエーションは禁止された。

アンシャン・レジーム：王権力は、とりわけ、自己を脅かす存在としての宗教関連の中間団体に強い警戒心を抱き、抑圧を強めた。一方で、同業者組合・ギルド・フリーメーソン・思想結社の発展は放任した。

（2）1789年の革命とその直後

1789年の革命— 権力者とアソシエーションの間に維持されていた諸関係に、革命は急激な変化をもたらさなかった。結社の自由を制限したのはむしろ個人の自由であったといえる。結社の自由を保障すると個人の自由がはっきりしなくなる恐れがあったからだ。かくして、1789年の人権宣言 *Declaration des droits de l'homme et du citoyen* には結社の自由についてはなんら言及されなかった。人権宣言は、思想信条の自由（第10条と第11条）を考慮しているが、それは個人の自由として解釈しているからである。

革命家はアソシエーションが政府や一般利益に反して台頭するのではないかと恐れた。

禁止措置の継続—1790年、宗教団体 (*congregations religieuses*) の禁止。1791年6月14日ル・シャプリエ法³により職業の自由と個人の自由を理由として同業者組合 (*corporations*) の禁止、テルミドール7日法により政治結社が禁止された。これらの措置がとられたにもかかわらず団体は消滅せず逆に増加し続けた。時の権力は政治団体、クラブ、結社の存在を黙認した。

これらのアソシエーションの中には、政府の活動に協力する団体があったからであるといわれている。

恐怖政治期—政府は、慈善団体と共済組合は認めたが、公序に反する同業者組合（ギル

ド) やアソシアシオンにたいする禁止措置は引き続きとられた。

第一帝政期—アソシアシオンに対する禁止措置は一段と強化された。1810年刑法第291条は次のように定める。「..... 20名を超える構成員を有し、その目的が、宗教、文学、政治などにかかわるためであることを明らかにして、毎日あるいは数日集会するアソシアシオンは、いかなるものも政府の許可なくして、また公権力が団体に課したいと考える要件のもとでしか結成することはできない」。従って、同業組合・ギルドでないアソシアシオンは、構成員数が20名を超えなければ自由に設立できた。だが、政府の許可は必要であり、それがないと構成員は、アソシアシオンの違法設立を理由に、訴追された。こうした厳格さがあっても、一方で、皇帝の兄弟や高官が参加しているフリーメーソンのように存続するアソシアシオンもあった。皇帝の息子が参画して創設されたフランス馬種改良奨励協会（以下奨励協会と表記）の設立についてもたぶんに同じことが指摘できるだろう。そのために奨励協会の創設者たちは会員を募集する際に人数を制限せず多数のセレブの入会を募ったと思われる。

王政復古期—1834年4月10日法は、禁止されていたアソシアシオンの構成員に適用される刑罰を加重した。一方で、政府にとって好ましいアソシアシオンは規制が緩和された。1825年から宗教上の修道会が奨励され、ルイ・フィリップ治世下の納税額に基づく選挙の枠内での代議士選出母体としての選挙人アソシアシオンが許可された。この政体の末期から、結社の自由に関する議論が起きた。事実、第一次産業革命と共に、思想の潮流は、新社会組織を思い描く方向に導かれた。労働者は、使用者と対峙するために団結できなければならなかったし、生産者は、伝統的な政治勢力に対抗するために共同体組織を作り結集できる必要があった。フーリエ、サンシモン等の社会主義者の学説は、労働者団体の発展に好意的であった。結社の自由は、自由主義者、社会主義者によって権力への対抗勢力として考えられた。アレキシス・トックヴィルは1835年に出版した『アメリカの民主主義』4の中で、アメリカで採用されているような結社の自由を賞賛した。

1848年革命—法や他者の自由、公共の安全を尊重することを条件に結社の自由が宣言された。パリでも地方でも結社が増加して政府の心配を増幅させた。その結果、1849年6月19日法が制定され、政府は公の秩序を脅かすような結社や集会を禁止できるようになった。革命的活動の温床となるものと疑われた労働者のアソシアシオンは訴追されたが使用者のアソシアシオンに対してはそのようなことは生じなかった。ルイ・ナポレオン・ボナパルトのクーデタに反対した結社は、第三帝政期には、会員は流刑や海外追放さ

れた。刑法典やその他の法律の整備により結社一般に対する厳しい法規制が復活した。その一方で、政府は、貴族のアソシアシオンや体制派のアソシアシオンや相互扶助会については一定の寛容さを示した。その後、しだいに弾圧は緩和され労働者の活動が活発化しだした。アソシアシオンの設立を許可した最初の法律は1865年6月21日法で、地主の団体のアソシアシオンである。

(3) 第三共和制の成立と結社の自由の要求

1871年から20年間に、30件以上の結社の自由に関する法案あるいは、成案の提案があった。この時期には、許可の下りないアソシアシオンは政府により訴追された。許可の下りないアソシアシオンの件数が増加する一方で、合法的とされたアソシアシオンの件数は半減した。弁護士で2度国務大臣を務めた共和主義者の活動家であるワルデックールソー（Pierre WALDECK-ROUSSEAU）が結社の自由の主要な推進者だった。彼は、1899年11月14日国民議会事務局に最終法案を提出し、結社契約に関する1901年7月1日法の制定を実現させた。

この法律は、アソシアシオンの設立自由と刑法典第291条の廃止を宣言している。アソシアシオンを3種類に区分し、無届アソシアシオンについては、設立のためになんらの手続も不要である。そのかわり設立はできても法人格は認められない、届出アソシアシオンは、公示手続を行えば制限的な法人格を取得する。公益承認アソシアシオンには通常の法人格が認められる。宗教団体に対しては、法律全体の二分の一近くを割いて第3章に固有の法制度として規定化した。外国国籍5のアソシアシオンは、1901年法を改正した1981年10月9日法の適用をうけるが、外国人であっても基本的にはフランス人並みに結社の自由を享受できる。

(4) 1901年以降

過激主義者のグループと闘うために、戦闘団体及び私兵に関する1936年1月10日法が制定され、街頭で武装した示威活動を行うアソシアシオンあるいは事実上の団体、私兵的性格を有するアソシアシオンあるいは、戦闘団体を大臣の助言の下に共和国大統領デクレにより解散させることができるようになった。

第二次世界大戦—結社の自由は再び問題視された。政府は自らにとって都合の良いアソシアシオンは厚遇したが、好ましくないと看做すアソシアシオンは解散させた。共産党や

それを支持するアソシアシオンは解散させられた。秘密結社も同様であった。ところが宗教団体（修道会）は設立が自由であった。1941年7月11日法律により、政府は、あらゆるアソシアシオンの解散権限を有することになった。

共和国臨時政府発令の1944年8月9日付オールドナンスにより、共和政体の合法性が回復し、1901年法についても元の状態が取り戻された。しかし、実際の法制では、一定の国家管理主義方式がとられることは排除されなかった。共和政国家の原則を脅かし、歪めるようなアソシアシオンは行政処分解散できるものとされた。国家管理主義は、一定のアソシアシオンの単一化が進められたことの中にも見ることができる。例えば、釣りや養魚場のアソシアシオンは単一の県単位の団体にまとまるように指示された。

国際法により認知された結社の自由：結社の自由の憲法的性格を認める道を開いたのはコンセイユ・デタ「国務院」6である。コンセイユ・デタは、1956年7月11日付ベトナム友好会と1958年1月24日付旧軍人協会にかんする判決の中で、結社の自由を共和国の諸法律が保障した憲法原則と呼んだ。その憲法化は、1971年7月16日の、コンセイユ・コンスチチュシヨネル（憲法院）7判決によって為された。

憲法院の1971年7月16日判決は以下の通りである。

「共和国の諸法律が認める基本原則に数え上げられ、憲法前文が公式に再確認していることを考慮すると、結社の自由は原則と認めてしかるべきである。この原則は、結社契約に関する1901年7月1日法の基本をなしている。この原則に基づいて、アソシアシオンは自由に設立でき、事前に届出書を提出するだけで、公的に認知される。かくして特殊なカテゴリーのアソシアシオンについて取られる措置は例外として、アソシアシオンの設立はたとえ無効の様に見えてもあるいは違法な目的を持っていそうであっても行政当局あるいは司法当局が事前にその有効性を審査したり、判断することは許されない」。

立法者は、上記判決により、1901年法第2条に定められたアソシアシオンの設立自由の規定をもはや白紙に戻すことはできなくなった。この原則はフランスと外国のアソシアシオンに適用されている。それでも、2000年7月20日付の狩猟に関する判決で憲法院は、従事する特殊な公役務（この場合、狩猟連盟の役務）の使命ゆえに特定のカテゴリーのアソシアシオンに対して国家が特別監督の対象とすることは結社の自由の侵犯を意味しないとの判断を示した。憲法院は、同判決の中で、結社の自由が憲法上の原則であることも強調している。

国際的には、1948年12月10日の世界人権宣言 Universal Declaration of

Human Rights は、第 20 条で、総ての人が集会と平和的結社の自由権を有し、何人もアソシアシオンへの参加を制限されないと定めている。

1966年12月19日市民権と参政権に関する国際条約及び子供の権利に関する国連条約も結社の自由に言及している。しかしながらこれらの条文はいわば単なる宣言であり、道義的価値しか持たない。

それに反して、1950年11月4日人権擁護と基本的自由の保護に関するヨーロッパ条約 European Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms は結社の権利に関して重要な影響力を持っている。その第 11 条は、集会結社の自由について規定しており、直接適用可能である。

ヨーロッパ連合は、1992年2月7日のマーストリヒト条約 8 締結以降、結社問題について見解を打ち出すようになった。ヨーロッパ・アソシアシオンについて定める規定は 1994年1月1日に発効した。

2006年、フランス首相は、ヨーロッパ・アソシアシオンの法規について検討するワーキング・グループを設置した。

結社の自由に含まれる入退会権：何人も、アソシアシオンを設立したりそれに参加（入会）したりする権利を有し、また入会を拒否したり、退会（脱会）する権利を有する。破毀院 9 もヨーロッパ人権裁判所¹⁰も結社の自由がこれら両面を含むことを認めている。

2003年6月12日判決で破毀院の第三法廷は、ヨーロッパ人権条約第 11 条と 1901年法第 4 条に基づき、結社の自由の原則を以下の通り再確認した。

「何人も、平和的集会の自由と結社の自由を有するものであり、それは、自らの利益を擁護するために他人と組合を設立し、組合に加入する権利も含まれるものである。また、これらの権利の行使は、法の定めにより、民主主義社会で、国家の安全、公安・秩序の維持、犯罪の予防、健康あるいは道徳の保護、他者の権利と自由の擁護のために必要な手段となる制限のみが認められその他の理由で制限されない。また、アソシアシオンの構成員は、未納会費と当該年度会費を支払えば、それを制約する規定の有無にかかわらずいつでも退会できる」。

破毀院はまた、2006年6月27日および同年12月20日に以下のような判決を下している。

「商人のアソシアシオンに入会することを賃借人に義務付け、契約期間中、その義務を負い続けることを強いる商業的賃貸借契約は、絶対無効である」。

「法律に別段の定めある場合を除き1901年法に基づくアソシアシオンに入会し、あるいは入会后そこにとどまらなければならない義務は誰にもない。加入者が会費の支払いを止め、支払いを拒否すれば、それはもはやアソシアシオンに参加しないという意思の表明と看做することができる。よって、退会後の会費の支払いを請求することは認められない」。

設立自由と行政当局の監督不在：結社の自由は行政当局を拘束する。すなわち、アソシアシオンの設立は、届出手続の際に県庁当局による事前の監督に付すことができない。県知事がアソシアシオンの違法目的を明らかにした時でもアソシアシオンの廃止手続きに関与できるのは検察官だけである。同様に自治体の首長が自らの自治体の管轄区域内で多くのアソシアシオンが本部を構えることになって、そのことが公的秩序を害するかもしれないとの懸念を抱くにいたる場合でも、提訴できるのは国の検察官だけである。

II 結社契約の特殊性

1. アソシアシオンの特徴

(1) 双務あるいは多数当事者間の契約

1901年法第1条によれば、アソシアシオンは、「その効力が契約と債権債務に適用することのできる法の一般原則によって定められる」2人以上の者の間で交わされる契約である。アソシアシオンは、従って、構成員全員の意思のみにより設立され、アソシアシオン契約は当事者間しか効力を有しない¹¹。アソシアシオンは、2人以上の者により設立されるので、自然人あるいは法人で構成される団体であり、従って、片務的ではない。

1988年10月25日の判決でコンセイユ・デタは ひとりの者が出資しかつ活動費用の負担者となると定めたアソシアシオンが結成され、決議書の署名者がその者だけであり、彼が個人的利益のため銀行口座を一人で利用するというケースに対して、アソシアシオン契約の存在を認めなかった。

(2) 共通目的の存在・出資

アソシアシオンは各構成員の個人的利益に優先した集団の利益のために設立される。従って、構成員は、アソシアシオン契約に定められた目的の実現のために協力しなければな

らない。共通の目的は必ずしも規約により生じるとは限らず、アソシアシオンや加入者の活動によって生じることもありうる。共通の目的が存在しない場合、アソシアシオンは架空のものとされ裁判官により解散させられる。1901年法第1条により共通目的の達成のために構成員は活動や知見を継続的に共用する。この点が単なる集会とアソシアシオンの相違点といえる。

アソシアシオン契約の出資は特殊であり、物的なもの（資金・動産・不動産）のほかに、時間、能力、ノウハウ、勤労も出資となる。アソシアシオンには資本は存在しないのが特徴的である。

（3）利益分配以外の目的

会社（組合）契約と異なるアソシアシオン契約の特徴的な要素は、非営利目的という点である。構成員は契約が事実上の会社（組合）として再び認められない限り、利益を分配することはできない。しかしながら利益を分配できないということはアソシアシオンが利益を実現できないということではない。法が禁止するのは構成員間の利益分配のことである。経済活動を行うアソシアシオンが利益を上げることを禁止する法の定めはない。従って、これらの利益が構成員間で分配されない以上、会社には課税される¹²。

実際、アソシアシオンは営利活動（物の販売、サービスの提供）を行うことができる。規約にはそのことをはっきりと定めなければならない。

例えば、身体障害者の介護アソシアシオンは、そのサービス提供に料金を請求し、経済活動を行っており、何名もの有給従業員を雇用し、経営者に報酬を支払っていても利益の分配がない以上アソシアシオンの営利活動はそれだけでは結果としてその法的性格を変えることにはならない。また、営利活動から得られる収益が会費による財源を上回ってもそれはアソシアシオン契約の性格の変更にはならない。それぞれ1990年6月27日判決および1970年5月13日判決で破産院の判断が示されている。逆に、規約の定めを遵守せずに構成員間で利益を分配するアソシアシオンは事実上の商事会社とされる。

構成員（会員）にはアソシアシオンの有給被用者でもなりうる。その場合、給与は、構成員に委託された任務と切り離すことのできる具体的で特定の仕事にみあったものでなければならない。有給被用者が会員となることは、アソシアシオンが会社（組合）として見直される恐れが大きい。

アソシアシオンが利益分配以外の目的を持って活動する場合、資産増加につながらない

範囲での構成員の俟約・貯蓄を勧めるための定めは禁止されない。専門職間で購買団体としてのアソシアシオンを設立することは認められている。

2. 他団体とアソシアシオンとの区別

(1) アソシアシオン、集会、修道会（宗教教団）

集会は考え方や意見を聴いたり、利益を守るための協議をするために、一時的に結成された人の団体をいう。集会とアソシアシオンとの相違はアソシアシオンが結果として構成員間に継続的な関係をもたらすという点である。アソシアシオンと集会は従って参加者間の関係のあり方で区別される集団である。アソシアシオンにおいては、構成員間関係は継続的であるのが特徴であるが、集会は一時的である。とはいっても、集会は単なる出会い、会見、遭遇とは異なる意見や主張の表明、説明、協議といった特別の目的を有している。従って、デパートやコンビニの買物客や教会のミサから出てくる信者の集団は集会とはいえない。

宗教団体の修道会は特殊な集団（団体）である。1901年法は、この団体に適用される特別規定を定め、第3章全部をそれに当ててアソシアシオンとして認めている。修道会は、以下の3要素をもっていることが一般のアソシアシオンと異なる。第1の相違は目的である。アソシアシオンと同じく非営利であるが、修道会の目的は、一般利益のための活動を超えている。修道会の会員は、敬虔な目的を持って厳しい共同生活をおくり、教会を代表する聖職機関の権威に服従した生活を義務づけられる。さらに、食糧、住居、衣服、介護などの生きるために必要なことは修道会によって保障される。第2の相違は、設立についてである。修道会は、コンセイユ・デタの同意に基づくデクレにより承認されたときにのみ法人格を取得する。第3の相違は、会員間の不平等である。会員は総て平等であるアソシアシオンと異なり、位階制に基づき組織されている。

(2) アソシアシオンと会社（組合）

アソシアシオンの目的は、非営利であり、法的には、非営利団体に分類される。会社（組合）は、活動から得られる利益の分配を目的にしており、営利団体に分類される。会社の第1目的である利益の分配はアソシアシオンでは禁止される（1901年法第1条）。会社とアソシアシオンの相違点に関するこの基準は、民法典第1832条と1901年法第1条とを比較して、「利益」beneficeという言い方で定義を与えた破毀院が明確化した

ものである。

1914年3月11日破毀院判決は以下の通りである。

「利益という語は二つの条文中、同一の意味をもって使われており、構成員の財産に加えられる金銭的、物質的利得を意味する。ゆえに、会社とアソシアシオンの相違は、会社がその存在の条件として根本的に（必ず）、ともに得た利益の分配を行い、アソシアシオンは決して利益の分配を行わないという点にある」。

1978年1月4日法第78-9号は会社（組合）の改正に関する法律であり、会社（組合）について以下のように定義をする仏民法典第1832条の新草案のもとになっている。すなわち、「会社（組合）は、利益を分配するため、あるいは、そこから生じる貯蓄から利益を引き出すために財産や労力を共同事業にあてることを契約によって取り決める2人以上の者により設立される。会社（組合）は、法が定める場合、一人の者の意思行為によっても設立することができる」。

この新しい会社（組合）の定義は、利益の分配に基づく区別の基準をより不鮮明なものにした。というのも、会社はアソシアシオンと同様にその構成員に貯蓄益を産み出すという目的をも有することができるようになったからである。その上、団体の資格に関してもアソシアシオンが経済活動に参加して、利益を産み出すようになったため判別が不確かになった。裁判官は、そこで、団体を区分する基準として利益分配の有無を目安にするようになった。利益分配があれば会社（組合）としての資格は避けがたいものとなるからだ。

1967年9月23日付オールドナンス第67-821号による経済利益団体（Groupement d'interet economique GIE）の創設も、同じくアソシアシオンと会社（組合）の類似性を強めるものとなった。GIEは一定期間、複数の自然人、法人により構成される法人であり、この団体の目的は、構成員の経済活動を容易にし、発展させ、改善し、増大させることにある。GIE自体の利益の創出を目的としない。一方で、GIEはアソシアシオンの特徴もいくらか備えている。例えば、団体との契約については、一般法の規定に従う。一人社は認められない。他方で、会社（組合）の性格も有する。構成員間での利益分配の義務、商業及び会社（組合）登記、資本金を有する設立がそれらの特徴である。

アソシアシオンは、会社（組合）と同じく法人格を欠いた状態でも存在できる。無届アソシアシオン（associations non declarees）、匿名会社・組合（societes en participation）事実上の会社・組合（societe de fait）は法人格を具備しない。法人格の取得方法は総てが同じではない。アソシアシオンについては、県庁への届出、あるいは

は公益承認アソシアシオン、会社（組合）については商業及び会社（組合）登記を必要とする。アソシアシオンと会社（組合）の法人格は同一ではない。アソシアシオンにおいては、構成員は規約内容やその組織について自由に決めることができる。これに反して、ある種の会社（組合）についてはその組織は強行規定適用の対象となる（例えば株式会社）。

（３）アソシアシオンと公施設

アソシアシオンと呼称されていてもある種の団体は、実際は公施設（例えば市街地土地組合）であることができる。また一定のアソシアシオンは行政機関関連の団体である。従って、区別は必ずしも常に明らかではない。公益団体 *groupement d'interet public* (GIP) の出現は、その一例である。

GIP は参加する行政当局の意思により契約で創設された公的組織である。私人も参加することができる。このアソシアシオンはそれでも司法裁判所の管轄に属する私法上の契約であることが特徴的である。さらに、法令上の制限がある公施設の構成員でもこのアソシアシオンへの入会は自由である。

（４）アソシアシオンと労働（職業）組合

労働（職業）組合は、特定された目的により区別されるアソシアシオンである。その目的とは代表する職業の構成員の利益擁護であり、従って一つの職業を代表する団体である。目的はそのためにアソシアシオン一般の目的と比較して限定されているがそれだけより広い法的能力を享受する。

組合の結成はアソシアシオンの設立より簡単である。組合定款と運営を担当する者の名前を市役所に提出するだけでよい。

組合は、アソシアシオンとは異なり、無制限に不動産を所有し、動産取得し、遺贈を受けることができる。

（５）アソシアシオンと連盟（連合会）

活動支部、あるいは、同一職業の労働者組合、使用者組合は、その自律性を失うことなく連盟（連合会）のかたちで結集することができる。従って、小審裁判所は、一方でアソシアシオンが連盟（連合会）の提供するサービスを利用してもしなくても自由であることを認める。この場合、連盟はアソシアシオンに対して、技術的・管理的援助及び、助言を

行うだけの役割しかなく、かつ、公権力や公的組織に対してアソシアシオンの受任者になるに過ぎない。また、同裁判所はアソシアシオンが決定権や適切な管理権を持ち自由にその活動方針を定め、財政的に自立することを認める。他方で、両団体間になんらの統制・監督関係もないと判示した。本件について破毀院は、2006年2月1日、両団体の間には統一的指揮権もなく経済単位も存在しないとの判決を下している。

Ⅲ 1901年法の適用範囲

1. アソシアシオンの一般法

(1) 1901年法

1901年法と結社の自由宣言とをもって立法者は、アソシアシオンの構造（組織）にとりわけ柔軟な法制度を設けようとした。規約に与えられるその柔軟性は、多様な活動を包含するアソシアシオンには大変有益である。1901年法は会社資格が与えられない相互会、共同組合、財団、労働（職業）組合といった特定のジャンルの制度に属さない総ての団体の定型として受け取られた。1901年法は、従って、属地主義の原則に基づいて、外国のアソシアシオンも含むフランス領内に存在する総てのアソシアシオンの一般法となっている。

(2) アソシアシオンと公共団体との関係

アソシアシオンの役割は、時代と共に明らかに変化を遂げていった。長い間、この私的な人の集団は、公役務を目的として活動するアソシアシオンもいくらかあるにはあったが、大半は、構成員の私的な関心を満足させることしか他に目的を持たなかった。しかし、やがて、アソシアシオンは、一般利益を擁護する方向にもその使命を見出すようになり、その結果、アソシアシオンと公共団体は協力するようになった。つまり、公役務の仕事を活動目的とするアソシアシオンの構成員に公共団体も加わるようになったからである。公共団体が一定の一般利益に関する役務をこうしたアソシアシオンに委託するようになったのは、社会、教育、スポーツ、娯楽の分野においてであった。

アソシアシオンへの公共団体の参加は種々の形態がとられている。この場合、アソシア

シオンは私人のみで構成されてもその活動については公権力による方向付け、提案、ガイダンスを受ける。さらに、アソシアシオンが公的、あるいは準公的な資金供与を受ける場合は、その活動や役割は行政当局の監督下に置かれる。

一定の自律性（自治権）をアソシアシオンにもたせるために、総会、理事会、執行部会に行政当局の代表を出席させるよりも、技術的、科学的、教育的、監察による助言を与える形をとった公権力の活動参加が推奨されている。

混合アソシアシオンと行政アソシアシオンは、例えば、アソシアシオン内部でアソシアシオンに依託された役務につき公権力と私人のいずれの側の代表がイニシアチブを取るかという基準で区別されているのが現状である。

行政控訴院が、アソシアシオンを公共団体に対して事実上、自律権をもたないと判断する場合は、当該アソシアシオンの設立条件、目的、資金調達（出資・融資）、関係する県代表の影響力を検討して得られた共通するいくつかの兆候を根拠としている。そして、同裁判所は、2005年12月5日の判決で、県が継続的方法でアソシアシオンに対し事実上の管理（経営・支配）権を確保していると判断できる場合には、県は、アソシアシオンの管理の中で犯された過ちに責任を負うとの判断を示した。

（3）私的団体としての性格の維持

公役務を活動目的とするアソシアシオンでも、団体としての性格は変わらない。私法人のままである。例えば、コンセイユ・デタは、1975年10月15日判決で、公役務を行うアソシアシオン、全国輸血センターに対して、同団体を私法人と判断し、その行為は私法行為にとどまると判示した。結果として、この私法人の責任は、司法裁判所によってしか判断されえない。裁判管轄については、同様に、公役務を行うがいかなる公的権力の特権も行使しないアソシアシオンに対してなされる損害賠償請求訴訟は司法裁判所の管轄に属するとされた。競馬施行規程違反を犯したとしてフランスギャロが制裁金を調教師に課した事例について、破毀院は、2012年8月8日の判決で、競馬事業は1891年競馬法の2010年改正法により明文化された公役務なので競馬施行規程に基づく制裁は行政行為となり、司法裁判所への調教師の訴えは管轄違いとするフランスギャロの主張を認めなかったのはその一事例と言えるだろう。

公役務を行うアソシアシオンが、私法人としての資格にとどまる以上、その職員には公務員の資格はない。雇用職員と締結された労働契約は、私法上の契約である。その結果、

この契約の破棄に関する訴訟は司法裁判所の管轄に属する。契約破棄に対する違約金についての訴訟に関しても同様である。

2. 特別立法

1901年法は非営利団体の一般法であり、その他の当該団体に関係する法律・デクレなどの規則は、アソシアシオンを枠付けるものである。これらの法規には2種類あり、そのひとつは1901年法によるアソシアシオンに適用されるもので、例えば、有価証券の発行、一定のアソシアシオンの承認などに特別規則が設けられている。もう一つは、1901年法とは別の法令による特殊なアソシアシオンの設立に適用されるものである。例えば、競馬協会認可に関する1891年6月2日法と1997年5月5日付デクレ、礼拝アソシアシオンに関する1905年12月9日法、財団に関する1987年7月23日法、借家人アソシアシオンに関する1982年6月22日法、スポーツ・アソシアシオンに関する1984年7月16日法などが挙げられる。

小 括

社会的事実であり、法制度であるアソシアシオンは、1901年法により定義されている。ここ30年間、アソシアシオンの数は、大幅な増加を示し、特に、健康、社会活動、教育、文化、スポーツ面で増加が顕著である。

歴史上、結社の自由は幾度も制限を受けている。1901年法が制定されるまでアソシアシオンは政治的变化に応じて変遷した。古代ローマの時代から、アソシアシオンは、設立するために事前の許可が必要であった。アンシャンレジーム下では多くのアソシアシオンが禁止された。1789年のフランス大革命では急激な変化は見られなかったが結社・団体は禁止された。ナポレオン時代にはアソシアシオンの禁止には、アソシアシオン違法設立罪という刑罰が科されて弾圧された。

結社の自由が宣言されて顕在化するのには、第三共和制が始まってからである。1901年7月1日法は、3種類にアソシアシオンを区分した。第二次世界大戦期を除き、結社の自由が白紙に戻されることはなかった。この自由は共和国の諸法律と国際法が認めた基本的諸原理の一つとなった。結社の自由は結社する自由とやめる自由の両面を意味する。

アソシアシオンは契約であり、構成員間の共通の目的の存在により特徴づけられる団体である。知見の提供や勤労奉仕は継続的なものでなければならず、アソシアシオンは利益

を分配することを目的とすることはできない。アソシアシオンは、単なる一回限りの会合、修道会、会社、公施設、組合のような団体とは区別される。

多数のアソシアシオンが公役務を目的とする活動を行う。そのためにこれらのアソシアシオンは、支持母体である公共団体（行政組織）と緊密な関係を持つことになるが、こうした関係を持っても私的団体としての性格は変わらない。フランスギャロはその典型である。

1901年法は、非営利団体の一般法なので、その活動の特殊性のため競馬協会のように他の法律あるいは規則の適用によってアソシアシオンが規制を受けることがありうる。

- 1 1901年7月1日法については、添付した訳文を参照
- 2 INSEE Institute national de la statistique et des etudes economiques 国勢調査の実施、株式指標の公表、経済・財政統計、月刊誌発行などを行っている機関。
- 3 la loi Le Chapelier des 14 et 17 juin 1791 1791年6月フランス革命時定められた団結防止法。提案者 Issac-Rene=Guy Le Chapelier の名を付してル・シャプリエ法と呼ばれる。正式名称は「同一身分および職業の労働者及び職人の集合に関するデクレ」（山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会）
- 4 DE TOCQUEVILLE (Alexis) , *De la democratie en Amerique*, 1835
- 5 フランス法では法人の規約上の所在地が擬制的なものでない限り、その所在地法 loi du siege social が法人の国籍を決定するのを原則とするが（判例）、戦時または公法上の利益が問題となるときには、法人の管理運営機関または営利社団 societe の資本がいかなる者の手の下にあるかが探求され、その法人が外国の統制下に置かれているときは、その外見上の国籍に拘らず、フランス国籍のものとは考えられない（山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会）
- 6 Conseil d'Etat 政府の準備する法案などの諮問に応じると共に行政裁判所の最上級裁判所としての権限を有する。
- 7 Conseil constitutionnel 憲法院は第五共和国憲法下での違憲立法審査機関である。
- 8 Maastricht Treaty ヨーロッパ共同体設立条約の改正条約で別称ヨーロッパ連合条約という。1992年2月オランダのマーストリヒトで調印。翌93年11月発効のヨーロッパ統合のための新たな協力政策と協力方式を定めたもの。経済・通貨統合、共通外交・安全保障政策、司法、内政協力、連合市民権の設定、欧州議会強化、環境・消費

者保護強化などに重点が置かれている。(山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会)

- 9 Cour de cassation は民事と刑事の上告事件を管轄する最高司法裁判機関である。
- 10 European Court of Human Rights はヨーロッパ人権条約の実施保障裁判所である。
- 11 Cass. civ., 18 nov. 1978
- 12 Cass. soc., 27 juin 1990

第 2 章 アソシアシオンの設立と法的能力

目次

序

I 設立 結社契約の成立要件 アソシアシオンの設立手続

II 法的能力 無届アソシアシオン 届出および公益承認アソシアシオン

小括

序

1901年法第2条は、事前の届出や許可と関係なく自由に人的結社（以下アソシアシオン）を設立できる原則を定める。しかし同法第3条は、「その目的が不法な場合、法律に反する場合、良俗に反する場合は無効であり、いかなる効力も有しない」と定めているために、アソシオンの中には本稿のテーマである競馬協会のようにこうした設立の自由が特定の法律の定める要件を満たすことを要する結社も含まれている。

1901年法第1条は、アソシアシオン（結社）を、私法上の契約とし、その効力については、契約と債権債務法に適用される法の一般原則により規制されるとする。かくして契約が有効となるためには仏民法典第1108条に定められている4要件、合意、結社契約のための行為能力、当事者の契約行為参加理由となった確かな目的、債権債務の合法的原因が、それぞれ存在することが必要とされる。

アソシアシオンの設立者は、アソシアシオンの規約により結社契約を完成させなければならない。アソシアシオンは設立手続によりつぎの3種類に分かれる。無届アソシアシオン 結社契約締結後および規約起草後、無届のアソシアシオン。合法的存在であるが法人格はない。届出アソシアシオン 結社契約締結後、規約を起草して、1901年法第5条に規定された手続に従って発起人により届出られたアソシアシオン。届出の効果は法人格が認められることである。公益承認アソシアシオン 1901年法第10条に定められた手続後、公益団体としての承認を受け、届出アソシアシオンより制限の少ない権利能力が認められるアソシアシオンである。

I 設立

1. 結社契約の成立要件

(1) 契約当事者の合意

結社契約は契約当事者の意思の合致ある場合にしか締結され得ない。契約当事者は、契約締結時にその（合意の）意思を表明しなければならない。契約の合意は自然人と法人がこれをなし得る。法人の場合は法人を代表する能力を有する者がそれを為さなければならない。公法上の法人も結社契約の当事者となることができる。それが、地方公共団体であれば、訴訟手続については、その審議機関（議会）の任命した者が代表者となり、国であれば、大臣か知事の任命によりその代表者が選ばれる。合意が欠けている場合、契約は成立し得ないし、それが錯誤や詐欺、脅迫による場合は有効にはならない。

合意のけん欠・瑕疵：契約当事者の合意は、結社契約の締結にとって根本的な要素である。合意が無ければアソシアシオンは存在しないものとみなされる。合意に瑕疵があれば、アソシアシオンは相対無効とされる。

この相対無効については、アソシアシオンが多数当事者間の契約である場合、契約当事者全員に契約の無効を言い渡すことも考えられるが、大審裁判所の判例には、合意が欠落していたか瑕疵のあった当事者に対してのみ無効とし、他の契約当事者がアソシアシオンを継続できるとした事例がある。相対無効は法律が保護しようとする者により原則として5年間にわたり主張しうる（仏民法典第1109条）。

入会会員選択の自由の原則と例外：新会員の加入は、原則として、会員全員かアソシアシオンの機関の同意（承認）が必要である。アソシアシオンには、原則として会員選択の自由がある。ある射撃クラブが、観光案内パンフレットの中で、新会員の募集広告を掲載したところ、女性の入会希望者が現れたため、すでに入会者が満杯という口実で入会を受け付けなかった。この女性の入会希望者は、彼女の希望は受け入れられるべきとして裁判に訴え、損害賠償請求も併せて行ったが、訴えは棄却された。1987年4月7日の判決で、破毀院は、法律や規約に定めのない場合、入会者の選択はアソシアシオンに認められるべきであるとの判断を示した。

入会に関しては規約で定めることができる。2002年6月25日の判決では、破毀院は、控訴院が、規約に、原則として、入会は書面による申し込みによるものとし、年会費を納める自然人と法人をアソシアシオンの会員とすると定める団体について、会費全額を

送金し、入会申込書をそれに添付して送付した者には問題なく会員資格が授与されるべきと判断したことを妥当として支持した。破毀院は同じく、規約に入会は書面による登録とし年会費を納めれば会員とすると定めてあれば、当該アソシアシオンはこれらの要件を満たす者が自然人であれ法人であれ、入会が不正なもの でなければ、それを拒否することはできないとした。競馬協会への入会には、以上のようなことの他に、内務省による審査があり、とりわけ犯罪歴や好ましくない人々との交友関係が調べられ、この審査にパスしなければ会員にはなれない。

加入の更新：アソシアシオンの規約に、加入更新義務が定められていない場合、更新の拒否は、理由も言渡しもなく行われた場合は制裁に関する規約の規定違反として違法な除名処分とされる。

入会契約の非遡及的解約：十分な情報が与えられずにアソシアシオンに入会する場合、入会者は、アソシアシオンの必要情報提供義務の懈怠として契約上の債務不履行による非遡及的契約解除を請求できる。

(2) 契約当事者の行為能力

自然人と法人は共にアソシアシオンの会員になることができる。従って、会社、経済利益団体、労働組合、アソシアシオンは、アソシアシオンの会員となり得、アソシアシオンの会員は、それ自体がアソシアシオンとなり得る。フランスギャロの会員にも、個人馬主だけでなく、会社や組合やアソシアシオン組織の馬主がいる。法律上、無能力者と宣告されていなければ、結社契約を締結することができる¹。

仏民法典第1124条により、後見親権の保護下にある未成年者（18歳未満の者）は、結社契約を締結することはできない。しかしながら、1971年8月28日、内務大臣は以下のような通達をしている。

「未成年者は、書面により明白な、または両親あるいは後見人の黙示の、推定できる許可があればアソシアシオンに入会できる。しかしながら、成人あるいは、後見親権の保護から離脱した者のみが市民生活の中で、あるいは、裁判所で有効にアソシアシオンを代表できる」。

未成年者はそれゆえ、市民生活の中での活動において、代表を務めたり、財務管理をすることは出来なくても、実際に、会員であるアソシアシオンの総会で投票権を行使し、理事会メンバーに選出され、有効に活動したり、団体の発展に貢献できる。加えて、197

9年2月24日の青年・スポーツ大臣通達により、同大臣が承認したアソシアシオンには、16歳に達していれば、成人と同一要件のもとにその総会に参加することが認められる。

被後見成年者は、司法や後見人の保護下に置かれていても、結社契約に参加することはできる。

軍人については、国防法典第L4121-3条によれば、「現役中は、政治的性格を帯びた結社に入会することを禁止される」。

結社契約の当事者の一人が無能力者の場合、契約の相対無効となる。この場合は、無能力者との関係でのみ契約の効力が生ぜず、会員資格を取得できないということである。

結社契約を締結する法人は、その法人を代理できる能力を有する者により代表されなければならない。組合（会社）、あるいはアソシアシオンにとって、それは、法定代理人あるいは法人代表として明示された委任状を有する者のことである。結社契約参加を望む市町村、県は、それぞれの議会の審議の結果、任命された者により代表されなければならない。国家が結社契約に参加する場合、関係大臣または知事の決定により任命された者により、代表されなければならない。

（3）債権債務の原因

アソシアシオンの目的：目的は、会員の債権債務の原因であり、一般的にはアソシアシオンの活動に相当する。目的は規約によって定められる。フランス民法典第1131条により、原因なき債権債務、または誤った（虚偽の）原因に基づく債権債務、あるいは不法（違法）な原因に基づく債権債務からはいかなる法的効果も生じない。同法典第1133条により、原因が法律によって禁止されていたり、公序良俗に反する場合は不法（違法）となる。1901年法第3条は原因の違法性についてはより明確に、「法や善良の風俗に反して違法な原因や目的のために設立されたアソシアシオン、あるいは、国家の領土の保全や政府の共和政体を侵害しようとする目的を有するアソシアシオンは、全て無効とする」と定めている。

アソシアシオンの目的の合法性についての判例

オートガロンヌ県の闘牛禁止運動を目的とするアソシアシオン、ラリアンス・プール・ラ・シュプレシオン・デ・コリーダ (L'Alliance pour la suppression des corridas) は闘牛を主催するアソシアシオン、クリュブ・トーラン・ド・ツールーズ (Club Taurin de Toulouse) とトロサトロス (Torosa toros) の2団体に対して、動物への虐待と残酷行為を

禁止する刑法典第521-1条違反を理由として解散措置がとられるように求めて訴えを起したが、破毀院は2006年2月7日の判決で同法典同条第3項の定めを根拠として、当該刑法典の条文は闘牛のような地域に古くから存続し、多くの人々の興味を今も惹きつけている伝統行事には適用されないとして闘牛主催を違法目的と主張する訴えを棄却した控訴院の判決を支持した。

パリ控訴院は1989年12月19日の判決で違法な医療行為として医師とは看做されない針治療師を結集することを目的とするアソシアシオンを違法な目的を有するものとして無効とした。

ポアチエ控訴院は、1972年4月13日、無償譲与の受領のために設立された届出アソシアシオンの目的は違法であるとの判決を下した。

破毀院は、1989年12月13日判決で人の子を物の様に扱う出産契約は法に反し一般的な倫理観に反する。かような契約締結を支援し、その実現のために活動するアソシアシオンは、法律に違反し、良俗に反する違法な目的を追求していることになり、1901年法第3条の適用を受け無効であると判示した。

違法目的を持つことに対するサンクション：目的がなかったり、不可能だったり、違法だったり、良俗に反する場合、アソシアシオンは仏民法典第2262条に定められ、総ての利害関係者により30年間にわたり主張することが可能な絶対無効とされる。1901年法第7条第1項は、同法第3条（目的の違法性、国土保全に対する侵害、共和政体に対する侵害）による無効の場合、関係者ないし大臣の要請により、大審裁判所がアソシアシオンの解散を宣告する。裁判所は、施設の閉鎖とアソシアシオン会員のあらゆる会合の禁止を命じることができる。犯罪者のアソシアシオンに個人が参加することは刑法典第450-1条により処罰される。加担した犯罪行為に科される罰の軽重に応じて、個人参加者には75,000ユーロ以上の罰金刑、5年以上の懲役刑が科される。

（4）契約当事者の債権債務の目的

結社契約における当事者の債権債務の目的は、アソシアシオンの設立目的の実現のために協力する意思に相当する。この意思は、知識、活動を実際に継続的に共有するという形で示される。債務は、会費の支払い、結社契約締結時、あるいは、活動時に会員からアソシアシオンに為される出資によって示される。

出資：出資 *apports* は、アソシアシオンの利益のために、出資者が、退会時の取戻権を留

保しながら、その活動に不可欠な財産を移転することであるとされる。

知識と活動による出資は1901年法第1条に定められ、財産の出資については1901年8月16日デクレ第15条と一般租税法典第809条第1項の2に定められている。

アソシアシオンへの積極的な参加（会合、会議、デモ、総会への参加）となって示される知識や活動による出資は、それなしにはアソシアシオンの構成員の資格を生じ得ない結社契約の本質を為す要素である。一方で、財産の出資は義務的なものではない。

財産の出資は、金銭出資、現物出資のどちらでも良い。従って、動産も不動産も出資対象物とすることができる。ただし、1901年法により、不動産出資はアソシアシオンの運営・管理のためあるいは会員の会合目的のための建物（事務所）および厳密にアソシアシオンの目的達成のために必要とされる不動産（1901年法第6条第2項、第3項）のみが認められる。上記の条件を満たさない不動産出資は絶対無効となる（1901年法第17条）。この厳格な制限は、アソシアシオンにとって財産を有することは必要条件ではなく、その中心は、知識・活動の共有を通じた人的結びつきによって、会の目的を達成するということにあるためと思量される。上記の出資は、通常、利用権の出資であるが完全な所有権を出資することも出来る。リオン控訴院は1971年6月8日の判決で、同市の司教区のアソシアシオンに教会建設用に用地の所有権を出資するのは合法的であるとの判決を下している。ポー控訴院は2004年1月20日判決で、規約改正により目的変更をしなければならなくなったアソシアシオンに変更前の目的のために出資していた者が規約に定められている出資取戻権を行使して出資の取戻をすることを認めた。

出資と無償譲与の区別 - 財産のアソシアシオンへの出資 (apports) は適法であるが無償譲与 (liberalites) は違法とされる。財産の出資は出資者への代償（補償）を伴う有償行為である。一方、無償譲与は、行為者の自由な意思に基づき、代償（補償）の伴わない無償行為である。アソシアシオンへの財産の出資と無償譲与との区別は、財産出資の代償（補償）が経済的負担でない場合難しくなる。実際、出資者は、目に見えない厚遇や社会的配慮、アソシアシオンの目的に参加する場合の特別な地位といったものを代償として受けとる。裁判官は、従って、異議申し立てのある場合、契約当事者の共通した意図は何であるのかを見極めることを重視しなければならない。そして、無償譲与的性質とは異なる目に見えない厚遇の存在が考えられるかどうかを探すことに努めなければならない。代償は、アソシアシオンに課された責務となる。

取戻権の規定、あるいは出資が一定の条件によるという定めがあれば、同じく、裁判官

にとって、当該行為を判断する際の目安になる。

2. アソシアシオンの設立手続

(1) 規約の作成

作成自由の原則：発起人は、アソシアシオンの規約を準備しなければならない。規約は書面による。私署証書²で足りる。規約は、公けの秩序を守ることを条件に発起人により自由に作成することができる。1901年法は、規約をアソシアシオンの届出のために必要な提出資料としてしか考慮していない。従って、規約に関する法的要請は、アソシアシオンを識別できる記載があればよい。即ち、最低でも、目的、住所、名称があれば十分である。設立者（発起人）は、とりわけ会員の入会要件と除名要件について、規約の規定内容をより明確に定めることが望まれる。規約にはまた、アソシアシオンの組織、機能、解散に関する規定を定めるべきである。さらに、規約には、会費とアソシアシオンへの出資に関する規定を定めることが有益である（例えば、その性格、取戻権についての規定など）。
制限：ひな型規約（定型規約）と必須条項：公益承認を希望するアソシアシオンは、法律が定め、当局が義務づけるひな型（定型）規約を利用しなければならない³。定型規約は、スポーツ・アソシアシオン、同連盟、教育機関、県狩猟連盟、競馬協会などについても採用が義務付けられている。

法律は、同じく支援や助成金の受給を希望するアソシアシオン（例えば、医学研究・科学研究アソシアシオンや、債権（社債）発行アソシアシオン）に対して当局が交付した資金の使用について監督を行えるように、規約中に一定の条項を設けることを義務付けている。

規約は発起人が日付を記載して署名する。同様の条件で改正することができる。オリジナルはアソシアシオンに保管され各発起人宛にコピー1通づつが与えられる。

(2) 無届アソシアシオンの設立

単純アソシアシオンとも呼称される無届アソシアシオンの設立は、なんら特別の手続を必要としない。その設立は単純に、口頭ないし文書でアソシアシオン契約を結ぼうとする発起人の意思の合致で成立し、ついで発起人はアソシアシオン規約を定める。義務づけられてはいないが、発起人は、彼らの合意を正式に認めるため、また、アソシアシオンの活動方法を定めるために創立総会を招集することができる。ただし、市町村の承認を要する

狩猟アソシアシオンについては、総会招集が義務づけられている。この段階では、単純アソシアシオンは、なんらの手続も必要とせず存在するが、その存在は合法的ではあっても、法人格は認められない。

この制度の考え方は、法人格は、法によって創られるものではないとし、原則として、法的に認められ、保護の可能な、合法的利益の擁護のために団体性を備えたあらゆるグループは、法人格を有すると看做すとした1954年1月28日の破毀院判決の見解とは相容れない。同判決は、第二次世界大戦後、フランスにおける支配的な法人理論となっているレオン・ミシュール Leon Michoud(1855-1916) の提唱した法人の技術的实在説による法人格付与に関する一般理論に基づいた原則判決として、フランス裁判史上重要な位置付けを与えられている判決である⁴。レオン・ミシュールは、ある存在に「権利主体」性（法人格）が認められるには、「権利」の本質である利益（団体については集団としての利益）とこの利益を表明し防御するための意思（団体については集団意思を表明できる代表者又は機関）の双方が備わっていれば足りると主張した。

ミシュールの技術的实在説を認めた1954年破毀院判決

1945年2月22日オルドナンスには企業委員会以外事業所ごとに設けられる事業所委員会について法人格を明示的に認める規定は定められていなかった。X事業所委員会は、Yから必要な物品を購入し代金を支払ったが、Yは物品を納入しなかった。そこで、X事業所委員会がYに対して代金の返還を求めて訴えを提起したところ、Yは、X事業所委員会には原告適格がないと反論した。原審リヨン控訴院は、立法者の明示的意思が確認できないことを理由として事業所委員会の法人格を認めなかった。X事業所委員会の上告に対し同委員会の原告適格を認めた破毀院の判決は以下の通りである。「法人格は法律の創造物ではない。法人格は、原則として、法的に承認されかつ保護に値する適法な利益の擁護のために意思表示が可能な総ての集団に帰属する。以下省略」。

（3）アソシアシオンの届出

1901年法第5条第1項によれば、第6条の法的能力（権利能力）の具備を望むアソシアシオンは発起人の申請により公示されなければならない。この公示は、同法第5条に定められた手続期間中に行われ、その名称が規約に記載されているアソシアシオンの運営管理責任者により申請されなければならない。アソシアシオンの有給職員を除いた理事会メンバーが公示申請を行う。

届出の最初の手続：

事前届出：手続の第一段階届出は、アソシアシオンの本部所在地の県庁や郡庁で行う。本部がパリにあるアソシアシオンについては届出は警視庁で行う。アソシアシオンの本部が外国にある場合、事前の届出は、その主要な事業所所在地の県庁で行う。

2005年7月28日付オールドナンス第2005-856号で各庁で行われる届出手続について2件の小規模な改正がなされた。届出は、アソシアシオンの目的と本部所在地、肩書は何であれ運営管理責任者の氏名、職業、住所、国籍を明示する。

事前の届出は書式自由な書面で行い、一部のみ提出すればよい。規約のコピー一部が添付されなければならない。届出人は届出時に当局が手続の第二段階を直接担当するのであれば、官報への掲載申請書も添付する。

届出に関するサンクション 過誤による届出は、アソシアシオンの設立に関する法規の遵守義務を負う発起人に個人的責任を生ぜしめる。添付資料の邦訳1901年法第5条の規定に違反する場合は、アソシアシオンの解散が関係者あるいは検察官の要請に基づき宣告される。

1901年法第8条は、届出に責任を負う者に対して届出が不正確な情報を含む場合、以下の刑事罰を科すことを定める。即ち、添付資料の邦訳1901年法の第5条違反者には、第5級違反の罰金刑が科される。届出責任者は、従って、届出書に含まれる情報の正確さを確保しなければならない。1500ユーロの罰金刑の対象となることがある。

受領書の交付：届出の一件書類を所轄県庁に提出した日から数えて5日以内に受領書が交付される。受領書には、届出書類を提出した日付、受領書の発行あるいは送付日付、届出書に添付した付属書類の目録（一覧表）が記載される。受領書は知事、副知事、あるいはその代理者が日付を記入して署名する。

アソシアシオンの届出受領書の交付は裁量の余地のないき束的権限行使である。アソシアシオンの届出が適法に為され提出書類が完備している以上、知事は受領書を交付しなければならない。交付拒否は権限の濫用となり、訴訟対象になりうる。

一方、一件書類に不備があったり、届出書に必要的記載事項の一つでも欠けている場合には、所轄官庁は、受領書の交付を拒否できる。コンセイユ・デタは、1990年3月26日の判決で、届出時に理事者の一人について記載が欠落していたケースに対して知事が受領書交付を拒否したのは適法と判断し、その決定に対して権限濫用を理由とした訴えを却下した。

官報掲載 手続の第二段階：アソシアシオンの届出受領書交付は、1901年法第5条により官報の記事掲載によるしか公示手段はない。掲載の申請は、届出から1か月以内に為されなければならない⁶。掲載の申請は、原則としてアソシアシオンの運営管理者が行わなければならない。

実際には、官報掲載の申請は、事前届出と共に為され、官報出版局に掲載の要請をする所轄庁がこの業務を取り扱う。掲載の申請は、非定型的な書式で行うことができるが、掲載を容易にするため所轄庁が提供する印刷された申請用紙を利用するように薦められる。

届出期日、名称、目的、本部住所、事前届出をした県郡庁名を記載するように指示される。官報掲載の時からアソシアシオンは、公的に存在することになり、法人格を取得し、第三者に対する対抗力を有するようになる。

その他の届出：一定の税務申告のほかに、有給職員の雇用を希望するアソシアシオンは、URSSAF（社会保障・家族手当負担金徴収組合）に必要な届出を行わなければならない。そのほか、補足的な届出が、しばしば、たとえば、学校の休暇、専門家会議、有給休暇、レクレーションに対して義務付けられる。とりわけ、2003年5月1日からは、休暇村やレクレーション・センターで未成年者を受け入れるアソシアシオンに対しては、県駐在の国家代表あてに事前の届出義務が課されるようになった。

規約改正の届出：アソシアシオンは1901年法第5条により運営・管理上のあらゆる変更や規約改正の全てを3ヶ月以内に報告しなければならない。

そのために、アソシアシオンの最初の届出は、規約改正の登記記録とアソシアシオンの管理上生じた変更を記載するのに役立つ特別記録簿が添付される。

1901年法第5条によりこれらの改正あるいは変更に関する受領書の日付は、行政或いは司法当局が何時にてもアソシアシオンの本部で提示を求めることができる記録簿上に記載される。アソシアシオンの管理上生じた変更の届出を受理する行政当局は、届出に1901年8月16日デクレに定められた書類と届出の対象となる変更を含む決定事項の議決を証明する議事録抜粋とが添付されていれば受領書を交付しなければならない。コンセイユデタは1985年1月25日の判決で届出られた規約等の改正内容についてアソシアシオンの自由を尊重して当局に改正内容の適法性を判断する権限を付与しなかった。

規約改正の届出懈怠に対するサンクション

届出した規約の改正内容は、1901年法第5条により届出日以降でなければ第三者に對抗できない。訴え時に名称変更を届けていないアソシアシオンの訴えは受理されない。遡及効を生じないので、訴え提起後に為された名称変更届は訴えを有効にはなしえない。

しかしながら、規約改正の届出が3ヶ月の期間経過後になされた場合でも、県庁当局は届出手続完了の証明である受領書を交付しなければならない。1901年法第5条違反となる、規約改正とアソシアシオンの管理上の変更についての届出懈怠は、検察官と関係者の要請によりアソシアシオンに対して裁判上の解散という制裁が科されることがある。

1901年法第8条に定められた刑事罰も適用されることがある。届出義務のある規約の改正は官報によっては公示されない。

第三者への情報提供：何人も規約、諸届、規約改正を報告する書類、管理と業務執行上に生じた変更の内容を自ら出向くことなく知る権利を有する。費用自己負担でこれらの抄本や謄本を取り寄せることができる7。

1901年法第5条に定められた情報は閲覧できる状態に置かれる。従って、当局は、職業、住所、国籍は私生活の秘密に属するという理由で届出アソシアシオンの役員の名簿の閲覧を拒否することはできない。閲覧拒否は当局の権利濫用とされ、訴えの対象となる8。

(4) アソシアシオンの公益承認

アソシアシオンに課される要件：アソシアシオンは少なくとも3年以上の活動観察期間を経て、コンセイユ・デタのデクレにより公益承認されることが出来る。従って、公益承認団体になるためにはアソシアシオンとして届出後3年以上存続していなければならない。

しかし、この観察期間は、公益承認申請アソシアシオンが3年間の確かな資金のあてがあつて均衡のとれた経理が保証されるものであれば要求されない。

地理的規模、会員数、不動産資本などどれもが巨大で、一般利益を目的として追求しようとするアソシアシオンは当然に公益承認を要請できる。このような点が当局の考慮の基準となる。公益承認を希望するアソシアシオンは、定型規約を採用しなければならない。

公益承認の申請：総会により授権された者が署名したこの申請書には以下の資料を添付する。届出の抄本を掲載する官報1部、アソシアシオンの国籍・沿革・活動状況・目的の有益性を説明する資料、場合によっては、下部組織やその活動状況やアソシアシオンとの関

係を紹介する説明書、アソシアシオンの規約10部、本部所在地を明記した機関・施設の一覧表、国籍・職業・住所を記したアソシアシオンと理事会理事部メンバーの名簿、過去3年度分の決算報告書と当該年度の予算書、積極財産と消極財産の状況、記名有価証券をアソシアシオンが所有することを証明する銀行発行の証明書、公益承認申請を許可する総会審議の議事録抜粋（これらの書類は申請書の署名者により署名されなければならない）、本部所在地の議会の通知書、アレテによる知事の通知書、内務大臣への公益承認申請の送付：内務大臣は申請書受領の証書を発給し、この申請について審査を行わせなければならない。また、アソシアシオンの本部が所在する市町村議会の意見を求めることができ、知事に報告書の提出を求めることができる⁹。審査が終了すると、内務大臣は、この案件を承認するか、意見を求めるためにコンセユ・デタに移送できる。

コンセユ・デタへの移送：コンセユ・デタは、アソシアシオンが公益承認に必要な要件を満たしているかどうかを審査し、申請を支持することを許可されたコンセユ・デタ付弁護士の見解を聴取した後に見解を示す。内務大臣はその見解に拘束されることなく、専断的に判定する。

公益承認はコンセユ・デタのデクレにより行う。内務大臣もコンセユ・デタと同一見解であれば、内務大臣アレテにより行うことができる。

規約改正：同様の手続で承認される。即ち、コンセユ・デタのデクレかこれと同一見解の場合の内務大臣のアレテによりなされる。1979年7月11日法及び1980年1月10日付通達により内務大臣による規約改正承認拒否は理由が付されなければならない。公益承認の取消も同様の手続で理由が付されなければならない¹⁰。

II 法的能力

法人格のない無届アソシアシオン

無届アソシアシオンは法人格を有しない。1901年法第2条、第5条は、官報掲載によってのみアソシアシオンには法人格が具備するものと定めているからである。

(1) 合法的な存在としての無届アソシアシオン

アソシアシオンは届出をしなくても、また、届出を済ませているが官報の掲載がない場合でも合法的な存在である。これらの団体は事実上の存在であり、組織と規約を有して活

動することが出来る。独占使用権はないが名称を使用できる。会員の委任した代表の仲介で契約を締結し、醸金を受領し、収益を産み出すこともできる。出資を受け、動産や不動産を活用することもできる。しかしながら、固有の資産を有することはできないので、資金や財産は会員の分割できない共有の状態になる。会員全員の出廷を要件に訴訟も行うことができる。権利の濫用を理由に訴えを提起することもできる。

(2) 法人格欠如の結果

法人格のないアソシアシオンは自己の名で契約することはできない。遺贈を受けることもできない。公的助成金の支給対象者にもなれない。自己名義の賃貸借契約もできず、司法裁判所への訴提起資格もない。

(3) 第三者に対する無届アソシアシオン会員の個人的責任

無届アソシアシオンは法人格が欠如しているので会員は、アソシアシオン名義で為した契約についても第三者に対し個人的に責任を負う。会員は、連帯して代理人により為された契約より生じた債務の履行責任を負う。破毀院は、1984年3月14日の判決で輸送業者に仕事を依頼した無届アソシアシオンの理事長は、個人的にその債務の全額を支払わなければならないとした。

届出あるいは公益承認アソシアシオン

届出あるいは公益承認をえたアソシアシオンは自然人同様、権利能力を取得する。アソシアシオンの行為能力は、しかしながら、明示すべき制約がある。先ず第一にアソシアシオンは、定款で定める団体の目的の範囲内でしか行為できない。これは、法人の活動限定性の原理 (le principe de specialite des personnes morales) とよばれるもので、法人の活動は、その設立の領域と目的に限定されるという、法人の性質に内在的な原理で、法人の能力・権限を限定する諸原則をいう。次いで小さな(限定的な)行為能力を有する届出アソシアシオンと十全な行為能力を享受する公益性承認のアソシアシオンとが区別されなければならない。

適法に届出られたアソシアシオンは、1901年法第6条により全員特別の許可も必要とせず、訴訟行為を行い、手渡贈与や公益機関からの贈与を取得でき、会員から会費を徴収し、運営や会員の会合のために使用する建物と団体の目的遂行のために必要な建物を有

償で取得し、占有し、管理できる。

1. 法人の属性

(1) アソシアシオンの名称

名称の保護：アソシアシオンは、第三者の権利を侵害しないことを条件に発起人が自由に選択し、それによってアソシアシオンの届出をした名称を名のる。名称は独自のもので法人であることがわかるようなものでなければならず、すでに存在する名称と混同されるようなものであったり、他のアソシアシオンあるいは法人が使用しているものであってはならない。

アソシアシオンはその名称について事実上の独占使用権を行使できる。

アソシアシオンに名称の使用を禁止したり、訴えの対象となった用語の使用を禁じたりする必要性のある混同の危険を見極めるために、裁判官は様々な基準をもって判断する。特に、その名称をいずれの側の当事者が先使用していたか、および、十分に個別化できる用語によって表示されたオリジナリティがあるか否かを重視する。一方で、混同の危険のない場合は、訴えは棄却される。その事例としては **castors** アソシアシオンと商標の **Castorama** や **FSF** アソシアシオンと **FASF** アソシアシオンが挙げられる。

紛らわしい名称の事例：1920年と1930年にそれぞれ設立されたフランス・ボーイスカウトとフランス・ガールスカウトのアソシアシオン2団体は、1980年に設立されたフランス・カトリック・ボーイスカウト・ガールスカウト・アソシアシオンを紛らわしい名称の使用と看做して提訴した。最終的に、破毀院は、1988年11月8日の判決で原告の主張を認めた控訴院判決を、本事例の場合、言葉ごとではなく、全体として名称を見れば十分に固有名詞化し、オリジナリティを示しているので、混同の危険はないとして破棄した。

パリ控訴院は、1998年1月13日の判決で、急進社会党にたいしてその名称の使用が急進共和社会党の名称と紛らわしいと判定し使用を禁じた。

SOS という略号は、いかなる個別的占有の対象にもなりえない。アソシアシオンは、活動の場所を示せば、商標権侵害にも不正競争にもならず **SOS** 医療、あるいは **SOS** 救急医療の名称を選択できる。破毀院は、1989年10月20日の判決で **SOS** 医師アソシアシオンは、救急医療用の団体の名称としてこの名称を排他的に使用することはできず、隣接してあったかなり内容の異なる団体にもこの名称の使用が認められるとの判決を

下した。

名称変更の官報への通知義務：届出アソシアシオンは、名称と本部所在地を含む抄本の官報掲載により公知される。

最初の届出にあった名称の変更は、従って、第三者への対抗力を得るために官報による公告の対象としなければならない。

名称の非時効性：アソシアシオンの名称は、時効にかからない。従って、設立以来30年以上経ってから提起されたアソシアシオンの名称変更についての訴えも受理される¹¹。

(2) 住 所

アソシアシオンの住所は、発起人（以下設立者とも記す）の自由な選択により定められた本部の所在地にある。この本部は、アソシアシオンの運営や財務や法務に関する業務の行われる場所である。

アソシアシオンが支部機関を有する場合は、届出時にその事務所を通知しなければならない。

アソシアシオンが、事務所を置く建物を有しない場合、会員の家を住所とすることができる。アソシアシオンの本部所在地の変更は、県庁に届けなければならない。

本部所在地は、アソシアシオンに対する訴訟提起を通知するための土地管轄を決定するのに必要である。

(3) 国籍

アソシアシオンの国籍は、フランス法では法人の国籍決定の原則として所在地法 *loi du siege social* がとられているので本部住所がどこにあるかで決められる。フランス領土内に本部を設けるアソシアシオンの国籍はフランスである。外国のアソシアシオンがその機関をフランスに設ける場合、この機関の国籍はフランスである。

アソシアシオンの本部を外国に移転する場合、国籍変更が生じる。フランス法においては、本部住所が法人の国籍決定の原則とされているからである。

2. アソシアシオンの訴訟能力

(1) 訴訟の要件

届出アソシアシオンおよび公益承認アソシアシオンは、代理人により訴訟を起こしたり

起こされたりすることができる。刑事裁判機関で、権利侵害の被害者であると主張する法人は、損害賠償請求をする資格を付与されるが、この権利は、刑事訴訟法典第2条に定められた要件のもとで行使され、アソシアシオンに関しては、フランス国籍であれ、外国国籍であれアソシアシオンが訴訟能力を得るために遵守しなければならない1901年法第5条によって要求される届出手続を完了していることが求められる¹²。

(2) アソシアシオンの訴訟代理

規約にはアソシアシオンの名前で訴えを提起できる資格を有する単独個人あるは合議機関を定めなければならない。規約あるいは総会で別段の定めある場合は除き、アソシアシオン会長（理事長）に認められた出廷権限は訴え提起を決定する権限も含まれる¹³。定款に訴訟の担当者も機関も定めなき場合は、アソシアシオンの機関により、はっきりと委任を受けた者が訴提起を行う。

(3) アソシアシオンにとっての訴えの利益、目的、及び損害

アソシアシオンの訴えはその目的と関係のある場合にしか受理されない。以下に記述するカステル教会及びファージュ城保存を目的とするアソシアシオン事件に対する2004年5月27日判決で、破毀院は、アソシアシオンの訴えはその目的と関係を有することが必要であることを再確認し、控訴院の判決を支持した。控訴院判決によれば、カステル教会およびファージュ城保存アソシアシオンは、これらの建築物とその景観を保護し保存することを団体の目的としており、そのため、ファージュ城の近くに建設された建物の収去について間接強制付有責判決を求める訴えを提起し、ゲラン夫妻を被告として召喚させたが、第1審がこの訴えを却下したため控訴した。アソシアシオンは、新民事訴訟法典第31条及び1901年法第1条により、法律上の授權ある場合以外は、その目的の範囲内のことしか団体の利益のために訴えを提起できないとされる。そこで控訴院は、アソシアシオンの目的を確認した後、本件において収去を請求されている建物が保存・保護の対象とされる景観からは離れた場所に位置しており城からも教会からも見えないことを指摘し、最終的にアソシアシオンによる訴えの利益はないものと判示した。

2003年1月20日ツールーズ控訴院判決

動物の命の尊重を目的として掲げる宗教団体であるアソシアシオンが、規約に、人間、とりわけキリスト教徒に、動物に対する義務を自覚させることが団体の目的の具体的内容

であると定めている場合、アソシアシオンはこの目的を遂行するために訴えを提起できる。従って、オートガロンヌ県、特にツールーズ地域における闘牛競技主催者であるアソシアシオンの目的の違法性を主張する訴えや、こうした団体の解散を求める訴えは受理されると判示した。なお、本事例については、アソシアシオンの目的の合法性についての事例紹介の中で2006年2月7日の破毀院での敗訴判決として紹介した。

損害賠償請求訴訟を提起するアソシアシオンは、損害が、団体固有で、直接的かつ明白であることを立証しなければならない。

(4) 司法救助

法律扶助に関する1991年7月10日法第2条第2項により、フランスに本部をおき、十分な資力を持たない非営利法人には司法救済の便宜が与えられている。司法救助の要請は、大審裁判所内にある司法救済局宛に行わなければならない。

(5) 裁判管轄

裁判管轄の決定は、しばしば困難な問題を生じる。

例えば、公有地を保有するアソシアシオンとその土地の賃借人間の訴訟は、司法裁判所の管轄とされた¹⁴。

同様に、アソシアシオン内部の選挙に関することは、公役務の事業を行うアソシアシオンに関しても司法裁判所の管轄となる¹⁵。

公役務事業の執行を認められた地方自治体のアソシアシオンの総会あるいは会長任命の決定についての訴訟は、それが公役務事業の執行に関する場合は行政裁判機関の管轄に属する¹⁶。アソシアシオンの内部管理に関する問題、とりわけアソシアシオンと会員間の私的権利関係に関する訴訟は司法裁判所の管轄に属する¹⁷。

行政裁判所は、準行政機関的アソシアシオンが公権力を行使する場合の訴訟について管轄権を有する。そうでない場合の訴訟は、司法裁判所の管轄に属する¹⁸。

契約履行に関する訴訟は、大審裁判所の管轄に属する。

アソシアシオンと第三者間の争いについては訴訟行為の性格により、管轄が決められる。

アソシアシオンの司法上の解散請求訴訟は大審裁判所の管轄に帰属する。

商人を相手取って、アソシアシオンが訴訟を提起する場合は、司法裁判所か商事裁判所のいずれかあてとなる。

アソシアシオンが為替手形に署名する場合、商事法典は、どのような人の間の為替手形の振出しも商行為とみなしているので、本件の訴訟は商事裁判所の管轄となる 19。

行政裁判機関への訴訟提起：

全部管轄行政訴訟：アソシアシオンは、地方公共団体により損害を受けた場合、その賠償を請求できる。アソシアシオンの建物が公共工事の施工により損害を被った事例や地方公共団体がアソシアシオンとの契約を破棄した事例がある。

越権訴訟：集团的または規制的措置に対する訴訟

公務員で結成するアソシアシオンは、規約上の権利や特典を侵害するような場合にしか公役務を組織する法規について訴えを提起できない。

集团的利益を守ろうとする公務員のアソシアシオンあるいは組合は、公役務の組織や実施に関する上位の通達や訓令の内容について提訴する資格はない。ただし、これらの規定内容が、団体の権利や特典を侵害したり、雇用・労働条件を問題とする場合は除かれる 20。

他方、行政措置（処分）が、本来公務員のアソシアシオンに認められた特典を侵害する場合、この措置は当該団体の訴えにより取り消される 21

個別的処分（措置）に対する訴訟

措置がアソシアシオンの会員全員の集团的利益を毀損する場合、訴訟は受理される。

景観保存アソシアシオンは違法建築の許可取消しを請求できる。

私的な武闘及び軍事団体に関する 1936 年 1 月 10 日法の適用により解散させられる予定のアソシアシオンは、解散を命じる判決の無効確認を求めて訴訟を提起できる。

アソシアシオンの訴えは、学校の毀損された評判の回復というような精神的利益を守るために行うことも可能である。

措置（処分）がアソシアシオン会員の個人的な利益しか毀損しない場合には、アソシアシオンからの訴えは受理されない。例えば、同窓会のアソシアシオンの訴えは、それが会員の一部の者しか関係しない行政決定の取消しを求めるものである場合は受理されない。

受任者資格で訴訟行為を行うアソシアシオン

アソシアシオンはその個人的名義で会員の個人的利益を法廷で擁護することはできない。しかしながら、関係者からの委任による代理人としてならばその利益を守ることができる。アソシアシオンはまた、代理人として指名された場合は、その会員の個人的訴訟を遂行することができる。

司法裁判機関への訴訟：

アソシアシオンの固有の利益について：アソシアシオンは、物質的、精神的に固有の利益を擁護することができる。アソシアシオンは、刑事犯罪については、民事と刑事の両裁判所へ財産上のまたは、精神的な損害の賠償請求訴訟を提起できる。その損害は、確かで、直接的かつ固有の損害でなければならない。例えば、コルマール控訴院は、1955年4月20日判決でフットボール・クラブに、育成したプロ選手の死亡による物質的損害賠償請求訴訟を提起することを認めた。パリ控訴院は2001年3月29日、ル・モンド紙の人種的な誹謗中傷を罰するため提起された国境なき弁護士アソシアシオンの付帯私訴の申し立てを^{じゅうり}受理する判決を下している²²。

アソシアシオン会員の個々の利益の総体としての集団利益について：アソシアシオンは会員の利益擁護を目的に掲げることができる（例えば、消費者、株主の利益擁護の団体）。従って、アソシアシオンは、個々の会員が守ろうとする権利を擁護するために訴えを提起できる。その場合、アソシアシオンは、代表する集団の利益が損なわれたことを証明しなければならない。しかしながらその訴えは、団体の目的の範囲内でしか受理されない。

少数株主の擁護のためのアソシアシオンの訴えや建物の賃借人の負担に関する異議の訴えや会員の宗教感情を守るという目的のためのアソシアシオンの訴えは受理された²³。

一方、その名において訴訟の当事者ではない第三者の所有権を確認するためにアソシアシオンが提起した訴訟は受理されない²⁴。

アソシアシオンの設立前の損害については、本件の大気汚染防止アソシアシオンのような適法に届け出られたアソシアシオンは、会員の集団利益に対する侵害に対して損害賠償請求を要求でき、その訴訟は団体の目的の範囲内で、その損害が設立期日前（生じたもの）であっても受理される²⁵。

アソシアシオン会員の個別的利益とは無関係の集団的利益：会員の被る損害とは

関係のない社会的損害を理由にして訴えを提起することはできない。実際に、アソシアシオンは、会員の一人あるいは数人に生じた損害とは別の理由で利益を擁護することはできない。一般利益擁護のために訴訟を提起することはできない。それは検察官の仕事である。判例はこの点において一貫している。

3. 管理・運営行為

届出あるいは公益承認アソシアシオンは、第三者と契約し、有償で財産を取得し、会員の納付する会費や、出資（金）・持ち寄り財産や、占有する不動産を管理運用することができる。また職員を採用することもできる。しかしながら、この運営管理の自由は、アソシアシオンについての活動限定性の原理 *le principe de specialite de l' association* による限界がある。すなわち、アソシアシオンの民法上の能力は、そのために契約し、規約に定めることが義務付けられる目的の達成に必要な行為に限られる。

(1) 資産から生じる収入 出資

収入は、アソシアシオンの不動産と資本運用によって産み出される。

アソシアシオンは出資すなわち、団体の利益のためにその活動に必要な動産・不動産の譲渡を受けることができる。

(2) 助成金

届出アソシアシオンは、国、県、市町村、公施設から助成金の交付を受けることができる。その場合、一定の会計義務を負わなければならない。1996年以降、複数年の契約枠（協定）がアソシアシオンの公的収支を改善するために実施された。この協定により省庁は複数年ベースで助成金を交付することができるようになった。

様々な場合のあるなかで、例えば、青年やスポーツや一般向け教育を事業目的とするアソシアシオンは省令によるアソシアシオンの承認が、助成金交付の前提条件となる。政治的性格を有する公的助成は、違法とされる。地方公共団体によるアソシアシオンへの交付助成金が当該団体会員の政治デモ参加出張費を負担するために為された場合がその事例としてある²⁶。

(3) 利益の実現：アソシアシオンの営利活動

アソシアシオンは、会員間でそれを分配しないという条件で利潤を実現できる。アソシ

アソシオンは、団体目的の非営利的性格に一致しかつその活動の遂行に必要となる限りにおいて、投機的意図をもって業として有償行為を為すことができる²⁷。医療、教育、スポーツについても有償で活動を展開できる。また、業として有償活動を行う場合、職業貸借の法律の適用を受けることができる。アソシアシオンは、1901年法第6条で明示的に言及されていなくてもあらゆる種類の動産を有償で取得できる。同法で明示されている動産は補助金のほか、会費だけである。

社会福祉やスポーツ、あるいは教育関係のアソシアシオンは、定期的に活動の資金を得るため舞踏会（ダンスパーティー）や慈善バザーを主宰できる。年6回以上開催しなければ総収入は課税上の優遇を受けられる。判例によれば、臨時に有料のダンスパーティーを開催し、その収益を慈善事業に充当するアソシアシオンの行為は商行為とみなされない²⁸。

破毀院は商人資格をアソシアシオンに認めることを否定している²⁹。

業として、商業的で営利追求型の性格を帯びた活動を行うアソシアシオンであっても商業登記簿への登記は認められない。

商人ではなく、商業活動の通常の間をとるわけでもないので、アソシアシオンには商事貸借の法的制度は適用されない。

アソシアシオンは労働契約を締結することができる。労働法規は、従って、とりわけ、賃金労働者の解雇に関してアソシアシオンの職員に適用される。

一定のアソシアシオンによる有価証券の発行を許可する1985年7月11日法第85-698条は、経済活動を専門的あるいはそうでなく行うアソシアシオンが、そのイニシアチブによってのみ償還できる債券としては優先順位の低い債券を発行することにより固有の資金を得ることが金融財政法典によって認められている。その貯蓄目的の債権公募の上限額は、38,000ユーロで、その限度を超える発行は財務大臣の許可が必要となる。

債券発行決定は、アソシアシオンの総会で行われる。その場合、アソシアシオンは、少なくとも2年間経済活動を行ってきたこと、特定（株）のアソシアシオンに限定されるが商業登記を済ましていること、規約に役員任命方法の定めがあること、役員行為を監督するために3名以上の会員で構成する合議体の機関を設置していることが必要とされる。

債券を発行するアソシアシオンは、応募者に対して正確な情報や、会計検査官により証明された数値化されたデータ（年度の貸借対照表、決算書）を提出できなければならない。

規定を遵守せずに債権の発行を行う法的行為も事実行も、それを為した役員は誰であれ、9,000ユーロの罰金に処せられる。

4. 無償取得

十全の行為能力を有する公益承認されたアソシアシオンと限定的な行為能力しか認められない届出アソシアシオンとは区別されている。アソシアシオンが受領する寄付や助成金の金額は一定の会計上の義務を発生させる。

(1) 届出アソシアシオンの限定された行為能力

贈与と遺贈の禁止：1901年法第6条によれば、届出アソシアシオンは、会員から、金額に定めはないが16ユーロを超える額の会費は徴収できない。この制限は、贈与や遺贈を受領できない届出アソシアシオンへの偽装の贈与が為されることを防止するためである30。慈善バザーや一般向けダンスパーティーは、適法ではあるが、手渡し贈与（dont manuel）と同様に課税対象とされている。実際に、その規約上の目的が何であれ、届出アソシアシオンは、どの団体も、全員、その性格ゆえに当局の監督を免れている手渡し贈与の形で私的な資金を受け取っている。それらは現金、小切手、銀行振替え、さらには無記名証券の形をとっている。

ツールズ控訴裁判所は、1999年5月5日の判決で寄贈者の住居にあるままでも、絵画の寄贈は、有効な手渡し贈与となると判示した。従って、物の現実の移転は必要とされない。

アソシアシオンの贈与者になったからといって、アソシアシオンの問題（事業、取引、事件）に介入（関与、干渉）するいかなる権利も得られることにはならないとディジョン大審裁判所は2005年3月29日に判示している。

緩和：メセナの発展に関する1987年7月23日法：この法律の制定と共に、1901年法第6条に、無償譲与の受領権を届出アソシアシオンのうち、支援・慈善・学術・医学研究を目的とする団体に認める条項が加えられた。

個人や企業による寄付：それは、慈善、教育、科学、福祉、家族、文化的性格を有する公益的アソシアシオンや選挙資金調達を目的とするアソシアシオンのために、租税一般法典第238条の2に定められた要件の下に行われる。この金額は、一定限度であるが、税を免除される。1966年6月24日法はアソシアシオンを優遇する様々な措置を定め、アソシアシオンへの寄付控除の限度の改善を行っている。

一般市民への喜捨の呼びかけ：一般市民の喜捨を希望する科学、社会福祉、家族、人権運動、慈善、教育、スポーツ、文化、環境保護などを目的とするアソシアシオンで、全国

規模、あるいは、地方や県単位で、当該地域、県、市町村の公道や広報手段を利用して一般市民の喜捨を呼びかけるものは、県庁にその旨届出なければならない。届出には、アソシアシオンの目的、会計検査院の監督できる募金の年間使途報告書を添付しなければならない。

(2) 公益承認アソシアシオンの十全の行為能力

公益承認アソシアシオンは、2005年7月28日付オールドナンスにより緩和された民法典第910条および1901年法第11条の定める要件の中で、贈与・遺贈を受領できる。

無償譲与（贈与・遺贈）に伴う負担の削減（軽減）要求をアソシアシオンは援用できる。

アソシアシオンや財団に対するメセナ（学術・文芸の庇護・奨励）についての2003年8月1日法は、この制度の発展を奨励するため、公益性承認を受けた財団やアソシアシオンのために、メセナの税制を改正し、個人も企業も寄付金に対し一定の税控除を受けられるようになった。移転登録税も免除されることが法定された。

(3) 無償譲与（贈与・遺贈）の受諾手続

アソシアシオン、財団、修道会に適用される手続の簡略化を目的とした2005年7月28日付オールドナンスにより、アソシアシオンの生前贈与と遺言による財産の受領につき監督官庁の負担軽減を図るため、民法典第910条が改正された。このオールドナンスが出るまでは、アソシアシオンは、監督官庁の許可を得るまでは、無償譲与の受領ができなかった。現在も事前許可の必要なケースは、民法典第910条の定める施設（ホスピス、市町村の施療院など）である。

助成金受給団体あるいは年次許可団体は、商法典第612-4条により、会計年次報告を義務づけられる。

5. 財産保有能力

1901年法第6条により、届出アソシアシオンは、管理用の建物（事務所）と目的のためになくてはならない不動産以外のいかなる財産も保有することはできない。この条項に違反して物権を取得した場合は、その取得は絶対無効となる³¹。この条項は厳格に解釈されている³²。

1901年法第11条によれば、公益承認アソシアシオンは、その団体目的に必要な不動産を保有できる。この条項は、厳格な必要性の要件が求められていないので、届出アソシアシオンよりは、より広範に解釈することが許されているようである。

ところで、本稿で取り上げるアソシアシオン・フランスギャロの資産保有についてであるが、競馬協会の主要な資産は広い敷地を要する競馬場と調教場である。フランスギャロはまず競馬施行に関係のない施設は一箇所も保有していないと言ってよいだろう。そして、フランスを代表する競馬場と馬の調教場を有しているが、ロンシャン（1856年の開場時より50年毎更新でパリ市から賃借）、シャンティイ（開場時よりフランス・アカデミーから50年毎更新で賃借）オートユ（開場時よりパリ市から50年毎賃借）、ドーヴィル（開場時よりドーヴィル市から賃借）などなど、自ら所有する土地不動産は一つもなく、大半は長期賃借物権である。

小 括

アソシアシオンは、私法上の合意によるものなので原則的には自由に結成できる。その設立の有効性は契約と債権債務に適用される一般原則によって定まる。即ち、契約当事者の合意・能力・債権債務の原因と目的は一般法の要件に従う。

結社契約は、設立者の起草する規約により完成する。この段階では単純アソシアシオン即ち、無届アソシアシオンが設立されたことになる。届出アソシアシオンと公益承認アソシアシオンの設立は発起人の手続を必要とする。

届出によりアソシアシオンは法人格を具備する。言い換えれば無届アソシアシオンは無届である限り法人格は備わらないものとされる。

届出アソシアシオンと公益承認アソシアシオンは、法人となり、法人格に付帯する属性即ち、名称、住所、国籍を有し、法の保護を享受できる。

届出アソシアシオンと公益承認アソシアシオンは、自らの権利と、その構成員の権利を護るために訴えを提起できる。

上記の届出と公益承認アソシアシオンは、その構成員から被る損害とは異なる社会的損害の防止のために訴えを起すことは出来ない。しかしながら、立法機関は、その権限（資格）を付与するために、一定のアソシアシオンに共同代理訴権の行使、あるいは刑事裁判機関への付帯私訴当事者に認められる権利行使を可能にすることができる。

上記の届出と公益承認アソシアシオンは、その活動に必要な運営・管理行為を行うことができる。構成員間で、利益を分け合うことは出来ず、商人資格を持つこともできないが、営利活動を行える。労働法が適用される有給職員を雇用できる。金銭消費貸借契約の当事者にもなれる。

原則として、届出アソシアシオンは、贈与・遺贈を受領できない。しかし、メセナの拡充に関する1987年7月23日法は、一定の届出アソシアシオンに、恵与（贈与・遺贈）の受領能力を認めた。一方、公益承認アソシアシオンは十全の法的能力を享受し、贈与や遺贈を受けることが出来る。恵与を受ける手続きは民法典に定められ、一定の会計上の義務が課される。

届出アソシアシオンは、その管理のための建物と事業の遂行目的のために必要不可欠な不動産以外にいかなる不動産も所有することはできない。公益承認アソシアシオンは目的に必要なあらゆる不動産を所有することができる。

注

- 1 仏民法典第1123条は「法律上無能力者と宣言されていない者は誰でも契約を締結することができる」と定めている。
- 2 私署証書（私文書）。公証人や公署官の関与なしに当事者が作成する証書（による行為）。証明力、日付などに関して一連の規定がある。（仏民法典第1322条以下）（山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版）
- 3 D. 16 aout 1901, art. 11
- 4 井上武史「憲法秩序における結社の自由 完」岡山大学法学会雑誌 161 卷 3 号 55－71 頁、2006 年
- 5 D. 16 aout 1901, art. 4
- 6 D. 16 aout, 1901
- 7 D. 16 aout 1901 art. 2
- 8 CE. 17 janv. 1994
- 9 D. 16 aout 1901 art. 12
- 10 L. 11 juill. 1979
- 11 CA Dijon, 1^{re} ch., 26 mars. 1987

- 12 Cass. crim., 12 avr. 2005
- 13 Cass. 1^{re}civ., 7 nov. 1995
- 14 T.confl., 15 mars. 1999
- 15 CE, 7 dec. 1960
- 16 CE, 19 dec. 1980
- 17 Cass. 1^{re}civ., 26 janv. 1982
- 18 Cass. 1^{re}civ., 14 nov. 1995
- 19 CA Orléans, 17 dec. 1964
- 20 CE, 23 juill. 2003
- 21 CE, 15 avr. 1964, CE, 23 juin. 1965
- 22 CA Paris, 11^{ech}. 29 mars. 2001
- 23 CA. 1^{re} civ., 27 mai. 1975. Cass.2^e civ., 27 mai. 2004
- 24 Cass. 1^{re} civ., 14 nov. 2000
- 25 Cass. 1^{re} civ., 27 mai. 1975
- 26 CE, 6 mai. 1996
- 27 Cass. com., 12 fevr. 1985
- 28 Cass. com., 13 mai. 1970
- 29 Cass. com., 2 fevr. 1985
- 30 Cass^{3e}. civ., 3 mai. 1973
- 31 CA Paris, 27 sept. 1973
- 32 Cass. 1^{re}civ., 1^{er} juill, 1997

第 3 章 アソシアシオンの機能統制解散合併

目次

- 序
- I 機能
- II 統制
- III 解散、合併
- 小括

序

1901年法は、アソシアシオンの活動（機能）自体について定めがなく、アソシアシオンの管理・運営の中で生じた変更・変化についての届出義務のみを規定する。アソシアシオンの活動（機能）は、規約により自由に決められる。従って、設立会員は、規約の制定時には、とくに、周到で的確な方法で、アソシアシオンの組織と機能を定める規約を練り上げなければならない。さらに、規約は、これを補完する内規の中で不足部分を補い、より明確に詳述することができる。判例は、規約を明確化し補完するものとして内規を位置づけている¹。

アソシアシオンの運営・管理に対しては、その活動により管轄省庁により基準の異なる監督がなされる。助成金交付対象となる公益承認アソシアシオンか市民の寄付や献金に依存するアソシアシオンか若者の受け入れのような特殊な活動を行うアソシアシオンかで監督の基準は異なる。

アソシアシオンの会員は、結社契約の当事者である。結社契約の当事者と言っても、規約を合議して作成し結社を立ち上げた時の創立会員間の契約とすでに設立されて存在する結社とその規約に合意して入会する会員との間の契約は同じ結社契約といっても異なる点があるが、ともに基本的に平等な権利義務を有するアソシアシオン会員となれる。個人的に総会への出席権を有し、理事会への被選挙資格を有し、実際には一時的、暫定的ではない入会登録を済ませた者と定義できる。会員は、設立会員、入会会員、賛助会員、有給職員、無償奉仕協力者などに区別される。

アソシアシオンの会員名簿は、非公開とされる。2005年7月28日付オールドナンス

以降、法的にアソシアシオンの運営・管理者しか届出を義務付けられない。会員名簿の提出を義務付けてアソシアシオンへの助成金交付を行うものとした市長の決定の無効判決がだされている。会員であることの守秘性は会員間の関係にも適用される。パリ大審裁判所 2001年12月12日判決は、アソシアシオンが会員の一人に会員名簿やその電話番号のような住所への連絡情報を本人の同意なく公開するのは個人の私生活への侵害となるとしてこれを拒否したことを正当としている²。アソシアシオン会員は後述する総会を構成する。

I 機能

1. アソシアシオンの機関

(1) 運営・管理機関

理事と理事会：理事（administrateur）と呼称される理事会メンバーは、規約により任命されるか総会で選任される。理事には、アソシアシオンの会員である自然人・法人あるいは第三者が任命される。法人の場合は、その代表となる個人が代理しなければならない。規約にはその任期が定められる。

届出アソシアシオンの設立のためには、事前に県庁へ理事の氏名、住所、職業、国籍を届け出なければならない。その変更は3ヶ月以内に公告されなければならない。理事の国籍は、フランスであっても外国であっても良い。

仏民法典第388条の未成年者（満18歳未満の者）も理事会に参加することができる。公務員も届出アソシアシオンの理事となることが認められており、2001年7月17日法によって、その職責を果たす場合休暇をとることができるようになった。有給で年間9日まで認められるこの休暇は、分割してもとることができる。

コンセイユデタは、1970年10月17日の判決であるアソシアシオンの有給職員が、その職責のみの資格で雇用者である当該アソシアシオンの理事会に参画することは可能であり、労働契約による従属関係が理事の職責と両立しないということはないと判示した。しかしながら、有給職員は、アソシアシオンの幹部（首脳陣）より優位した役割を担うことはできないと考えるのが妥当であり、従って、その参画の程度を規約に定めることが認められている。

理事選挙と総会に関する訴訟は、アソシアシオンの本部所在地、あるいは同団体の主要

な施設所在地にある大審裁判所の管轄に属する。従って、アソシアシオンの会員は、理事選挙、あるいはその議事日程、定足数、委任状、投票法などについて争う場合は、前記裁判所において民事訴訟法により定められた要件と手続に従って訴えを提起できる。理事任命無効の訴えの時効は任命の日から数えて5年である。パリ控訴院判決は、1991年4月2日、こうした訴訟を受理し裁判を行うことを認めると同時に、理事会及び執行委員会に対し規約解釈についてのあらゆる紛争の裁定権限を認める条項を規約に設けることも認めた。理事会の構成が規約違反となっている理事会決議は無効とされる。

理事会執行部は、理事長（会長に同じ。以下会長）、事務長、出納長で構成される。規約には理事会の権限が定められる。一般的に、アソシアシオンの運営・管理に関するあらゆる執行部の行為を許可するのは理事会である。即ち、理事会執行部のメンバーの資格停止、新メンバーの承認、規約に定めある場合の会員の除名、会長と出納長が一定の行為を行う許可などである。

規約に基づく理事の行為は、会員に対して対抗力が認められる。理事会は規約改正権限を持たない。

理事会は、会長に対し、彼の名において為したことを後日監督できる可能性をはっきり留保せずに白紙委任し、その決定権限の全てを実質的に放棄することはできない。このような白紙委任は、その契約性を考慮すると会員が集結する審議総会と経常的な運営にあたる機関及び決定事項の執行を行う一人あるいは数人の理事との間で責任を分担（共有）とするアソシアシオン法の原則に反し、理事会の責任放棄になると裁判所は判断しているからである³。

会長：会長は理事会によってそのメンバー中から選ばれ、アソシアシオンを代表できるが義務付けられてはいない。従って、規約には、誰がアソシアシオンを代表する権限を有するかが明示されなければならない。例えば、第2部で考察するフランスギャロは規約第16条で会長があらゆる点において対外的な代表者となるとする内容の規定をおいている。会長は兼職禁止となる場合がある。一例を挙げれば、憲法院は2006年10月26日の判決で主要な活動目的として地方自治体に有償で業務提供をしている助成金受給アソシアシオンの会長は議員職を兼任できないと判示している。

会長の権限は、規約および理事会ないしは総会の委任による。その役割は、理事会を主宰し、アソシアシオンを率い、規約に明記されている場合は、アソシアシオンを代表する。規約に別段の定めある場合を除き、会長は、単独で処分行為を行うことはできない。破毀

院は2006年5月3日の判決で株式会社の社長 (directeur general) の権限を定める商法典第225-56条をアソシアシオンの会長にも適用できるとして、同職が理事会執行部メンバーを職務停止する権限を有すると判示した。

規約に、訴訟は理事会のみが行うと定めているアソシアシオンの会長は、正規に同意した理事会の訴訟委任がなければ当該アソシアシオンの名において訴訟を行う資格はない。

アソシアシオンの規約において、訴訟では会長が当該アソシアシオンを代表するが、それが叶わぬ場合に副会長あるいは特別委任を受けた他の理事会メンバーがアソシアシオンを代表すると定めている場合には、この特別委任の授権・取消しはアソシアシオンの会長の裁量でなされる。

アソシアシオン「ブッシュ・デュ・ローヌ企業及び多極的革新ヨーロッパ・センター」の職員が、当該アソシアシオンの会長の署名した解雇状により重過失を理由に解雇された。当該職員は、解雇は、事実にも基づかず、重大な理由もなしになされたものであり、また会長は解雇状に署名する資格権限も持っていないとして、労働裁判所に提訴した。控訴院は、会長には解雇に関する書類に署名する権限が与えられておらず、従って、解雇状は存在しないとして、当該職員の主張の正当性を認めた。2003年11月25日、破毀院は、同アソシアシオンの規約第13条が、会長はアソシアシオンの社会的活動にかかわる全ての行為につき、第三者に対して法的代表となると定めていることを理由にこの判決を破棄し、規約に定めなき場合は、職員の解雇手続の実行は会長の権限に含まれるものと判示した。

役員の責任：

法定役員と事実上の役員の責任：法人の運営や管理上、積極的な活動を行うことで主体的に独立して、決定的な方法で影響を及ぼすことにより卓越した実績を挙げる自然人、あるいは、法人は、法的に役員として任命されていなくても事実上の役員と看做される。従って、大きな権限を有してはいるが、役員会に自らの決定について説明を義務づけられているアソシアシオンの有給職員は、事実上の役員とはいえない。事実上の役員は法定役員と同じ責任を負う。

民事責任：理事は、法や規約違反、運営や管理上の過失などに責任を負う受任者である。

ボランティアとしてその職務を遂行する理事は民法典第1992条4の適用を受けることができる。すなわち、受任者は、その運営について自らが犯した故意のみな

らず管理上の過失にも責任を負わねばならないが、無報酬の受任者は有償の受任者に比べ責任の度合いが緩和される。

理事が、アソシアシオンの書類や諸資料を返還しないで保持したままの場合、個別的な責任を問われることになる。実際に委任の期間満了時、理事はすべての内部資料、決算報告書を後任者に引き渡さなければならない。そうしない場合、新任理事は、大審裁判所に彼等を提訴し、その引渡しを強制できる。このことにより、仮に、アソシアシオンに損害が発生した場合は、旧理事は損害賠償の責めを負うことになる。

個人責任：建設妨害を目的とした環境保護団体（アソシアシオン）の度を越した訴訟に対して、その有責性を認める判決を勝ち取った後、不動産開発業者は、相手方アソシアシオンの理事の個人的責任を追及した。破毀院は、2004年10月7日の判決でアソシアシオン理事の個人的責任は、理事の職務と関係のない非行を当該理事が犯したかどうかのみによって生じるとし、本事件においては、アソシアシオンの理事は、その規約に定められた枠内で行動しており、なんら、個人的な非行は証明されなかったため、当然、訴訟手続の執拗な攻防による被害者である不動産開発業者の被った損害については個人的責任を負う義務はなく、損害の責任は当該アソシアシオンのみにあると判示した。

会長の個人責任：会長は、規約に定めた権限外の行為および理事会や総会の許可を得ていない行為についてのみ個人責任を負う。破毀院は、1997年2月19日の判決で第三者から責任追及を受けたアソシアシオンの会長が、個人的な非行を犯していない場合は、規約に根拠を有する会長権限と許可を受けたその役割の範囲内で生じる負担・債務についての責任を個人的には負わないと判示した。

刑事責任：会長・理事の刑事責任は、アソシアシオンの刑事責任と共に成立することもあり得るし、それとは関係なく単独で成立することもあり得る。

1901年法第5条は、運営上の変化、変更、規約改正を3ヶ月以内に県庁あるいは郡庁の長ないし副長宛に報告する義務を定めているが、この義務を履行しない場合は、同法第8条により、理事者に対して、第5級の法令違反として罰金刑が科される。役員の場合は、さらに、刑法典違反の犯罪になることもあり得る。以下に2件の事例を挙げるが、他にも多くの判例がある。

アソシアシオンであるフットボールクラブの会長がクラブ代表の資格を得たことを利用してクラブの資金の使い込みをし、背任罪の刑を言い渡された。彼はクラブの金

で試合や仲介人の買収を行ったり、競技者の移動時に架空の手当支給を操作したりした 5。

狩猟アソシアシオン会長は同アソシアシオン主催の狩猟中、参加者の一人が他の参加者の誤射により死亡したことにつき、過失致死罪を宣告された 6。

脱税の責任：役員がアソシアシオンに課された税金の徴収を詐害的操作を行うことによって不可能にしようとした場合は、当該役員は税務当局から個人責任としてアソシアシオンの納税義務ある税金の支払いを求められる。

解任：理事は受任者なので、原則として、何時にても解任できる 7。総会の多数決投票でも解任することができる。規約に別段の明示規定がなければ、理事は総会が自由に最終的決定権をもって解任できるという原則に反する主張は認められない。

臨時管理人：アソシアシオンが深刻な経営難に陥った時、裁判所の判決により臨時管理人を任命できる。臨時管理人の任務は、場合により、その役割が多少拡張され、例えば、役員の運営・管理に対する監視のような単純業務、総会招集のような決定業務、あるいは実際にアソシアシオンを運営管理する業務まで含むことができる。

裁判所は、臨時管理人の任期やアソシアシオンが負担する報酬も定めることができる。

アソシアシオンは、臨時管理人の任命の原因となった非行を犯した者に臨時管理人に支払った報酬額の返済を請求することができる。臨時管理人の任命はアソシアシオンに機能障害が生じていると推定される。破毀院は、1996年1月9日、臨時管理人の任命を正当化するためにアソシアシオンの存続が危ぶまれる特別に重大な事実の存在の立証を要求した判決を破棄している。会長空席の場合は、総会招集のために臨時管理人を任命することができる 8。規約に違反し、旧会長が3年間全く総会を招集せず、理事会メンバーの交代もない場合は、会員の利益を守るために臨時管理人の任命を行うことが求められる。会員にとってみれば、情報開示請求や監督が出来なくなり、理事会の代表制について不健全な状態を創りだすからである。

会長を審査する場合、業務執行の停止のような司法的コントロールを一切伴わず、状況がアソシアシオンの活動を続行することに別段の支障を来さないし、信用も失墜せず、贈与の減少も生じていない場合は、臨時管理人の任命は必要とされないと判断されている 9。

臨時管理人任命の訴えは利害関係を有するアソシアシオン会員あるいは当該アソシ

アソシオンを監督する行政当局が提起できる。有給の役員（部長）はこの請求の利益関係者とはみなされない¹⁰。

（２）審議機関—総会

構成：総会はアソシアシオン会員全員により構成される。しかし、1000人を越えるような大所帯の会員を擁する後述のアソシアシオン・フランスギャロでは総会は選ばれた代議員で構成される代議員総会の形を採ることが1997年デクレ第5条で定められている。

会員にとって、総会出席と投票は権利である。しかし、会費未納あるいは懲戒処分を受けた会員は一時的に総会から排除される。

アソシアシオン規約により、会員でない者の総会出席を認めることができる。例えば、アソシアシオンの有給職員で、彼らは総会のアシスタントとして出席できるが、審議には加われず、投票権もない。

アソシアシオンの非会員ではあるが、通常総会への出席がすでに認められている者がアソシアシオンの総会の審議に参加しても新会員の入会に関する規約上の規定が遵守される以上は審議は無効とならない¹¹。

役割と活動ルール：二種類の総会がある。通常と特別（臨時）総会である。通常総会は、アソシアシオンの業務・会計報告を承認し、運営管理機関メンバーを任命・解任し、この機関が単独では行えない処分・措置の実施許可を与える。解散の場合のアソシアシオンの財産の帰属（権利移転）についてその要件について規約に定めなきときは、1901年法第9条により実行方法は総会に委任されると定められている。

総会はアソシアシオンの最高意思決定機関であるので、唯一、アソシアシオンの自主的解散を宣言することができる。

特別（臨時）総会は、規約改正を行う権限を有する。

1901年法は、総会の機能についてほとんど定めていない。従って、総会については規約でアソシアシオンの審議機関としての機能を明確に定めなければならない。

総会は、規約に定められた時期に開催されなければならない。一般的には年次開催である。しかしながら、必要に応じて追加開催を招集できる。

公益性を認められたアソシアシオンや債券を発行するアソシアシオン、競馬を含むスポーツ関連のアソシアシオンなど一定のアソシアシオンには法律により定期的開催が義務づ

けられる。ちなみにフランスギャロの場合は、コミテ (comite) と呼称される代議員総会を年2回以上開催しなければならないことが1997年5月5日付デクレ第5条によって定められており、これを受けて規約の第15条に同様の規定を置いている。

招集：総会は規約に定められた期日に、会長が招集する。会長は会員全員に招集通知をしなければならない。この手続を欠く場合、総会の有効性を問題にすることができる。アソシオン規約は、アソシオン会員の保護規定であり、召集期日不遵守は、損害の発生原因となりうる。会員に議題についての十分な検討時間が与えられず、性急な判断を迫られる恐れが生じるからである。このような状況を生じさせた規約不遵守に対しては、総会の無効というサンクションが課される。

同様に、規約で総会に会員を招集するには、少なくとも前もって15日間の間隔をとるように定められているとき、内部規定で、5日までに短縮することはできない。このような規約に定められた期間を守らずになされた総会審議は無効となる。また、一部の会員に招集通知がなかったことで総会の違法性を主張する場合、会員だけにそうする権利が認められる¹²。

招集方法は規約に定められる。普通郵便、書留郵便による個人通知か、新聞やその他の掲示物を利用した広告による一括通知方法がとられる。しかしながら、広告による一括通知はそれが通知手段として有効に機能するものでなければならない。数名の会員の除名処分を決めるための総会招集通知に役場の掲示板を利用した事例で、会員がその自治体の管轄地域に居住していなかったケースについて破毀院は、1979年6月13日の判決で総会審議の無効を宣告した。

パリ商事裁判所は、2001年10月10日の判決で会員がフランスや多くの外国に居住する者で構成されているアソシオンは、総会招集のために通信やその他のあらゆる情報伝達の新技术、特に、インターネットの情報網の利用も認めた。

一方、ヴェルサイユ控訴院は、2002年2月7日の判決で、あるアソシオンは会長の辞任に伴い、副会長が暫定的に会長に就任し、総会を招集した。この招集は、規約の条件を満たさぬ変則的なものであったがその有効性を認めた。招集が変則的であっても、総会が定足数を満たさずに行われたと主張されないかぎり違法とは言えないと判断されたためである。

議事日程と定足数：総会は、理事会が議事日程に乗せ、会員の招集時に予告した議題を審議する。しかしながら、総会は討議によってその必要性が明らかとなった新しい問題点

について審議の議題として取り上げることも適法とされる。例えば、会議の議事日程に登録されていなくても適法に成立している総会でそうすることが決定されれば会長の解任について審議できると判断された¹³。

規約には、総会の審議が有効となるために必要な総会出席会員数あるいは代理出席者数のパーセンテージが定められなければならない。執行部は、従って、会議開始前に、定足数に達していることを明らかにしなければならない。

照会に対する回答として、内務大臣は定足数と多数の要件について以下の見解を示している。

「官報で公示され、内務大臣が作成し整理保管するアソシアシオンの一般的な制度・規則（定）に関する小冊子には、単に参考として、最新のアソシアシオンに適した規約の雛形（見本）が、1901年法第5条に定める届出をしたいと望むアソシアシオンのために提示されている。この雛形規約の第12条には、一つの留意事項が示されていて、‘総会の審議を有効ならしめるためには定足数と多数という要件を慎重に定めるべき’ことを喚起している。実際、この点については、規約に何も定めがない場合、出席者数や案件の重要性などを考慮せずに出席あるいは代理出席会員の単純過半数（多数）で議決しているのが現状である。それゆえ、アソシアシオンの憲章となる規約には、少なくとも、第1回目の招集に関しては、臨時（特別）審議について、明確な定足数の要件を設けるべきである。定足数は総会の審議が有効になるために必要であり、総会に出席する実働会員総数の3分の1、4分の1、あるいは過半数が考えられる。実働会員とは、総会招集期日時点で会費の滞納のない会員、あるいは投票権を有して総会に出席することを規約で認められた会費支払免除会員（名誉・荣誉会員）をいう。同じく、総会の特別決議について規約に定められた多数決の要件は、一般の決議の要件よりも厳格であるべきである。換言すれば、3分の2、4分の3などの、より大きな過半数が必要であることを、一般決議の過半数即ち、単純過半数の代わりに、規約で定めるべきである。このより大きな過半数は、同じく、出席、あるいは、代理出席会員の3分の2、あるいは4分の3と定めることも出来るだろう。ときには満場一致としても良い。欠席会員の代理出席は規約に定めなき場合には制約もなく問題視もされていないが、そのことは、例えばアソシアシオン会長のような会員が時折、単独で、彼が受け入れた複数代理人のおかげで目的を達成できることを意味する。このような濫用を生じさせる原因となるやり方を回避するためアソシアシオンの規約には、ひとりの会員が利用できる代理人数を制限する条項が設けられるべきだろう。規約で、代理を

全面的に禁止することも考えられる。アソシアシオンの理事会は、運営管理機関であり、その構成員である理事は、総会により、総会出席会員の中から選出されることが最も多い。しかしそうすることについて法的に義務づけられているわけではない。アソシアシオンの会員でない者も、規約に定めある場合は理事会の構成員となることができる」。

ただし、1975年1月27日総理大臣通達や1962年6月5日コンセイユダタの見解により、原則として、アソシアシオンの会員ではないがその職能上の資格のために理事となる場合は、理事会におけるその人数が総会で選出された会員出身理事の人数を上回ってはならないとされている。

公益承認アソシアシオンの規約改正は、総会に会員の4分の1以上が出席して、その3分の2の多数決により決定できる。他のアソシアシオンにおいては、規約で定足数と多数決の要件が定められる。

規約に定めのない場合の改正について、1910年4月25日、ドウアイ控訴裁判所は、規約は、会員全員が合意した契約の結果生まれたものだからその改正にも会員全員の一致した合意が必要とされるとの判断を示している。破毀院は、2001年6月20日の判決で規約の改正のような、全会員にとって必須の決定をする場合は、アソシアシオンがその必要性によりよく対応できるようにするために、多数決によることも容認し、その一方で、規約の改正が会員の負担を増すような効果を生じるものである場合は、全会一致が必要であるとされている。

投票通信投票と代理投票：規約で会員各人に認められる投票数が定められる。定めなき場合は、会員はそれぞれ1票を有する。

通信による投票権行使の要件について内務大臣は1979年5月10日付官報で以下の通り見解を示している。

「1901年法の定めるアソシアシオンについては、総会の審議と決議の際に通信による投票と代理投票とを区別することが適当である。通信による投票は、規約ではっきりと認められている場合にしか実施できない。その場合であっても、一般的には、アソシアシオン理事の選挙のときしか用いられない。逆に、代理投票は、規約に別段の定めなき場合採用できる。規約で可能としたり、規則化したり、限定したり、禁止することも認められる。この場合の代理人は、会員であってもなくてもよい」。

控訴院は、選出されなかった立候補者の請求を容れ、1990年2月14日に行われたアソシアシオンの理事会メンバーの選挙を、通信投票ないし代理投票分が票数に数えられ

ていなかったことを理由として無効とした。アソシアシオン側は、規約規定により理事会メンバーの選挙は出席会員の投票のみが投票数に数えられると主張して上告したが、破毀院は、1993年10月27日、控訴院が同アソシアシオンは、1985年以降総会招集には会員に送付されるアソシアシオンの定期刊行物の挟み込み用紙を利用するやり方がとられており、この用紙は、委任状の書式や候補者名簿を記載している投票用紙を含むもので、会議で提出したり事務局に返送することができる」と記載されており、通信投票あるいは代理投票が可能であることを予定しているものであるとして通信・代理投票分を投票数に数えなかった選挙結果を無効とした判断を支持した。

総会の無効：招集、開催、投票についての違反行為による総会の無効は、無効・取消訴訟に関する民法第1304条に定める5年の時効期間が適用される。総会無効の訴訟は、アソシアシオンの会員か利害関係を有する第三者しか提起できない。会員の未亡人の場合は、亡き会員の包括名義の承継人であっても、夫の死亡前、夫が関与した訴訟に勝訴するため心情的に関心があっても自身が会員でないかぎり、直接の属人的利害関係者とは言えず、訴訟を提起することはできない。

総会の議事録：1901年法は、総会の審議の記録を残すように義務づけてはいないが、記録を残すことは推奨される。記録により会合のやり方についての形式的な適法性の判断や審議の合法性について判断できるからである。パリ大審裁判所は、1984年6月28日、議事録を作成していなかったためにその適法性について判断できないという理由で総会を無効とした。また、パリ控訴院は、1996年6月7日、会員の除名について決議した総会で議事録がとられなかったために、手続方法や票決の仕方について裁判官がその適法性を判断できないとしてこの除名決議を無効とした。

2. アソシアシオンの職員

アソシアシオンは、目的の遂行・実現のために、有給職員とボランティアによる補佐・協力に依存する。職員が理事会のメンバーとなることも禁止されてはいない。労働法典の規定がアソシアシオンの職員にも適用されるので、裁判官は、労働契約の有無を問題にする。

(1) 労働契約関係

アソシアシオンの会員が、会長あるいは彼の受任者の権限下で、彼らから、実際に出費した経費だけの払戻しを受けて、社会的な目的実現のための業務を遂行する場合や、また、

労働法典の定めに従事することなく、アソシアシオンと会員資格を持たない人との間に結ばれた奉仕と呼ばれる署名のみの契約による行為の場合であっても労働契約の諸要件を満たしていれば労働契約が存在していたことは否定できない。当事者が従属関係の中で労働を行い、実費経費を受け取っていれば、それだけでアソシアシオンとの間に労働契約関係は存在するものとみなされる。有給労働関係にあるかどうかは、その労働が行われる実際の状況により判断されている。

グルノーヴル地方、とりわけ、サンローラン地区在住市民のために精神的、物質的支援を行うことを目的とするアソシアシオンがあり、活動の一環として、芸術的、文化的活動支援のために外食産業であるアート喫茶を運営している。この喫茶店は、専従の職員が、現場に住み込んで、無報酬で運営に当たっている。生活必需品や生計費は、アソシアシオンから提供を受けていた。URSAFF（社会保障家族手当分担金徴収組合）は、これら専従職員のアソシアシオンでの業務が有料化することを考慮して、彼らを労働法の規制対象者として取扱い、一般従業員として登録した。労働者としての従属的立場を強制されることを意味するこの取扱いを拒否して訴えを起こした職員に対して、破毀院は2001年5月31日の判決で「職員らは、ボランティアであり、労働時間割を持たず、自ら、その活動やその方針を管理選択し、仕事についてなんらの指図も受けない。彼らは、欲するままに自ら決めたやり方で活動に参加している」と指摘し、従って、こうした参加の仕方は従属関係の存在を否定するもので職員の主張は認められると判示した。

被用者を解雇する手続きは誰がその権限を有するかにつきアソシアシオンの規約に定めがない場合、会長がその権限者となる。

（2）ボランティア契約関係

活動の維持を無料の奉仕に依存するか有給労働によるかアソシアシオンに与えられた選択は、必ずしも常に、とりわけ、アソシアシオンが経済活動を行う場合には、満足のいくようにならない。実際、ボランティア（篤志家）は人数的に、当然、多くを望まず、確保した人たちも、しばしばプロフェッショナルの人達と同等の能力（力量、専門知識）をアソシアシオンに提供することができない非プロフェッショナルであることが多く、他方で、プロである有給の人たちは、アソシアシオンと結ぶ労働契約に対して、彼らがプロとして民間会社と契約する際と同額の給与を得られることを望んでいる。そのため、アソシアシオンが目的達成のために経済活動を行うとしても、有給の人たちのプロ的目標とアソシアシオンの非営利目的との間に一定のずれが生じる。そのうえ、有給職員の雇用は、アソシ

アソシオンにとって、重い経済的負担となる。こうした事情を全体的に考慮して、立法者は、一定のアソシオンが支援を求めることのできる新カテゴリーの協力者の法制度創設に向けて動いた。アソシアシオンのボランティアに関する2006年5月23日法がそれで、アソシアシオンとボランティアとの契約を法定した。

ボランティア契約は、公益承認を受けたアソシアシオンあるいは財団と自然人との間で締結することができる。公益承認アソシアシオンとボランティアとの自然人間の無償協力を約束した要式契約である。労働法の効力は及ばないし、法的従属関係ももたらさない。期間は限定されており、科学、文学、芸術、教育関連の活動を除いて報酬を受けとるあらゆる活動は本契約の対象にならない。ボランティアは、労働法典第351-2条により、公的・私的年金、最低所得保障、代替保障の対象者にはなれない。ボランティアは、託された役割（目的・任務）に応じて、必要な品物や設備や住まいの支給を受けることはできる。一般制度の社会保険に加入することも義務付けられる。ボランティアは、この新しい契約によって、一定期間、アソシアシオンに参加する間、生活手当での支給を受けられることで、非営利的方法により、アソシアシオンに献身することができる。一方、アソシアシオンにとっては、この新契約により、有給職員よりも自由で負担が軽減された条件で協力が得られるというメリットがある。

ボランティアの協力を得るためには、アソシアシオンは、国の承認を得なければならない。

この承認は、とりわけ、ボランティアの協力を必要とする理由や仕事の性格およびアソシアシオンに、ボランティアへの仕事の委託を（経済的な）責任を持って実行できるかどうかを確認した後、アソシアシオン活動の担当大臣、場合により、所轄行政当局から与えられる。2006年9月29日付デクレ第2006-1205号で、上記アソシアシオンの承認要件と取消要件が以下のように定められた。

- ① 承認は、1年以上存在していることを証明できるアソシアシオンを対象とする。
- ② 一般利益のためという目的と計画を確実に実行し、その内容や実行方法がボランティアの支援を必要とすることを正当化できること
- ③ ボランティアを受け入れられる組織と方法を持っていること
- ④ 均衡の取れた予算と過去3年間の健全な財政状況を提示できること
- ⑤ 前年の事業年度の年間予算の15%を超える金額の私的資金源を準備できること

承認は、アソシアシオンの本部のある県の知事が行い、承認を申請するアソシアシオン

連合会に対しては、アソシアシオン活動担当大臣が行う。承認期間は最高4年間であり、更新が認められる。承認拒否は、理由が必要とされる。いずれかの要件が十分に満たされないときや公序良俗に反する場合、あるいは、ボランティアと締結した契約に違反する重大な理由が生じたことにより取消される場合がある。

この契約は、一般利益の実現を使命として遂行することを目的としており、慈善、博愛、教育、科学、社会、人道、スポーツ、家族、芸術的資産の活用、自然環境の保護、権利擁護、文化、フランス語の普及のために寄与貢献することを意図している。従って、承認されたアソシアシオンは、特定の使命のためにしかこの契約を結ぶことは出来ない。

ボランティア志願者は、EU加盟国、ヨーロッパ経済圏に関する協約参加国のいずれかに国籍を有し、あるいは、フランスに1年以上定住した住所のあることを証明できなければならない。16歳以上でなければならない。16歳から18歳までの者は親の許可と事前の健康診断が必要とされる。ボランティア志願者が私法上の給与所得者である場合で1年以上継続してボランティア活動に従事する時は、勤務先を合法的に退職できる理由となる。

アソシアシオンに義務づけられる要件として、上記の承認を得る必要があることのほかに、アソシアシオンは、ボランティアに委嘱する仕事が、ボランティア契約履行期日前の6ヶ月以内に、労働契約が解消された給与所得者によって実施されている場合には、この仕事についてボランティア契約の締結はできない。

本契約の契約期間は、最長2年間である。当事者の一方の重大な過失により、不可抗力により、あるいは少なくとも1ヶ月前の予告を義務づける他のあらゆる場合に契約に予定された方法により終了させることができる。6ヶ月以上の契約であれば、1ヶ月前の予告なしに期限前でも打ち切ることができる。

契約内容として、アソシアシオンとボランティアとの間の協力方法と、とりわけ、協力時期、場所の決定方法、遂行する仕事の性質について取り決める。

2006年9月29日付デクレは、契約内容とこの契約の付属資料について次の通り指定する。当事者の身元、住所、アソシアシオンの規約に定めた目的、ボランティアの仕事の内容と期間、社会保障の一般制度への加入条件、手当支給の金額と方法である。

3. アソシアシオンの会員（構成員）

（1）会員（以下場合により構成員と記す）の権利

会員は、アソシアシオン契約で認められた特典のすべてを享受する権利を有し、その履行を求めることができる。これらの特典には、様々なサービス、便益のかたち、例えば、文化活動、スポーツ活動、旅行、宿舎利用などがある。

会員は規約に定める手続によってしか除名されえない。会員はアソシアシオンの役員
の決定について総会において監査権を主張できる。その結果、役員を解任することができる。

会員は、無期限の契約をしたアソシアシオンからは何時でも、理由を説明する義務なく規約に定められた手順を遵守（予告期間、受領通知を伴う書留あるいは普通郵便）して退会できる。存続期間を定めて設立されたのではないアソシアシオンの会員は、いかなる別段の定めがあっても、支払期限の来ている会費あるいは当該年度の会費を支払えば、何時でも退会できる。法律による別段の定めある場合以外には、何人も、1901年法の定めるアソシアシオンに入会を義務づけられたり、入会したことによりそのまま構成員としてとどまらなければならないことはない。

除名される会員とは逆に、自主的退会者には、会費の返還を拒否する規約の規定は適用されない。

（2）会員の義務とサンクション

義務の範囲：義務の範囲は規約で定められる。アソシアシオンの目的に応じてあるいは設立者の要請により多少は拡大されることがあっても原則として、アソシアシオンの会員の役務を増加することはその合意なくしては決定できない。1901年法第1条によれば、会員は、アソシアシオンに対して、恒常的に知識や活動による貢献・支援・寄与・出資を行わなければならない。会員は義務としてではないが会費を納めなければならないことがあり、アソシアシオンの規約や内規を遵守しなければならない。

内規に関しては、会員への周知の証明責任はアソシアシオンが負うという判断が下されている。周知されていない場合は、アソシアシオンは、内規を以って会員に対抗できない。しかし、入会者が会員としてアソシアシオンの内規に従うことを拒否する場合は、入会拒否が認められる。

サンクションとしての除名と防御権：会員が義務を果たさない場合、規約に定める懲戒

規定の適用と規約で認められた一定の特典の喪失（剥奪）、会員の債務履行を強制する為の裁判所への提訴（滞納会費の支払請求、損害賠償請求）、民法典第1184条の適用による契約解除¹⁴、除名といった懲戒処分の対象となる。アソシアシオンの懲戒権については規約に定められる。ここでは主に除名と防御権¹⁵について触れてみよう。

会員の除名が懲罰的性格のものである場合、当該会員は、自らを弁護するために、この措置の合法性の判断を裁判に持ち込むことができる。措置が無効とされた場合は復職でき、場合によっては損害賠償請求権も認められる。防御権の遵守という訴訟手続の根本原則は、結社の関係についても懲戒行為に関しては、厳格に適用される。防御権が侵害された場合、裁判官は除名（除籍）の決定を無効とする。裁判例は数多い。以下はその事例である。

会費を滞納していないアソシアシオンの会員に対する理事会による除名処分は、2週間以上前に説明書を付して通告を行い、事前の反対尋問の機会を与えなければ非除名者の防御権の侵害となり無効とされる¹⁶。

アソシアシオンは、会員の除名については、民法典第1134条の適用により、会員にとって、法となり誠実に履行する義務のある規約に、事前の通告、反論の期間、除名理由、権限を付与された機関の構成に関して明示規定を置き、これを遵守しなければならない。

その文言の意味がはっきりせず、提出期限も曖昧な通告の書留による送付は、規約に定める予告義務の履行とは認められない。

正式な議事録が作成されなかった理事会の審議によって被除名者が除名通告を受けた場合は、権限ある機関が除名という制裁を公表したということにはならないとされ、またその理由についてなんらの説明もない除名処分に対しても裁判官がその妥当性について判断ができないことになるために無効とされる。

被告アソシアシオンは、規約で構成員（会員）の除名については、受領通知が必要な書留による理由を付した事前通告と2週間以内の文書または口頭による本人の弁明を義務づけ、理事会の専権事項と定めた。ところが、実際に会員を除名する際には理由を説明することなく除名の可能性を言い渡す書留を送付し、2週間以内に弁明書を提出するようにとの指示もしなかった。ヴェルサイユ控訴院は、2001年9月11日判決で、この除名処分は故意の規約違反行為であり、除名された会員の防御権の侵害にあたりと判断して無効とし、その会員へアソシアシオンから50,000フランの損害賠償金を支払うように命じた。

破毀院も別件について2002年3月19日判決で、除名理由が記載されていない除名

目的の出頭要請状を送付して行った会員の除名処分を被除名者の防御権を侵害したとして無効としている。

会費未納、運営過誤など規約に定めがない制裁処分としての除名を行う場合は、最低限、防御権と対審原則の尊重を保障する手続をとって行わなければならない。

出頭要請状には議事日程のなかに対象者名を記した除名案件を議題として記しているが、その理由についてはなんらの記載もなく、会合の3日前になって関係者や会員に召集通知がなされた事件でニーム控訴院は2002年10月15日、被除名者に対して弁明を有効に行うための準備期間が十分に与えられていなかったとして処分無効の判決を下している。

防御権保護の対象となる会員は、咎められている事実、科される制裁、彼の違反行為を証明する証拠について知る権利を有する。それによって弁明を行う機会を与えられなければならない。従って、1回限り決定を通告するのみで、対審原則も尊重されることなく行われた除名処分は無効である。アソシアシオンは、この原則に抵触する場合は規約の規定を有効に援用することはできない。

被除名者が、除名処分を受ける責任を負わされた事実について弁明する文書を提出する前にアソシアシオンがその処分を決定した場合、直ちに、防御権の侵害が生じる。同様に、会費滞納や、重大な理由に基づき除名処分される会員についても、事前に呼び出し、弁明の機会を与えなければ、規約違反および防御権の侵害により、アソシアシオンの除名処分は無効とされる¹⁷。

結社契約の一方的破棄であるアソシアシオン会員の除名は、事前に、被除名会員が、その理由を文書で通知され、弁明の機会を与えられていなければならない。除名後にアソシアシオンが、暗々裏には理由を当人に通告したと主張しても認められない。規約違反と防御権の侵害により除名処分は無効である¹⁸。

司法統制の伸張：破毀院は、1972年5月16日判決で判例変更して以来、司法権による統制を強化し、手続に関する防御権の遵守の監視の枠を超えて、除名理由となる会員の犯したフォート（過失、非行）についてまで是非の判断を下すようになっている。

4. アソシアシオンの責任

(1) 会員に関して

アソシアシオンと会員との関係は契約関係であり、会員に対する責任は、従って、契約上発生する責任である。例えば、アソシアシオンが、その規約で定める会員に対する義務

を守らない場合に生じる。

裁判所は、危険を伴う活動を行うアソシアシオンに対して会員の身体的安全のために安全配慮義務を課した。例えば、スポーツや娯楽活動を行うアソシアシオンがその例である。判例は、危険防止のためにとられた方法やしばしば結果について責任をアソシアシオンに負わせている。

ここでいくつかの事例を紹介しよう。

フランス氷上スポーツ連盟は、当該スポーツの危険性を承知の上で、個々の会員登録選手に対して最小限の補償額の保険しかかけず、フィギュアスケート競技者の曝される特殊な危険に配慮しなかった。このため、同団体は会員選手の一人の後遺症を伴う事故についての訴訟で会員選手に対する個別の安全配慮義務と危険勧告義務につきその違反があったとされ、この事故について損害賠償責任を負わされた¹⁹。ちなみに、この事例の結論とは正反対になるが、フランスギャロの施行したアマチュアライダーの競馬に出場して落馬負傷したアマチュアの女性の損害賠償請求訴訟では、フランスギャロは出場騎手のためになんらの保険契約も結んでおらず損害の賠償もしなかったが、破毀院は2003年2月25日の判決で、競馬はその事業目的から見て1984年法の意味でのスポーツ団体ではなく、同法の義務付けるスポーツ団体としての必要な情報の提供義務はない。したがって、保険契約加入の必要性などについて知らせなかった点につきフランスギャロの責任はないとして原告の主張である1984年法に定める義務の違反という主張を認めなかった。

インド洋諸島で、無報酬で人道的活動を行うために医療関係の専門家を再編する事業活動を行っているアソシアシオンが、マダガスカル島での活動のために数人の会員を空輸しようとして飛行機便をチャーターしたが、会員を乗せたその飛行機が着陸に失敗して大破した。死亡した乗客の権利承継人は、アソシアシオンの民事責任を追求するために提訴した。サンドニ・ド・ラ・レユニオン控訴院は、アソシアシオンには死亡による損害について契約責任はないという判決を下した。破毀院もこの判決を支持した。その理由は、結社契約のみが会員とアソシアシオンとの権利義務関係を規定するとしただけで、なおかつ、この仕事の準備会合において、参加者にマダガスカル島の輸送はマダガスカル軍当局の提供するDC3機で行われると通知してあり、いかなる人も飛行機の安全性を疑う状況になかったという点を挙げて、輸送者の選択についてアソシアシオンに責任を負わせることはできないからであるとした²⁰。

アイスホッケーの試合中、一方のアソシアシオンの若い会員選手が相手方のアソシアシ

オンチームの会員選手から重傷を負わされた。成年になって、彼は、受けた損害の賠償請求訴訟を両方のアソシアシオンを相手取って起こした。彼が会員であったアソシアシオンに対し、破毀院は、スポーツ統括機関の定めたルール上の安全義務の遵守だけでは安全についての義務を果たしたとはいえず、スポーツルールを厳格に遵守するのとは別に、アソシアシオンとして法の定める慎重注意義務を履行しなければならないとした。本件においては、ゴールネットの強度が安全確保のためには不十分であった。最近は、十分な安全確保をしながらスポーツを行える技術的方法があるので、アソシアシオンは会員に対して契約上の安全配慮義務の履行を怠ったものといえると判示した²¹。

(2) 有給職員に関して

アソシアシオンの有給職員が、同団体の受け入れた研究生により負傷させられたという事件が起き、被害者は、アソシアシオンを相手取り、自らが被った損害の賠償を請求するため、雇用主としてではなく、加害者としての民事上の責任者として訴えた。つまり、「他人の所為による責任」²²の一般原則に基づいて訴えを提起できるかどうかということが問題となった。控訴院は、この事件が第三者により引き起こされたもので、アソシアシオンは雇用主としてではなく、自らの監督下にあった研究生の民事上の責任者として訴えを提起されたという見解を是認した。破毀院民事第二部は、2007年2月22日の判決でこの控訴院判決を破棄し差戻した。その理由は、社会保障法典第451-1条及び第454-1条により、労働事故あるいは職業上の疾病に対する損害賠償請求の訴えは、いかなるものも被害者あるいはその権利の承継人が、一般法に則り雇用主に対して提起することはできないと定められており、従って、控訴院は上記条文の定めに違反したことになるということが破毀の理由であった。

(3) 第三者に関して

アソシアシオンは、第三者、つまり非会員については、役員、有給職員、ボランティアの所為についてしか責任を負わない。アソシアシオンの会員の行為は、他人の所為による責任の想定ができない限りアソシアシオンの責任を生ぜしめない。アソシアシオンは、会員の背理行為 (agissement) に対して民事責任を負担しない。

ファンクラブの人々を搬送するバスの火事による損害賠償は、輸送業者とファンクラブとが責任を負担した。クラブ会員の数名がバスの中で引火性の混合物をもてあそんでいた

ことが火事の原因であった。控訴院は、クラブ役員が会員の乱行を看過したために非行が犯されたとしてクラブに責任の一端を認めた²³。

契約責任：アソシアシオンと第三者間に契約が結ばれていれば、アソシアシオンの第三者に対する契約上の責任が生じる。民法典第1147条²⁴により契約の履行あるいは不履行が責任発生の原因となるからである。第三者は、契約の存在、アソシアシオンの非行（過失）、契約不履行あるいは不完全な履行と損害の因果関係を証明しなければならない。契約は有償でも無償でもよい。非行（過失）は次のような様々な原因から生じる。安全配慮義務の懈怠、監視義務の懈怠、情報提供義務の懈怠など。

子供が、法定代理人によりアソシアシオンに預けられる場合、子供が損害を被った場合のアソシアシオンの責任は、民法典第1147条を根拠にしてしか追及することはできない。この場合の責任は契約責任であって、不法行為責任ではない²⁵。

監督についての過失の事例として、監督下にある17歳の青年に対し、それほど険しくはない溪流沿いの釣りに参加する許可を与えたことは監視義務の懈怠にはならないとした裁判例がある。この年になれば人は自ら危険の判断をし、そのイニシアチブをとるべきであるからだ。

仏民法典第1315条により、法的にも契約上も特定の情報提供義務を負う者はこの義務を履行したことを証明しなければならない²⁶。

手段債務は、アソシアシオンが善管注意義務を尽くしたことを証明しなければならない。この義務は例外的である結果債務に対峙するものである。つまり、手段債務は善管注意義務を負うが結果の有無は問われない。結果債務は、善管注意義務はないが結果が得られなければ債務不履行となるわけである。

バカンスセンター内で、主宰団体であるアソシアシオンは、全ての活動に対して手段債務を負い、食事については結果債務を負う。参加者は当然に、衛生上安全な食事を摂れる権利がある²⁷。

格闘技の試合の施行アソシアシオンは、手段債務としての安全義務を負う。非行の証明がなければ、競技参加者の被った損害の責任を負わなくて良い²⁸。

2006年7月5日判決で、破毀院は、負傷して障害者となった者の医療費を負担するアソシアシオンに対して、競技者の安全については手段債務としての責任しか負わないとする性質決定を確認した。その反面、スポーツ・アソシアシオンに対しては、同裁判所は、通行用に開放されていないトラックで行う耐久競走に参加したオートバイ競走の競技者が

木に衝突して負傷した事故の結果について有責性を認めた。アソシアシオンがこのような事故防止のための当然の措置をとっていなかったことで安全配慮義務の履行を怠ったと看做したためである²⁹。同様に、ポアチエ控訴院は、2001年12月12日、ロバ競走の施行団体であるアソシアシオンに対して、未経験の女性騎手に対して必要にして十分な指導を行うことを怠り、また、注意事項や危険に対する警告事項を競走参加者に周知せず、口頭あるいは掲示による注意喚起もしなかったことから、同アソシアシオンが負っている安全配慮義務を怠ったとの判決を下した。

被害者の非行や不可抗力による場合は、アソシアシオンの責任は限定あるいは免除される。その一方で、アソシアシオンは、危険を承知していて被害者となった者であることを理由に当該被害者に対する責任を免れることはできない。

10歳の子供がシャロストのアソシアシオン主宰の青少年のスポーツ訓練研修のなかでサッカーの試合に参加した。彼は、ゴールキーパーのポジションでプレーし、この訓練講座の監督役だったスポーツモニター助手のシュートしたボールで負傷した。控訴院は、原告の少年は、任意にゴールキーパーのポジションを引き受け、年齢からみて、サッカーのような競技をすれば生じるであろう危険を認識するのに十分な分別があったとして、アソシアシオンの責任を否定した。破毀院は、これに対して、被害者の少年はモニターの監督と規律下にある教育活動に参加していたのであり、このような場合は、被害者が危険を承知していたかどうかに関係なくアソシアシオンは責任を負うとして控訴院判決を破毀した³⁰。

不法行為責任：非行による責任として「他人に損害を生じさせる人の行為は、いかなるものであってもすべて、過失によってそれをもたらした者に、それを賠償する義務を負わせる」と定める民法典第1382条によれば、この場合のアソシアシオンの責任は、契約に基づくのではなく、アソシアシオンの非行に基づく。被害者は非行があったことを証明するだけでなく、非行と自らが受けた損害との因果関係を明らかに（証明）しなければならない。

非行なき責任は民法典第1384条第1項により生じる。同条文には「人は自らの所為が原因で生じた損害のみならず保証する人や管理する物が生じさせた損害にも責任を負う」と定める。

スポーツ・アソシアシオンは、会員が参加する試合や練習などの活動を組織し、指揮・監督するのが仕事なのでそうした機会に、以下の要件を満たした損害が生じる場合に全面

的に責任を負うことが判例上確立している。

- ・ 損害がアソシアシオン会員により引き起こされたものであること
- ・ 加害者を特定できなくても会員が遊戯法違反の非行を犯した場合であること

アソシアシオンは、監督を引き受けた者が危険を生ぜしめたり、損害を与えたりした場合は責任を負う。ただし、その者を常時規律し監督する責務を引き受けた場合に限る。

治療と教育を行うアソシアシオンの半寄宿生であった重度心身障害者がアソシアシオンのバスで両親の家に帰宅途中、両親の家のすぐそばの知人宅に立ち寄り、そこで火災を引き起こした。控訴院は、火災を引き起こした時には、この心身障害者はアソシアシオンのケアのもとになく、そのため、この者の生活を規律し監督する義務はないと判決を下し、破毀院もそれを支持した³¹。この判決の結論は、バカンス・センターを主宰するアソシアシオンの責任の事例とも同じであった。

一人の未成年者が2000年、青年クラブ・アソシアシオンの運営するコルシカのバカンス・センターに滞在のため、彼の母親によって登録された。同センターのある村に起居する間に、この未成年者は、近くのキャンプ場で窃盗と暴力行為を犯した。少年裁判所は彼を有罪とし、少年の母は、息子の犯行に責任を負うとの判決を下した。母親は、未成年者の保護をセンター滞在中はアソシアシオンに委任していたにもかかわらず、彼女の責任を認めた判決を不服として破毀院に上告した。破毀院は、少年と両親との通常の住居、法律上の住所での同居生活は、未成年者が契約によってバカンス・センターに預けられていた間も中断されず、バカンス・センターは、常時この少年の生活態度を規律し監督する責任を負うものではないという理由で母親の主張を退ける結論を下した。

破毀院はまた、仏民法典第1384条により、父母は、親権を行使する限り、連帯して彼らと同居する未成年の子供の引き起こした損害に対して責任を負うものとし、2名の未成年障害者を預かるアソシアシオンに対して子供たちの犯した不法行為につき責任を認めた控訴院の判決を破棄した。この事例の控訴院判決の理由は、未成年者たちの保護が、常時彼らの日常生活を規律し監督する権限を持ったアソシアシオンに託されたものだから、同団体に責任があるということであった。これに対して、破毀院の見解は、親権を行使する両親によって特別施設を運営するアソシアシオンにこれらの少年たちは預けられたのだから、両親と子供たちの共同生活は断絶したとはいえ、父母に責任があるいうものであった³²。

非行青少年に関する1945年2月2日付オールドナンスは、監視された自由制度に基づ

く非行青少年の再教育方法あるいは非公開の教育センターに非行青少年を収容しての再教育方法の実践を定めるものである。これらの青少年のうちにはアソシアシオン組織のこうした施設から脱走して第三者に損害を与える者も出てくることが考えられる。そういうケースには破毀院は、仏民法典第1384条の定める他人の所為による責任をアソシアシオンに負わせる。

青少年事件担当裁判官の判決により、常時、未成年者の生活を規律し、監督する責務を負うことになったアソシアシオンは、仏民法典第1384条第1項の適用により、たとえ問題の未成年者が両親と居住する場合でも、なんらかの司法判断によって、この教育的使命が中断させられたり、阻止されたりしない限り、当該未成年者が生じさせた損害の賠償責任を当然に負う。本件のように、未成年者が週末に両親の家に滞在していた時に損害発生事件を起こしたとしても、また、その未成年者が母親の家に同居するようになって数ヶ月が経過していたとしても、さらに、その損害発生事件が両親の家に滞在を許可された夏のバカンス時に起きた事件であったとしてもアソシアシオンは責任を負う。

他人の所為による責任の他の事例としてスポーツ・アソシアシオンや狩猟アソシアシオンは、競技会や狩猟大会で会員の発生せしめた損害の責任を負う³³。

管理が第三者に移転したり、被害者の非行や不可抗力によることの証明がなされたのではない限り、管理する物に対するアソシアシオンの責任は当然に生じるものとされる。例えば、バカンスセンターを主宰するアソシアシオンは、同団体の管理下にある自転車を子供が乗り回して事故を起こし負傷した場合について当然にその責任ありとされた³⁴。

青少年ボランティア公共事業アソシアシオンは、事業の施主ではないので、これらの青年たちが行う工事中に発生した事故による重大損害の被害者は、工事の請負主とみなされる地方自治体に対してその賠償請求権を行使しなければならない³⁵。

刑事責任については、刑法典第121・2条により、法人である届出および公益性承認アソシアシオンは、総会・理事会・執行部・役員といった自らの機関あるいは代表（代理人）が、アソシアシオンの利益のために犯した犯罪に対する責任を負う。

2004年3月9日法律第2004-204号によって、あらゆる違法行為に法人の刑事責任を認めることになった。例えば、狩猟大会での参加者の死亡事故について参加者に対する情報提供の不足として主催者の責任を認めた事例³⁶などがある。

刑事責任を認められたアソシアシオンには、同じ違反を犯した自然人に対して定められる金額の5倍の罰金が科される。法人に対する制裁は、他にも、解散、司法的監視、一定

の社会的専門的活動の一時的、恒久的禁止、廃業命令、市場追放、小切手振出禁止がある。

II 統制

自由は法によって護られるというのがフランス人の一貫した考え方のようだ。1789年の「人および市民の権利宣言」第4条にもそれは明確に定められている。人は何をしても自由である。だからアソシアシオン（結社）も自由である。しかし自分の自由の享受が他人の自由を侵すことになってはならない。そして、それを仕切れるのは法律とデクレのみである。それらを統制とよぶことが出来るかもしれないが、自由を制限するためにあるのではなく自由を護るためにあるのだとフランス人は考えているように思える。

アソシアシオンは、組織が円滑に機能するように必要な条件を自由に規約で定めることができる。アソシアシオンは規約に、例えば、会計監査役、業務監査役、監事、財政監査役会、監事会などの監督機関を定めて経理・会計の監督を自主的に行うことができる。

連盟（連合会）を形成する個々のアソシアシオンと連盟（連合会）との関係も自由である。小審裁判所は、アソシアシオンは、外部の諸団体や当局に対して代表者の役割を担ってくれる連盟（連合会）が提供する技術的援助や運営管理上の支援・助言を受け入れても受け入れなくても自由であり、アソシアシオン独自で決定権限や運営権限を持ち、自由に活動方針を決めて財政上の自治権を享受できるとし、連盟（連合会）と傘下にあるアソシアシオンとの間にはなんらの上下関係もないことを認めた。これらのことから両者間に経済的な単一性や指揮命令の関係はないということが結論できる³⁷。

しかしながら、助成金受給アソシアシオンは財政支援を受ける国、県、市町村、その他の公共団体の監督に従わなければならない。公共団体は、アソシアシオンに給付した助成金が正しく使われたかどうかを確認する必要があるからである。若者の受け入れなどを活動目的とするアソシアシオンに対しては、特別の監督がなされなければならない。1984年3月1日法により、経済活動を行うアソシアシオンは、会計監査担当役員を必ずおかなければならないことになった。

1. 一般法（民法）による統制

(1) 内部統制

アソシアシオンの経理監査の任に当たる機関がアソシアシオンの運営の監督を行うこ

とになる。会長の行う年次事業に関する収支決算報告を承認したり否認したりするのは総会であり、会長は理事を制裁し解任できる。理事会はとりわけ有給職員と会長の行為について監督する。小規模のアソシアシオンでは、経理・会計監査は篤志家に委任される。大規模アソシアシオンは報酬を支払って、経理・会計の専門家にこの仕事を委託できる。アソシアシオンが規約に会計監査を行うことを定める場合は、1984年3月1日法第84-148条により会計監査役とその代理人を任命してこの仕事を委託しなければならない。

経済活動をするアソシアシオンについては、仏商法典第612-1条により職員数、非課税の売上額、資金、貸借対照表の合計額がこれらにつきコンセイユデータの定めた基準を超えた規模で経済活動をおこなう場合、毎年、貸借対照表、決算書およびその付属書類の作成を義務づけられる。資料の作成様式はデクレにより決められる。少なくとも1名の会計監査役とその代理人を任命しなければならない。会計監査役は、アソシアシオンの総会により任命される。

仏商法典第612-4条により、デクレでその額が定められる1ないし数件の助成金交付を毎年、行政当局、あるいは工業的、商業的性格を持つ公施設から受給するアソシアシオンはすべて、年度ごとに、貸借対照表、決算書及びその付属書類を作成しなければならない。これらのアソシアシオンは少なくとも、1名の会計監査役と代理人を任命しなければならない。さらに年間収支の公開と会計監査役の報告を確実に行わなければならない。基金募集するアソシアシオンと財団、公益認定財団、企業財団は、メッセナの促進に関する1987年法により、少なくとも、1名の会計監査役と代理人を任命しなければならない。

諸研修、職業教育を目的とする団体も、少なくとも、1名の会計監査役と代理人を任命しなければならない。

職業スポーツ、有価証券発行、輸血事業を行うアソシアシオンも会計監査役を任命しなければならない。

(2) 公権力の統制

統制の方法： 授権、承認、協定といった方法により、行政はアソシアシオンの活動に関与し統制を行っていると言える。

授権（資格付与）：行政当局がアソシアシオンに対して一般利益に関する活動を遂行し、あるいは公役務を行う適性のあることを認める行為をいう。授権（資格付与）

は、行政当局がその実施条件を決めることから当局による統制手段といえる。スポーツ連盟やフランスギャロは当局によってルールの変更、試合・レースの番組編成、制裁、参加資格の与奪といった統括権限を付与されたアソシアシオンの例である³⁸。

承認：行政当局の一方的行為、単独行為である承認は、アソシアシオンの活動の質の公的認定である。公権力による統制はまた、異議を述べる権利の形をとることもありうる。使用者団体あるいは仲介（仲裁）アソシアシオンのような一定のアソシアシオンは、異議を述べる権利を法的に認められた当局に規約を届出なければならない。仲介アソシアシオンに対する承認は知事が行う。

例：観光法典第213-1条は、観光アソシアシオンの承認要件を定める。2001年7月17日法第8条は、青少年担当大臣が一般教育と青少年の教育分野における活動を行うアソシアシオンの承認を行うことを定める。2002年2月20日付デクレ第2002-223号は、公的空間や集団輸送中に起きる事故被害者の保護活動を目的とするアソシアシオンの承認要件を定める。スポーツ法典第121-1条はスポーツアソシアシオンの承認要件を定める。競馬協会とパリミュチュエルに関する1891年法と1997年5月5日付デクレ第97-456号は競馬協会アソシアシオンの承認要件を定める。

協定：アソシアシオンに対する助成金交付を認める当局は、助成金交付契約時にその活用条件や結果の監督を行うことを契約要件とすることができる。

助成金交付と寄付の対象者となるアソシアシオンへの会計管理上の義務付け：毎年、1件以上の助成金受給を行政当局や、商工業の組織団体から受けるアソシアシオンは、その様式がデクレで定められた貸借対照表、決算書、及びその付属書を含む年次報告書を作成しなければならない。アソシアシオンは、これらの報告書を、税法上、優遇措置が受けられる寄付者のために、自然人あるいは法人の寄付を受けた団体として、コンセイユデータの定める要件に従った公示を行う義務を負う。

統制の性格：

行政上の監督：届出アソシアシオン 1901年8月16日付デクレ第3条は、届出アソシアシオンの不動産取得・譲渡についての監督を定める。さらにデクレ第6条によれば、これらのアソシアシオンは、行政あるいは司法当局にアソシアシオンの運営管理について生じた変化あるいは規約改正が記録される特別記録簿を提出しなければならない。

公益承認アソシアシオン 監督は厳正に行われるが、それは、何よりもコンセイユ
デタが定め、採用を義務付けるひな型規約 (statut-type) に基づく。公益承認アソ
シアシオンは内務大臣や知事による監督を可能にするたくさんの義務を負うことにな
る。その義務の主なものは以下の通り。

- ① 準備資金量と構成の変更についての総会の審議を知事に報告しなければならない。
- ② 寄付や基金の設定について当局に事前の承認を申請しなければならない。
- ③ 寄付を受けたものを名目金額に置き換えなければならない。
- ④ 標準規約に定められた以外の株券の購入について事前に当局の許可を得なければなら
ない。
- ⑤ 知事、内務大臣に提出する決算書を添付した年次業務報告書を作成しなければなら
ない。
- ⑥ 内務大臣、関連省庁大臣の視察を受け入れなければならない。
- ⑦ 規約の改正や他の公益承認アソシアシオンとの合併について内務大臣の同意
を得なければならない。
- ⑧ 公益承認は、アソシアシオンが規約に掲げた使命を果たさなければ行政当局
によって取り消される。

財政上の監督：助成金を交付した公共団体は、助成アソシアシオンに対して様々な
法規に基づく厳しい財務上の監督を行う。予算大臣のアソシアシオンへの国家助成
に関する2002年12月24日付通達は、助成金の申請に関する通達について各
省庁に共通した管理の方法を定める。

助成金の使用に対する監督がアソシアシオンの自由を侵害するようなことになっ
てはならないし、監督されるアソシアシオンの活動全体に対する評価を生ぜしめる
ものであってはならないとされる。

1955年5月26日付デクレ・ロワは、経済的分野の活動を行い、とりわけ、資
本参加、補助金交付、貸付融資などのかたちで国家から財政支援を受けるあらゆる
組織や企業は国家の経済的財政的監督下におかれることを定めている。

国家による経済的分野の活動に対する監督は、大きな権限を自由に行使できる監
督官の任命により具体化される。同官は実地調査をし、現場であらゆる資料の提出
を求め、これを監査し報告する。一定の行為については監督官に事前の承認を求め

なければならない。予算大臣は一定の行為について反対することができる。

国家や地方公共団体や公的機関の財政援助を受けるアソシアシオンは、助成金の使用について会計院や州会計検査委員会の監督に従う。

監督はアソシアシオンの会計や運営管理（団体目的の遵守、人事・財務管理）について行われる。また、義務づけられている税法上の申告の確認のような税務に関する状況の監督も行われる。違法行為等の問題がある場合は、アソシアシオンの役員は予算統制院の喚問を受ける。

153,000ユーロ超の助成金受給アソシアシオンは、会計監査役として会計の専門家あるいは公認の会計担当者を任命しなければならない。会計監査役は、アソシアシオンの会計を決める総会や理事会に立ち会わなければならない。

1991年8月7日法は、募金団体が集めた寄付金についてその使用に対する会計監査役の監督について規定した。1996年以降は、その監督は社会問題総監察官 IGAS が担当している。

その他の監督：税法上の監督としては、アソシアシオンは税法に定める届出をしなければならない。商業活動を行うアソシアシオンに対しては特別の監督が行われる。これらのアソシアシオンに商業税を課すべきかどうか決定するために非営利団体全体の課税に対して、財務大臣の2006年12月18日通達は、数項目の基準を設けて課税の是非を判断することを定めた。

- ① アソシアシオンの目的と関係ある商業活動かどうか。
- ② 他の営利事業者と競合する存在たりうるかどうか。
- ③ 他の営利事業者と経営方法が類似しているかどうか。

アソシアシオンとして設立された団体の年間収益に対する商業税の非課税限度額は60,000ユーロと定められた。

非営利運営の基準として、租税一般法典第261条により、役員、すなわち理事会メンバーあるいは事実上の役員は、社会保険の上限額の3倍未満、2007年では96,552ユーロまでを上限とする報酬しか得ることができない。これらの役員は定期的、合法的に選ばれた者でなければならない。これらの者は組織の運営管理を効率的に行わなければならない。役員報酬は、規約に定め、役員に課された規則を遵守した者にのみ与えられる。役員報酬は、年間、1名ないし3名までしか支給できない。これらの支給金は、会計監査役によって確認されなければならない。

非営利運営の基準に関するコンセイユデタの判例を以下に2例紹介する。

1999年10月1日判決は、ショレ(Cholet)でスケート場を運営するアソシアシオンに対して、同スケート場はその所在する地域に商業ベースで同一の事業を行う競合企業が無いかぎり、その運営を非営利と判断して同アソシアシオンは付加価値税の非課税対象者となると判示した。

2001年11月23日判決は、パリに馬術競技やイベント参加のためにやってくる馬の繋養所を会員制で運営するアソシアシオンのサービスは、パリという同一地域で、私企業が営業として行う同様のサービスと競合し、その運営が非営利であってもアソシアシオンは営利経営を行っているものとみなされ、法人税などの課税対象者になると判示した。

アソシアシオンは、その運営が非営利でその活動も同様のサービスを市民に提供する営利企業と地域的に競合しないことを条件に、法人税、事業税などの納税義務を免除される。また、営利企業が営業する地域であっても、アソシアシオンの活動が営利企業とは異なる条件で行われるのであれば法人税、事業税などの非課税措置は変わらないものとされる。

アソシアシオンの宣伝行為は営利目的のための活動とみなされる。リヨン控訴院は、2002年2月28日の判決で、古美術商と古物商で構成するアソシアシオンに対して、この団体の主要な活動が、毎年、一般顧客を対象として50店ほどの出展者を集め、市町村の所有管理する施設を賃借して展示場を設け、古美術市と称して古美術や古物の販売を行うことにあると認定した。従って、この団体は、その要望に応じて、会員である商人の利益に直接役立つことを目的とする活動を行っているわけで、そのような活動はその動機だけで営利的目的を有すると結論し、租税一般法第206条第1項の適用により法人税の納付義務があると言い渡した。

アソシアシオンに対する警察の監督は、総合情報局(le service des renseignements generaux)によって行われる。アソシアシオンの中には公の秩序を乱すおそれあるもの、一定の監視が必要な活動を行うものがある。例えば、武装集団、セクト、私兵などである。警察は同じように政党に対しても関心を向けている。また、詐欺を働く会社を見破る役割も果たしている。

アソシアシオンは、雇用主として労働監督局と社会保険監督局の監督下にもある。

2. 特別監督

特定のアソシアシオンに対して様々な監督が法律や行政命令により定められている。以下に記すのはその2、3の例である。

青少年のような傷つきやすい人々を対象として活動するアソシアシオンは、その脅威となるような精神的肉体的侵害から青少年を護る為に厳格で特別な監督の下に置かれる。これらのアソシアシオンは、そのような監督に服する義務を認めることを条件として助成金の受給資格を得られる。スポーツ団体・スポーツ連盟の承認手続はそれぞれ、スポーツ法典(Code du sport)第121-1条と第131-1条に定められている。

各省大臣や行政機関の命令や処分、規則がアレテ(arête)であるが、1998年4月23日付青年・スポーツ大臣アレテは、5泊を超える期間、少なくとも12名以上を集めたキャンプのための滞在に対して事前の届出義務を定めている。同アレテはまた学校を運営する団体の役員や指導スタッフに必要とされる資格や、健康管理、安全、当局の監督についても定めている。林間(臨海)学校を運営するアソシアシオンは、手段債務としての安全配慮義務を負う。被害者は損害の原因となるアソシアシオンの非行(過失)を証明しなければならない。

2003年1月10日付アレテは、2003年5月1日以降、林間(臨海)学校、バカンス・センターに未成年者を受け入れるアソシアシオンに対して、県に常駐する中央政府の代表あてに事前の届出義務を定めている。

観光法典(Code du tourisme)第213-1条は、観光旅行を企画するアソシアシオンに対して、当該観光旅行についての認可を得る義務を課している。認可されるためには、観光アソシアシオンは、顧客保護のための一定の保証を約束しなければならない。その保証とは、財政的保証、職業的(専門)適性、民事責任についての保証である。アソシアシオンは観光の条件、値段、支払方法、解約方法、苦情申立方法、保険の申込などを内容とする旅行販売契約書を作成しなければならない。

贈収賄の予防、訴訟手続に関する1993年1月29日法制定以降、行政機関や商工業的な性格を帯びた公的施設から153,000ユーロ以上の補助金の交付を受けているアソシアシオンは、毎年、貸借対照表、決算書、付属書の作成が義務づけられた。これらのアソシアシオンは、また、少なくとも1名以上の会計監査役とその代理人を任命しなければならない。これらの規定は、今日、商法典第612-4条に定められている。

重要な経済活動を行うアソシアシオンにたいしては、貸借対照表、決算書、付属書を作

成し、会計監査役を任命しなければならない。

3. 監督の手段としてのサンクション

(1) 刑事罰

1901年法第5条ないし第7条違反に対する刑罰として5級の刑罰である1500ユーロ以上の罰金刑が科される。破毀院は、アソシアシオンの規約や運営管理上の改正・変更を業務執行者が届出ない場合、この違反が原因となって個人的に損害を受けた者は損害賠償の請求ができると判示した³⁹。

アソシアシオン内での違法な利得に関して、法務大臣は、1998年8月31日付の質問に対する回答書において、違法な利得に関し、刑法典第432-14条は公的目的を遂行する者は個人的利益と公的利益が相反する立場に自らを置くことを禁じていると指摘した。その端的な例は、アソシアシオンが公権力から特権を与えられていたり、公役務を担当していたりする場合である。

(2) 行政罰

行政当局は、アソシアシオンに対して許認可の拒否や取消し、施設の閉鎖といった行政罰を下すことができる。許認可の拒否や取消しは、理由が法律の錯誤に基づいていない場合や明白な判断の誤りによってなされたものでない場合に限り合法的なものとなる。

(3) 助成金に関する罰

アソシアシオンを監督する行政当局は助成金受給アソシアシオンが監督に従わなかったり、助成金の正しい使い方をしなかった場合は、助成金の交付更新を拒否したり、減額したり、交付額の一部あるいは全部を返還するように求めたりすることができる。1988年2月1日付財務大臣通達第142号は以下のように命じた。「(当局はアソシアシオンが) 目的に合致した資金の使用や利用をしなかった場合、助成金の再交付は行わず、あるいは、すでに交付した金額の国庫への返還を命じる」。

III 解散、合併

結社契約は合意に瑕疵ある場合や契約当事者の権利能力又は行為能力が欠如している場

合は、相対無効となり、アソシアシオンの目的が法令違反の場合は絶対無効となる。

1. 解散

アソシアシオンは解散により消滅する。解散には、規約による場合、会員の自由意思による場合、司法・立法・行政の判断による場合とがある。

アソシアシオンが解散すると、清算が行われ、アソシアシオンの全財産の移転や場合により、出資の取戻しが生じる。

司法により、あるいは行政により解散させられたアソシアシオンの存続を維持したり、再生させたりした者に対しては刑事罰が科される。

企業の救済、裁判上の更生や清算に関する商法典の規定はアソシアシオンにも適用可能である。運営を誤ったアソシアシオンの幹部は、金銭的にはもちろん、民法上、刑法上の制裁を下されることになる。

2. 合併

アソシアシオンは、新設合併あるいは吸収合併することができる。アソシアシオンは他の法的団体になることもできる。例えば、会社、経済利益団体（GIE）、協同組合などがある。会社がアソシアシオンになることは可能であるが、解散し、法の定める形態を遵守してアソシアシオンを設立しなければならない。

1901年法は、アソシアシオンの合併については何も規定していない。

新設合併は、既存の2団体のアソシアシオンが、アソシアシオンの設立について定める法律に従って第3のアソシアシオンを創設する形である。吸収合併は、アソシアシオン2団体のうち一方が他方に吸収される形である。この場合、自立した法人ではなくなる吸収される方のアソシアシオンを受け入れるために受け入れる側のアソシアシオンは自らの規約の改正を行う。アソシアシオンの合併は、当事者であるアソシアシオンの総会審議によって決定される。新設のアソシアシオンが法的に存在するようになると直ちに吸収するほうもされるほうもアソシアシオンは自らの規約に定めるとおり解散する。合併時に不動産出資がある場合は公正証書が必要となる。一般租税法第816条は、法人税納税義務のある法人ないし組織体のみが参加する合併であることが明らかなケースのみに適用される。

小 括

アソシアシオンの規約は、機能や管理の決定方法において重要な役割を担っている。これは、1901年法が、この件に関し何も指示しなかったからである。従って、規約の内容は原則自由に定めることができる。しかしながら、特定のアソシアシオンについては、別の法律やデクレの適用を受ける。例えば、フランスギャロは、1891年法により、1997年5月5日付デクレ第1条の適用を受けて、農務大臣の承認を必要とする。

アソシアシオン会員は、専従的な性格を事実上示すアソシアシオンの入会登録を済ませた者で、総会への参加権を有し、理事会構成員の被選挙資格を有する者を意味する。

アソシアシオンの理事会は、規約上任命される理事、あるいは総会で選出された理事により構成される。理事会は、事務長と会計担当役と共に理事会執行部を形成する理事長を選出する。理事会は、アソシアシオンの運営・管理に関するあらゆる行為を許可する役割を担うために設けられる。

理事と理事長は受任者としての資格のために法律や規約の違反および運営・管理上の過ちについて民事責任を負う。税務上の不正行為に対しては刑事責任と個人責任を負う。総会はいつでも彼らを解任することができる。理事は理事長を含めてアソシアシオンとは委任契約の関係にあるからである。

アソシアシオンが深刻な経営難にある場合、幹部の運営管理状況の監視や重要な任務の執行を監視するために、裁判官は臨時管理人を任命することができる。

アソシアシオンの議決機関は会員全員で構成する総会である。その役割は、アソシアシオンの業務執行と収支決算を承認し、運営管理機関の構成員を任命し、解任し、処分行為の執行を許可することである。その機能については規約に定められる。

目的の遂行・達成のためにアソシアシオンは、篤志家や有給職員のサポートを必要とする。アソシアシオンのボランティアに関する2006年5月23日法はその根拠法である。会員は、アソシアシオンに対して権利を有するが、義務も負う。会員が義務を遵守し履行しなければ、アソシアシオンは、当人の防御権に配慮しつつ訴追し、追放することができる。

会員に対してアソシアシオンは規約に定める義務の不履行がある場合は契約責任を負う。有給職員に対しては、使用者として責任を負う。第三者に対してはアソシアシオンの責任は契約責任であったり、不法行為責任であったりする。

アソシアシオンに対する一般法の統制は、まず、アソシアシオンの機関による内部監査

と会計監査の形をとる。アソシアシオンには会計監査役の任命を義務付けられるものもある。次にその統制は、特に補助金交付のアソシアシオンに対する公権力の監督である。

公権力は、若者を対象として教育訓練活動をしたり、スポーツイベントを組織したり、バカンス村を運営したりするアソシアシオンに対しては特別な監督を行う。この監督には刑事罰・行政罰・財務罰の制裁処分が伴う。

合併には新設合併と吸収合併とがある。

注

- 1 規約では会員招集に15日間の猶予を設けるように定めて、内規でそれを5日かに短縮した事例において、コルマール控訴院の2006年11月10日判決は、規約（の定めた内容）が尊重されていないのを理由に招集された総会の会員除名審議を無効としている。
- 2 TGI Paris, 12 dec, 2001
- 3 TGI Paris, 5 juill. 1988
- 4 仏民法典第1992条2項は「ただし過失に関する責任は委任が無償である受任者に対しては、報酬を受け取る受任者に対してよりも厳格さを緩めて適用される」と定めている。
- 5 CA Aix-en-Provence, 4 juin. 1998
- 6 Cass. crim., 8 mars. 2005
- 7 仏民法典第2004条は「委任者は適当と判断する際にその委任を撤回することができる。以下省略」と定めている。
- 8 TGI Lyon, 7 dec. 1998
- 9 CA Paris, 14^e ch.B, 19 sept. 2003
- 10 CA Paris, 17 mai. 2000
- 11 CA Paris, 1^{re} ch., A 15 janv. 2002
- 12 CA Paris, 2^ech. A, 29 mai. 2001
- 13 TGI Paris. 1^{re} ch., 11 mai. 1989
- 14 仏民法典第1184条第1項は「解除は双務契約において、両当事者の一方がその約務を果たさない場合に、常に予定されている。」と定めている。

- 15 訴訟当事者が自己の権利・利益を主張するために有する基本的保障の総体をいい、本質的には、対審の原則と攻撃防御の自由を内容とする（フランス法辞典山口俊夫編 東京大学出版会 初版 2002 年 3 月 20 日）。
- 16 CA Versailles, 1^{re} ch., 2^e sect., 8 juin. 2001
- 17 CA Pars 1^{re} ch., sect. A, 1^{er} avr. 2003
- 18 Cass. 1^{re} civ., 20 nov. 2006
- 19 CA. Versailles, 29 juin. 1984
- 20 Cass. 1^{re} civ., 2 mars. 2004
- 21 Cass. 1^{re} civ., 16 mai. 2006
- 22 第 1384 条により損害が他人の所為により生じたものであるにも拘らず、本人が負う賠償責任①子の所為による両親の責任（第 4 項）②被用者の所為による使用者の責任（第 5 項）など。今日、判例による実際の適用においては、加害者の弁済無能力に対する被害者保護の思想が強く反映している。（山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会）
- 23 CA Toulouse, 6 avr. 1999
- 24 民法典第 1147 条は「債務者は、必要ある場合には、その者の側になんら悪意が存しない場合であっても、不履行がその者の責めに帰することができない外在的事由（cause 'étrange' re）から生じたことを証明しないときはすべて、あるいは債務の不履行を理由として、あるいは履行の遅滞を理由として損害賠償の支払いを命じられる」と定める。
- 25 Cass. 1^{re} civ., 5 juill. 2006
- 26 仏民法典第 1315 条第 2 項は「（債務から）解放されたと主張する者は、弁済またはその債務の消滅をもたらした事実を証明しなければならない」と定める。
- 27 Cass. 1^{re} civ., 2 juin. 1981
- 28 CA Pau, 7 mai. 1998
- 29 Cass. 1^{re} civ., 15 juill. 1999
- 30 Cass. 2^e civ., 4 juill. 2002
- 31 Cass. 2^e civ., 25 fevr. 1998
- 32 Cass. crim., 18 mai. 2004
- 33 Cass. 2^e civ., 22 mai. 1995

- 34 Cass. civ., 5 mai. 1978
- 35 CE, 29 janv. 1971
- 36 Cass. crim., 8 mars. 2005
- 37 Cass. soc., 1^{er} fevr. 2006
- 38 スポーツ連盟は1984年法に基づきスポーツ担当大臣から、フランスギャロは1891年6月2日法および1997年5月5日付デクレに基づき農務大臣からそれぞれの分野における統轄権を与えられている。
- 39 Cass. crim., 19 dec. 1996

第 2 部 フランス 駈 歩 競 馬 統 轄 協 会 の 考 察

第 1 章 アソシアシオン・フランス馬種改良 奨励協会

目 次

序

I 設立

II 19世紀における活動

III 20世紀前半における活動

IV 20世紀後半における活動と解散に至るまでの経緯

小 括

序

有史以来、20世紀に至るまで、農耕・輸送・スポーツ・食糧・軍力として馬は人間社会にとって欠くことのできない動物だった。しかしながら、20世紀になる頃には、馬は機械力の進歩により、その経済的役割はほとんど取るに足りないほど縮小した。軍隊でも農場でも機械力のおかげで馬は、無用となり、また、都市や地方の輸送手段としても、自動車がその役割を担うようになった。しかし、馬が人間社会にその存在価値を示してきた重要な役割を失ってもなお生き残っているのは現在もなお世界の多くの国々で乗馬、逍遥騎乗、馬術競技、競馬に至るまでそれぞれ多数の熱狂的な馬愛好家がいるからだ。馬はただこのような愛好家のみによっても存在価値を持つ。競馬について言えば、自ら生産育成したり、せりで購入した馬をレースに出走させて優勝させることを至上の楽しみとする人々があり、そのレースを対象として、勝馬推理を行う組織化された賭けを楽しむ人々がいる（2008年のECUS統計¹ではフランスの競馬ファンの人口は650万人）ことでも存続に値するということである。

フランスは、馬の生産と育成調教に適したスペース、土壌、気候を含む自然環境、国民の伝統的な馬愛好心および電算システム完備のパリミュチュエル競馬からの潤沢な資金のおかげで、馬種改良が進み、最高品質の軽種馬を生産し消費し輸出することができるようになった国である。馬券の発売を伴う競馬は、ヨーロッパ14カ国の合計に匹敵する数の

競馬場（240場）がフランスにあるほど国民に親しまれている。スポーツを続けるのには、お金がかかる。とりわけ競馬は、膨大な経費がかかり、財政的基盤がなければ、存続は不可能である。フランスは、いったんは、刑法の定める富くじにあたるとして自ら考案したパリミュチュエル馬券の発売を禁止したが、1891年、国民の要望に応じて競馬の存続をはかるために、法律を制定し、馬種改良を目的とする非営利の団体である競馬協会に限り事業目的の財源確保手段としてまた社会福祉予算として活用するために売上げの一部を充当することを条件にその実施を許可した。フランス人は、犯罪として古典的な違法行為である賭事に、馬種改良という社会事業に貢献できる役割を与え大成功を収めた。この知恵は、日本を始め、少なからぬ競馬後進国が採用するところとなっている。

競馬は、人々にスポーツと賭けの楽しさを提供するために行われているが、1833年、競馬を施行する奨励協会が創設されたとき、その唯一の目的は、競馬による馬種の改良であった。人間社会で果たす馬の役割が大きく縮小した現在、競馬協会のこの目的は、今日もなお、同じ重要性を持って正当化されるものだろうか。どのスポーツでもプレイヤーの資質が高いほど、より興味深くエキサイティングなものになる。この意味で、馬スポーツの主役である馬には、速さ、スタミナ、飛越力など、高いレベルの様々な能力が求められる。競馬施行の目的は、スポーツとして、こうしたハイレベルの能力を有する馬同士の競い合いの機会を提供することと、これらの馬の中から高い資質を持った馬を選び出して繁殖用馬とし、馬スポーツ全体が不断に求める超一流馬の改良、生産に供することであり、この目的は、今も変りはない。したがって、馬種改良は常に必要とされているといえる。さらに、フランスは、180年の間に、世界で一級の競走馬生産輸出国に成長し、世界中の国の競馬厩舎からフランス産競走馬の需要がある。だから、輸出用にフランス産馬の品種改良や増産を行うことは国益に適い、賞金の形でフランスの競馬事業に「生産奨励」資金が分配されることは正当化されることになる。「結局、競馬は、今日、一般大衆の2大欲求に基づいて存在している。それは、見事なスポーツ・イベントを観賞できることと大規模で合法的な賭事ができることである。しかし、競馬は、競馬に必要な優駿の提供なくしては存在できない。ところが、名馬といわれるような競走馬は、競馬を行うことによってのみ産みだされるのである。したがって、競走馬の改良を行うことは常に競馬団体の存在理由になると主張できることになるわけである」²。

フランスの競馬統括団体で、1995年に設立された駈歩競馬施行団体である届出アソシエーション・フランスギャロ (Association France Galop) の主要母体は、1991年に解

散したフランス馬種改良奨励協会（Association La Societe d' Encouragement pour l' Amelioration des Races de Chevaux en France 以下奨励協会La Societe d' Encouragement ）であり、フランスの競馬史がそのほとんど全てを負う機構である。同団体は、1833年に、現在の法的分類から言えば、「事実上のアソシオン」（association de fait）として設立され、1882年に、普仏戦争で破壊された競馬施設の修復拡張工事や増加する諸取引上、法律の定める何らかの団体形態をとって法人格を取得する必要性が生じたため「民事組合」（societe civile）となった。そして67年後の1949年に、奨励協会の性格に適した非営利団体の法である1901年法の定める「届出アソシオン」（association declaree）としての手続をとった。

王の息子たちを初めとする貴族や大ブルジョアやパリ在住の外国人富豪の有志が、資金を持ち寄り、寄付を募って、1833年、競馬施行による馬種改良を目的とし、非営利にして無報酬の結社を設立したのが奨励協会である。彼らは、地位と財力を持った強力なエリート集団であった。競馬に対する個人的愛着に基づくとはいえ、政府の無策のもとで暗礁に乗り上げ、沈没の危機に瀕していたフランス馬産の状況を打開し、競馬による馬種改良によって優良馬を作り、社会のニーズに応えたいという使命に燃えていた。「いずれにせよ、奨励協会の誕生とその活動のあり方は当時の関係者にとっては革命的と言えただろう。それは、ナポレオンが作り上げた制度に安住して、国民の要請に応えられなかった権力機構、即ち馬生産とその組織の統括の二つを独占していた行政当局（農務省馬政局と国防省）に対する断固たる挑戦であった」とPierre Arnoultは「Les Courses de Chevaux」³のなかで書いている。フランスの競馬と馬生産は奨励協会というアソシオンのおかげで、その後、今日に至るまで、目覚ましい発展を遂げた。以下に創設から解散までの160年間に及ぶ足跡を辿り、奨励協会というアソシオン活動について考察する⁴。

I フランス馬種改良奨励協会の設立

1. 設立前

伝説の時代はさておき、競馬といえる競技が現れたのは、ルイ14世の時代と言われている。大革命の結果、それまでのようなやり方の競馬は貴族的娯楽として禁止されたが、第一帝政で、ナポレオン一世は、軍隊、農業、輸送などで果たす馬の役割の重要さと将来の需要の増大を見越して、馬産を再興し、競馬を国家的事業として行うことを決めた。彼は、競馬が馬種改良のために唯一最高の方法であるという英国の伝統的な考え方を取り入

れて、競馬と馬生産を法制化した。英国と異なったのはその改良がサラブレッドに特化しなかった点にある。1805年8月31日主要な馬産県における競馬施行を定める政令や、1806年7月4日、今日もその形を留めて機能している6箇所の国立種馬所および30箇所の国立種馬繋養所設立を定める政令を發布し、1806年全国的規模のフランス産馬限定トーナメント方式による競馬施行システムをつくった。この制度は、競馬や馬生産が国家行政機構の枠組みの中で行われることに馴染まなかったことなどから永續できなかったが、その後のフランスの競馬と馬生産に、中央集権的なフランス的特色をもたらした。

2. 設立（1833年）

（1）コミテ（代議員会）

パリ在住のイギリス人馬主ヘンリー・セイマー卿と実業家馬主J. リューセックは、ルイ・フィリップ王の息子、ドルレアン公の支援を得て、1833年11月11日にパリの「ル・サロン・デュ・ティール・ア・チボリ (le salon du tir a Tivoli)」に7名のサラブレッド愛好家を呼び集め、協会設立のため、ドルレアン公を名誉会員として含む13名からなるコミテをつくった。第1回目のコミテの会合だけでは不十分であったため、1834年の3月16日に再度コミテの会合がもたれ、声明文（マニフェスト）、協会の組織と規約、競馬番組が作られた。

（2）組織と規約の内容

規約には、名誉会員としてのルイ・フィリップ王の二人の息子（24歳と20歳）と12名の創設会員の名前、会員の種類、推薦制の入会方法、無制限増加可能な会員数、会費、コミッセル制、サラブレッドの定義、フランス生産育成サラブレッド馬限定の出走資格、行政府（馬政局）の定めた国内の地域による出走制限の撤廃などが定められた。とはいっても、初めて行われた3日間開催の競馬番組は、国内産サラブレッドの頭数不足のため1競走のみが純国産で、止むを得ずほかは外国産馬のレースが組まれた。ニューマーケット・ルールが採用された。奨励協会による第1回競馬開催は1834年3月25日、商務大臣による新協会の活動の許可、4月22日、セヌ県知事と国防大臣によるシャンドマルスの競馬場使用許可があつて、1834年5月4日に最初の競馬が施行された⁵。

(3) 声明文 (マニフェスト)

奨励協会の基本的活動原則を示すもので、協会設立理由と目的とその実現手段を明らかにしている。その内容は以下の通りである。

「行政府（農務省馬政局と国防省）の統括下にあるフランス馬産の現状は、極めて憂慮すべき状態にあり、社会が必要としている馬資源について、あらゆる馬種が衰退している。それは、各品種の改良に不可欠なサラブレッドの生産に対する奨励策が長い間行われてこなかったことに起因している。このどん底の状況を打開し、フランスの馬種改良を行うために残されている方法は一つしかない。それは、これまで英国のやり方について伝統的な偏見がわが国にはあったが、同国の今日の成功を鑑みれば、これに倣って、300年来、同国内の他の馬種の改良にも大いに貢献してきたサラブレッドを活用し、賞金もレース数も増やして、合理的で徹底的なサラブレッド競馬を施行し、スピードとスタミナを備えた優れた繁殖用馬を選び出すこと。選び出したサラブレッド繁殖用馬により、諸馬種の増殖・改良を行うことである。この目的のためにフランス馬種改良奨励協会を創設し、活動の資金として、すでに1万5000フランの寄付金を創設会員が持ち寄ったが、さらに政府の強力な支援を要請する。今後、奨励協会に倣い、フランスの社会が必要としている馬種改良を唯一の目的とした非営利組織による競馬が国中で行われるようになると奨励協会は確信する。奨励協会はまたあらゆる競馬と生産について生じるトラブルをコミッセル選任制度により自ら裁定し解決していくことを宣言する」。

そして、使命の達成のために、新団体は、その存続期間中、協会役員の無償奉仕と馬主および生産者のメセナ（社会貢献・非営利主義）の2原則に基づき活動することを宣言した⁶。

3. 1830年代における馬産の状況

奨励協会創設時の1830年代、フランスの馬生産は声明文にあるような状況に実際にあったのだろうか。統計資料などは無いが、次の2つの著書からその状況を推し量ることができるだろう。E. ゲイオによれば、その著書「競馬制度」⁷より引用すると、「奨励協会が創設されるまでは、フランスの馬生産は、深い闇の中に沈んだ状況にあった。さまざまテーマや方法には定まった基礎が何もなかった。それらは互いに食い違い、というよりはむしろ、システムというものが存在していなかった。公的な施設や、国立種馬所や、極僅かあった個人の生産牧場では、しきたりや思いつきが支配していた…（以下省略）」。

著者、E. ゲイオは、農務省馬総監察官として、当時のフランス国立種馬所と生産界の実情に通じていた人物である。また、ジャーナリストのアンリ・リーによれば、その著書「競馬の歴史」⁸より引用すると、「それまでのどの政府もなし得なかった改革を、若くて、知的で、革新的な12名の若者が実現しようとしており、あらゆる批判、嘲弄、攻撃、多かれ少なかれ失敗を期待している様々な反対の包囲網にもめげず、英国の例に倣い、国の富の一分枝として極めて重要な馬生産の方向性を決定的にした…（以下省略）」。

II 19世紀における活動

1. 事実上のアソシアションとして

(1) 設立時の結社環境

結社の自由が法的に認められたのは、1901年7月1日法（以下1901年法）によってであり、奨励協会の創設は、それよりも約70年前の1833年で、結社が刑法上の犯罪として取り締まられていた時代であった。フランス大革命の結果、絶対王政下で、ギルドが商業及び産業の発展を妨げたことや、宗教団体が富の不当な独占を図っていたことに対する反動、とりわけフランス革命において大きな役割を果たした政治クラブの活動を当時の政府が懸念したことなど、いわゆる「中間団体排除」の思想が、その根底にあったことにより国民とその代表たる政府とのみから構成される社会を実現するという理想を掲げて、団体（結社）の設立や存在を厳しく制限するため、1791年、ル・シャブリエ法⁹が施行され、1810年に刑法典第291条（規定内容は次項参照）で違法結社罪が定められた。1804年に制定された民法典も原則として非営利団体の成立を歓迎しない建前であったから、これに関する明文規定はなく、非営利団体の法的限定と特質は、1810年制定の刑法典などの刑罰法規によらざるを得なかった。

(2) アソシアション規制の緩和

しかし、1830年代の奨励協会が創設される頃になると、刑法典第291条の「宗教・文芸・政治あるいはその外の目的に携わるため毎日またはある定められた日に集合することを目的とした20名以上のアソシアションは、政府の承認をもってしてのみ、また公権力が協会 *societe* に対し、意のままに課する条件においてのみ結成しうる」との定めは、変わらず存在し、決して法的に警戒が緩められたわけではないが、実態としては、ア

ソシアシオンが社会にとって存在し続けることの必要性（不可避性）を否定できないことを認め、「常に法を厳格に適用するのではなく、むしろ公共の秩序の維持という実践的目的をより効果的に達成するために、アソシアシオンの種類性質に応じて個別的に柔軟な対応がなされるようになった」¹⁰。

（3）設立の合法性

奨励協会の設立については、設立メンバー数が13名であり、目的が馬種改良のための競馬施行という非営利事業であったから、政府の存在を脅かすようなことはなにもなかった。記述のようにその活動の許可は、1834年3月25日に商務大臣から得ていたことで、合法的なものであったといえるが、なぜ農務大臣ではなかったのかを示す資料は無い。

アソシアシオンを護る法制度もない創設時の奨励協会は文字通り「事実上のアソシアシオン」として、法人格は認められず、一朝事あれば、判例は不明確だが、協会構成員は協会の債務について債権者に対し均等分割分の無限責任を負わなければならなかったはずである。もっとも当時の構成員は誰をとっても現在の会員とは比較が難しいほどの超富裕な人物ばかりであったことも確かであるが。アソシアシオンの法人格は、結社の自由を定めた1901年法制定により届出によって具備できることになった。フランスの馬種を改良するために競馬を施行したいという市民の有志が自ら資金（トータルで15,000フラン）・事務所・知識・社会的名声や信用を出資し、そのうえに、ひろく寄付を募って創設した非営利団体である奨励協会は、どの点から見てもまさしくアソシアシオンの典型であり、70年後に成立する1901年法によって護られるべきアソシアシオンの先駆そのものであったといえる。

2. 普仏戦争（1870年）までの活動

（1）所轄官庁間の確執

国防省と農務省の2省庁間の馬行政を巡る確執は、第2次世界大戦前夜まで続いたといわれている。機械力が社会で実際に役立てられるようになるまでは、陸軍にとっても馬は欠くことのできぬ戦力であったために国防省は馬生産事業に重大な関心を寄せていた。馬生産は、当時の金額で200万フランという巨額の国家予算がついた国家事業であった。

一方、奨励協会の創設とその目覚ましい発展に沈黙していた農務省馬政局は、時間がたつに連れて、徐々に、本来は、自己の管轄である馬行政への復権を強めていった。馬行政を

所管する農務省からの干渉、肯定的に解釈すれば、国民の利益を守るための監督指導は、奨励協会の創設時から1991年の解散時まで続いた。馬種改良奨励事業が馬券発売により巨大な経済活動に発展し、社会的影響力を持つようになるにつれ、行政指導が必要とされた面は否定できない。一方で、奨励協会はアソシアシオンとしての自主的な活動の自由を求めた¹¹。

(2) 奨励協会の飛躍的発展

第2帝政期（1852-1870年）に入ると、奨励協会は、いまだ事実上のアソシアシオンにすぎなかったが、ナポレオン三世の弟で政治家のド・モルニイ公（duc de morny 1811-1865）を中心とする一大勢力の強力な支援のもとに磐石の地歩を固めていった。土地所有者のフランス・アカデミーから、当時の最大レースであったフランス版ダービーとオークスを施行するという条件付でシャンティイ（Chantilly）の長期借地権¹²を取得し、競馬場と世界最大の調教場を建設し競馬を施行した。多くのフランスのクラシック競走が創設されたのもこの頃である。1856年、奨励協会は、パリ市からブローニュの森にある土地を50年間賃借することに成功し、そこにロンシャン競馬場を建設して本部も構えた。1863年、画期的に巨額な賞金額10万フランのパリ大賞典（国際競走）を創設した。このレースの創設は、奨励協会のパトロンであったド・モルニイ公の提唱によるもので、同公は、自ら、働きかけて、パリ市から5万フラン、五大鉄道会社から5万フランを賞金資金のための寄付金として集めた。皇帝ナポレオン三世からは副賞が授与された。この競走は、20世紀に入って、1920年に凱旋門賞が創設されるまで奨励協会の看板レースとして、ロンシャンに10万人以上の入場者を集めるヨーロッパ最大のイベントに成長した。フランスのサラブレッド生産も飛躍的にレベルアップし、1865年にはグラディアートル（Gladiateur）がイギリス3冠レースとパリ大賞典を征した。

(3) 障害競馬協会と速歩競馬協会の誕生

スピードだけでなく飛越力のある丈夫な馬の愛好家や、国家経済に役立つ速歩作業馬の生産者たちもそれぞれ専門の競馬を施行したいと強く願った。この要望はこれといった抵抗にもあわず、奨励協会と同じく非営利団体の競馬協会として、1863年、障害競馬協会、1864年、速歩競馬協会が設立された。サラブレッドよりも雑種の国産馬の生産を歓迎する政府の奨励方針もあって、両競馬ともフランス全土で、盛んに行われるようにな

った。奨励協会は、新生協会の誕生とその競馬を、フランスの競馬・生産の規模拡大と内容の充実につながるものとして敵視せず、逆に支援した。

(4) 馬政局の後退

農務省馬政局を率いる偉大な指導者、フルリー将軍は、奨励協会をはじめとする競馬協会の成功・繁栄を冷静に判断して、1866年3月16日デクレにより、競馬に関する馬政局のそれまでの権限を三つの競馬協会に委譲し、これら競馬協会の規約が馬政局の発する法令に代わるものとするという競馬史上画期的といわれる決断を下した。以後、馬政局は、1891年競馬法が制定されるまでは、競馬事業に行政的権限をあまり揮うことはせず、助成金の分配、政府賞の条件の決定、役員任命、競馬番組の監督、不正行為の撲滅などに専念した。

(5) 普仏戦争

フランスの競馬と生産は、イギリスとは異なり、1870—71年、1914—19年、1939—45年と3度の戦争によってまともに被害を受けた。

1870—1871年の普仏戦争中は、競馬開催は中止され、馬は全て徴用された。徴用された馬は、軍や食肉用（8万頭屠殺）に使われた。戦後の絶望的状況からの復興には、政府は排除され、非営利の奉仕団体である奨励協会がイニシアチブをとることに期待が寄せられた。それに応えて、奨励協会は豊富な経験と再建への確固たる意思をもって、それまで蓄積した全資金を地方競馬の再興のためにつぎ込み大きな成果を挙げ、一方で、ロンシャン、シャンティイで競馬を再開して成功した。他の2協会もこれに倣い、やがて総ての競馬場がもとの活気を取り戻した。フランスのサラブレッド事業は、奨励協会のリーダーシップのもとで見事に立ち直った。競走賞金も大幅に増額できるようになった¹³。

3. ソシエテ・シヴィル (Societe civile民事上の組合) への組織変更 (1882年)

(1) 経緯

1870—1871年の普仏戦争により被災した競馬場の修復問題は、戦後開かれた委員会でも、常に主要な検討議題になった。その中でも、競馬の中心的舞台で、1856年7月1日から50年間（つまり1906年6月30日まで）、奨励協会が、ブローニュの森の西南端の土地、面積約57ヘクタールをパリ市から賃借して開場したロンシャン競馬場

の修復は、最優先の課題であった。修復工事費は、306,806フランにのぼった。1875年から1877年に、スタンドと貴賓席のリニューアルのための工事が計画されたが、この工事の許可を求めるためパリ市側と折衝中に、パリ市の担当部長から、奨励協合理事に対して、政府当局や第三者との関係において、奨励協会が、法的に認められた団体の構成をとっていないことにより、はなはだしく不都合が生じているとの指摘があった。この指摘をきっかけとして、コミテは、直ちに、法律顧問との事前検討を行った後、1882年12月23日、会合を開き、全会一致で、以下の通りの決定を採択した。

「奨励協会は、1833年11月1日以来、単なる事実上のアソシアションとして活動してきたが、団体としては、法的に認められた（法人格のある）存在ではない。今日、奨励協会の活動が質量ともに充実するにつれ、不動産の運営や様々な取引行為が増え、これらを実行していく際に、現在の協会の在り方のせいで、大変な不便が生じている。そこで、本協会は、当局や第三者との関係を正常化していくために、奨励協会に内部的変更を加えることなく法的に認められた形態の団体を選択する必要がある。それは、1834年、当初の設立者（創設会員）と彼らが彼らの活動に協力するように呼びかけた奨励協会及セルクル（競馬愛好家クラブ）の会員との間に交わされた本来の取決めを反古にするようなことにならず、かつ、半世紀の間、奨励協会の安定と成功のもとになった組織を正規のものとするための選択である」。コミテは、2回の審議の後、ソシエテ・シヴィル

(Societe civile民事上の組合)となることを議決した。その規約は1882年12月23日に署名された。この後、1884年から1890年まで、368,813フランが投じられて、スタンドの修復拡張工事や、検量館、人救護所の建設などが行われた¹⁴。

(2) ソシエテ・シヴィル (Societe civile 民事上の組合)

民法典に定められている組合である。営利事業一般から商行為に関する活動を除く残余の活動を目的として、民事一般法の規定により規律される。1978年になって大改正があった。奨励協会は、1882年から1949年までソシエテ・シヴィルの形態をとっていた。この団体の概要について以下に略述する。構成員の責任については大改正の主要な改正点も記す。

定義：民法典第1832条及び第1833条により、ソシエテ・シヴィルは、組合員の共同利益の追求のための契約により成立し、そのために彼らは金銭その他の財産を出資する。ソシエテ・シヴィルは、その結果、出資義務、利益実現の目的、利益分配、損失分担、

平等な業務協力といった特色を持つ。人数については、2人以上で上限はない。但し、「ただ、以上の型も理論上の区別は比較的容易であるが、実際の適用になると区別が困難である……これら共同体を示すために慣行的に使われている名前だけを信用することはできない。彼らはその共同体の本質と合致しない名前や形式を使用することがある。例えば、共済組合・競馬組合のごときは、非営利社団である。若干の非営利社団には、資本利益団体と名づけられ、法律上彼らのメンバーの金銭的利益の防衛のために構成されているものがある」と林寿二教授は指摘している¹⁵。奨励協会は、まさにこの例にあたるようである。

法人格：ソシエテ・シヴィルの法人格については、フランス民法典には、当初、これを肯定する法文も否定する法文もなかったが、判例・多数説は肯定的立場をとっていた。特に、1891年2月23日破毀院審理部判決は、「集团的個体のためにその構成員の利益・権利とは異なる利益・権利を創出することは、商事の営利組合と同様、ソシエテ・シヴィルの本質である。民法典の法文（特に（旧）第1850条、第1852条、第1867条、第1845条、第1846条、第1847条、第1848条、第1855条、第1859条）は、構成員間の関係を確立するのではなく、構成員を常にソシエテに対する関係におくことで、明示的にソシエテを擬人化している。ソシエテ・シヴィルは、存続する限りは法人であり、ソシエテの財産の所有者である」と判示し、ソシエテ・シヴィルの法人格を確定的なものとした。

1978年の大改正により、登録義務の履行を条件に、ソシエテ・シヴィルの法人格取得は明文を持って規定された。条文解釈以外に、法人格と公示義務とは密接な関係にあるのだから、公示義務の課されないソシエテ・シヴィルに法人格を認めるべきではないという否定説の主要な根拠は失われたことになる。

構成員の責任：破毀院は、1969年2月6日民事第三部判決で、ソシエテ・シヴィルに対して法人格を、即ち権利義務の帰属主体としての法的能力を認めても、対外的な債権者に対する構成員の責任については、従来どおり、民法典（旧）第1863条により、ソシエテ・シヴィルの責任と並存すると判示した。構成員間の責任負担は、均等分割で無限責任であった。

1978年1月4日法の改正により構成員の責任は、①補充的責任であることが明文を持って規定された（民法典第1858条）②均等分割分の責任が出資に比例した分割責任に修正された③無限責任が維持された。

資本：民法典第1845-1条は、「組合財産は、均等な価値を有する組合持分に分割される」と定める。この分割は、損失に対する分担義務も意味する。組合財産の増額は、規約に定めた多数決の基準に従って、総組合員の合意をもって可能となる。持分の譲渡は、原則として、組合員全員の承認を必要とする（民法典第1861条）。

運営：組合は、一人ないしは数名の構成員または非構成員、自然人または法人により運営することができる。運営・経営は、自己の名前で、自らが業務執行者であるかのように条件や義務に従い業務を執行する。業務執行者は、ソシエテに対し連帯して責任を取る（民法典第1847条）。業務執行者は、規約に別段の定めある場合を除き、ソシエテ財産の過半数を代表する構成員の決定により、解任される（民法典第1851条）。業務執行者は、1年に1回以上、当該年度あるいは前年度の損益額も示した総活動状況報告書を作成しなければならない（民法典第1856条）。

構成員の持分：その譲渡は商業登記簿に公示されなければならない。原則として、持分の譲渡は、組合員全員の同意がなければならない。しかしながら、規約に、業務執行者の承認や過半数の合意があれば譲渡を可能とすることも出来る（民法典第1861条）。構成員から全面離脱あるいは一部離脱については、規約によって定められる。現物財産の分与や現物の出資物の回収が生じるが、第三者の権利を害することはできない。解散が決定されると、ソシエテ・シヴィルは、清算人を任命する。清算人は、財産の分割を行う。

4. 投機目的の競馬会社と競馬賭事の氾濫及びこれらの規制

(1) 投機目的の競馬会社

1880年代後半まで、競馬は終始、成長拡大していったが、その繁栄のなかで、競馬賭事とレース前に馬の値段を決め、レース後の競売額との差額を主催者の収入とする売却レースの施行によって、競馬を営利追及の手段とする者たちが現れた。彼等は、パリ近郊のあちこちに競馬会社をつくり、日ごとに事業規模を拡大するようになった。そのなかには、賭けの主催者と好ましくない関係を持って営業する者も現われ、政府は健全な公衆モラルの維持の面から憂慮するようになった。奨励協会は、これらの営利目的の競馬会社に対して、1879年、協会の発行する公式会報への彼らの競馬番組の掲載を拒否し、彼らの主催した競馬に出走した馬を失格処分にした。これらの措置は奨励協会の競馬からの締め出しには効果があったが、障害競馬協会やその他の協会の競馬と競馬営利会社の施行する競馬との間の馬の往来は阻止することができなかった¹⁶。

(2) 競馬賭事と規制

一方、競馬賭事は、1833年に奨励協会が設立される前は、イギリスで盛んであったように、しばしば、競馬で対決する馬主の間で行われていた。協会設立後競馬が定期的な開催されるようになると、当時パリや地方都市で盛んであった他の賭事なみに、メンバー間だけでなく、一般市民の間にも広まった。これは、競馬が賭けによって大衆化されたことも意味したが、一方では、賭事の氾濫を抑制するために、奨励協会が創設された3年後、1836年に、フランスの賭事の歴史にとって重要な意味をもつとされている以下の富くじ禁止に関する法律（一部抜粋）が制定された。

富くじ禁止に関する法律と競馬賭事：1924年と1994年に改正された富くじ禁止に関する1836年法の抄訳

第1条 あらゆる種類の富くじは禁止される。

第2条 以下のものは、富くじと看做し、禁止される。すなわち、くじ引きにより行われる不動産、動産、商品の販売、又は全面的か部分的かにかかわらず、偶然に基づく景品その他の利得とが結びついている販売及び一般的に名称のいかんにかかわらず、くじ引きによって利得が得られるものとの期待を生ぜしめるために公衆に提供される総ての活動 第3条、第4条省略

第5条 第1条及び第2条の規定は、慈善活動、芸術の振興及び非営利のスポーツ活動の財政支援のみを目的として行われる動産を対象とした富くじには適用されない。ただし、国務院のデクレの定める形式で許可されたものに限られる。

現在では、1994年に改正されたフランスの新刑法典には賭事を禁止する規定はない。

それまで定めていた賭博罪を削除し、この時点で、すでにあった2つの法律、賭博に関する法律（Loi relative aux jeux de hazard le 12 juillet, 1833）と上記の富くじ禁止に関する法律（Loi portant prohibition des lotteries le 21 mai 1836）に取締りを移管したからである。大革命以降、パリや地方都市では競馬賭事のほかに、様々な賭事が盛んに行われ、賭事にまつわる悪徳や犯罪が著しく増加した。都市を浄化するために制定されたこれらの法律によって、「あらゆる種類の富くじ」は禁止された。それは、富くじに限らず、公然に行われるゲーミング一般の禁止を意味するものとして理解されていたが、多くの例外も認められた。いずれにせよ、この法律は、フランスの競馬

賭事と奨励協会の発展にとって後々、大きな影響を及ぼすことになる。

当時の競馬賭事には、一つは、富くじと同じような運任せの勝負事であるプルと、もう一つは賭け手が勝馬を予想選択できるもの（パリ・ミュチュエルとブックメーカー賭け）とがあった。パリ・ミュチュエルは今日行われているのと同じであり、ブックメーカー賭けは、賭け手に馬の選択権はあるが配当率はブックメーカーと呼ばれる胴元の提示によるパリ・ア・ラ・コット、パリ・オ・リーブルとの2種類があった。

取締りと裁判所の判断：検察庁は、富くじ禁止に関する1836年法に基づき、過熱化したプルとパリ・ミュチュエルを取り締まるために、それらの事業所を起訴し、プルは1869年、パリ・ミュチュエルは1875年にそれぞれ、運任せの勝負事である富くじの一種と看做す破毀院判決が下され、禁止された。（パリミュチュエルに対しては、破毀院は、1869年判決では富くじではないとしたが、1875年判決では量の増加に伴い合法非合法の区別が付けにくいことを理由として富くじと看做した）。しかし、ブックメーカー賭けについては、それほど普及していなかったのと、スタンドにいて情報に通じ、確実な知識に基づいて賭ける能力を持った顧客を相手に商売していると一括して言えるので、1875年に破毀院は、運まかせの勝負事ではないと判決を下した。こうして、競馬協会と公的権力により、競馬場での営業を認められたブックメーカーは莫大な利益を上げるようになり、しだいに場内で乱立・氾濫して、不正取引も公然と行うようになった。彼らの行為のいっさいと一線を画していた奨励協会は、パリ市議会とともに、ブックメーカーの完全禁止を政府に要請し、それが容れられて、ブックメーカーは、競馬場から追放された。しかし、その結果、競馬場の入場料収入が激減し、競馬協会の運営が立ち行かなくなる状況を招来することになった。速やかに賭けを復活させる必要が生じた。

1836年の富くじ禁止法第5条（既掲）は、慈善行為と諸技術の奨励を目的とする場合の富くじは許可していたので、同規定に基づき、1887年に政令が出され、奨励協会と他の主要競馬協会の行う場内パリミュチュエルは、富くじとされるが、賭金の総額から、貧民救済事業のために2%を徴収することを条件にして実施が認められた。この措置により、競馬協会の財政状況は瞬く間に改善した。

競馬場から追放されたブックメーカーは、勝手に、協会の行う場内パリミュチュエルの代理業者としてパリ市内に店を出し、競馬場に行けない客の賭を受けるようになり、再び不正に財を成した。1890年、内務大臣は彼らを起訴したが、裁判所は、一律に

は有罪とする判決を下さなかったため、1891年、内務大臣は、競馬場内でのパリティュエルの無条件禁止令を出した。その結果、賭けのできなくなった競馬場の入場料収入は36%も減少し、政府のやり方に対して多方面の関係者と市会議員から猛烈な反対の声が巻き起こった¹⁷。

5. 1891年6月2日の法律

(1) 法律の内容

ドヴェル農務大臣は、この問題の抜本的解決をはかるために、1891年3月12日に、競馬機構そのものの根本的再組織を企図した法案を提出した。激しい議論が戦わされた後、6月2日に、今日でもなお競馬の基本法として機能している以下の法律が成立した。しかし、この法律の制定の基本的なコンセプトは、1891年の法案審議の際に、政府提出法案の報告説明者となったエミール・リオット下院議員が議会で指摘したように、奨励協会のあり方を見習うことにあったことは明らかである。

「奨励協会（のあり方）を取り上げて見よう。この協会に反対できることはなにもない。皆様の判断に委ねられたこの法案の基は奨励協会の規約の根幹条項の一つと同じである。それは競馬協会が利益追求を目的として競馬を施行したり、競馬に関して投機を行うことを認めないということを定めている。奨励協会は、『そうした行為は絶対に禁止する。この我々の規定を受け入れない競馬は無効である』と定めている」とリオット下院議員は述べた¹⁸。

競馬の認可および運営とパリティュエルの賭事を統制するための1891年6月2日法の抄訳¹⁹

第1条 いかなる競馬場も、農務大臣の事前の許可なくして開設することはできない。

第2条 馬種改良という目的のためにのみ行う競馬で規約が農務大臣の承認を得た協会が施行するものに限り許可される。

これらの協会は、とりわけ、競馬施行という方法で、競馬と馬生産の分野の育成及び農業の開発のために、馬種の改良と馬生産の振興という公役務に参加する。

駈歩及び速歩競馬のそれぞれに、競馬協会1団体が統括協会として認可される。

統括協会は、各自の専門の競馬全体について責任を履行する。統括協会は、とりわけ、それぞれの競馬の施行規程集の案を提示して監督当局の承認を求め、規程

中に定められた諸々の許可を行い、薬物治療の監督による競馬の遵法性と馬の生産、調教を監視し、生産賞の交付を行う。統括協会に課される公役務の履行義務及びその関与方法は、デクレにより定められる。

第4条 いかなる場所、いかなる方法でも、何人も、競馬賭事の、受理を申し出たり受理した者は、それが直接であれ、仲介によるものであれ、3年の懲役刑と9万ユーロの罰金刑を科される。違反が、組織的な集団によって犯された場合は、7年の懲役刑と20万ユーロの罰金刑が科される。違反を犯した自然人は、同じく、以下の補充刑を科される。1 公民権および、私法上、家族法上の諸権利の停止、2 犯行のために使用された動産・不動産の没収、施設の活動停止… 以下省略。

第5条 第2条の要件を満たす競馬協会は、農務大臣から、いつでも取り消すことの出来る特別認可を得て、法定控除を納付することによりパリミュチュエル馬券を発売することができる。以下省略

第1条および第2条は、馬種改良を唯一の目的として競馬を施行する競馬協会の役割を規定し（第2条のこれらの協会は…以下は2010年5月12日法により追加された）、第4条は競馬を対象とするあらゆる賭けを無条件に禁止して違反者及びその共犯者に刑罰を科している。第5条は、その例外を定める規定で、農林大臣の特別認可（不断に撤回可能）と、法定控除（2010年5月12日法による改正前の条文の文言は地域の慈善事業ならびに馬生産のための一定控除）を行うという条件で、諸競馬協会が、みずからの競馬場でパリミュチュエル賭事を行うことを認めている。その代わりに、競馬協会は、規約について農務大臣の承認を受け、予算と決算報告について県知事の承認を得なければならない。このように定める1891年6月2日法の適用下に競馬パリミュチュエル賭事は合法化されたのであり、それは今日も変わらない。

（2）意義

この法律は非営利団体としての競馬協会による競馬の存続と政府の競馬事業に対するはっきりとした統制権の根拠を与え、その後の競馬協会に対する監督指導の端緒となった。奨励協会は、20世紀に入ってから政府の締め付けとは比べ物にならないほど緩いその統制の中で、本法律により、活動のもとになる資金捻出の最高の方法であるパリミュチュエル馬券発売を公認され、発展の本格的なスタートを切った。さらに、1930年4月1

6日財務法第186条がこの法律を補足するために制定された。パリの諸競馬協会の共同事業として、場外パリミュチュエルの実施を排他的に許可する法律であり、同年7月11日のデクレでこの条項の実施が認められた。場外馬券発売機構（Pari Mutuel Urbain

PMU）の創設である。当時、ブックメーカーたちは競馬協会の競馬に便乗して非合法場外パリミュチュエルを秘密裏に行い、大流行させていた。この制度は、その対抗措置として創設されたものであった。

Ⅲ 20世紀前半における活動

1. 農務省による監督・指揮権の復活

(1) 1902年12月16日付農務大臣書簡

1891年6月2日法は、非営利団体である競馬協会にのみパリミュチュエル競馬賭事の実施を認めた。その結果、第1次世界大戦前（1914年）までは、馬券から得られる資金のおかげで競馬・生産事業は順調に年々拡大発展していった。農務省は、この法律に基づき、投機目的の営利会社の再来や違法賭事の発生の防止、競馬施行面の規則遵守、馬券売上金の適正な取扱いを確保をするために、躍進する競馬協会に対して再び、監督指導権を行使することを決めた。奨励協会に残る1902年12月16日付けのレオン・ムージョ農務大臣からプランス・ダランベール奨励協会会長に宛てた書簡 20 には、農務省の監督指揮権を復活する明白な意向と具体的な指示事項（理事の承認、協会会合への代表派遣、役員会への馬主代表の参加指示、競馬番組の承認）が伝えられている。この書簡で言及された総ての事項は実施された。特に役員会の構成については、協会は、ジョッキークラブ会員からしか構成員を補充しなかったそれまでのやり方を改め、農務大臣の意向に従って外部から6名の賛助会員を指名し、創設会員と共に、協会の運営に関して審議することを決めた。農務省の意向は、競馬に出場する競走馬は、コミテメンバー（代議員）の所有馬に限られないので、代議員以外の馬主会員の意見も反映した運営がなされるべきという点にあった。

農務省は、同じ年に、省令により、コミッセール（競馬担当理事）の選任についても農務大臣の承認を義務づけ、また、常設競馬諮問委員会を設けて競馬の諸問題について答申を受けられるようにして指導監督を容易化する措置をとった。

2. 二度の大戦による被害

奨励協会は、創立以来、三度の戦争から甚大な被害を被った。最初の普仏戦争については、すでに記述した。以下に20世紀に入って起きた二度の世界大戦による被害について略述する²¹。

(1) 第一次世界大戦（1914年—1918年）

1891年6月2日法の制定以降、1914年の第1次世界大戦勃発までの23年間、競馬にとっては、ベル・エポックと呼ばれるよき時代が続いた。第一次世界大戦が始まると、競馬開催は、1914年7月末から1919年5月15日まで中止となった。しかし、この期間の最後の2年については、奨励協会は、パリにあったほかの競馬協会の協力を得て、農務大臣の許可のもとに、地方の競馬場で、観客も賭けもない能力検定競走を実施した。3年間にわたり実施したこの競馬のために奨励協会は、約200万フランの資金を費やした。この資金は、コミテメンバーの拠出に頼るしかなかった。戦後、競馬は1919年5月から再開され、人気はすぐに回復した。奨励協会は、競馬番組の国際化を実行し、1920年、当時世界最大規模の国際競走、凱旋門賞を創設し、夏のドーヴィル開催には外国馬の出走も認めた。戦後のフランスの競馬と馬生産は、新たな発展を示したが、それも束の間、1930年から1933年にかけて世界的な経済恐慌が起これ、競馬場にも深刻な打撃をもたらした。三大協会は積立金を取り崩してこの危機を凌いだ。

(2) 第二次世界大戦（1939年—1945年）

この戦争については、先の二つの戦争とは競馬と馬産に与えた影響は異なっている。なによりも、1914-1918年の戦争体験により、奨励協会は、全国競馬協会連合会をリードして、縮小競馬番組を編成し、観客が馬券を買うこともできる競馬開催の続行をフランス政府と、後にはドイツ占領軍当局に認めさせた点である。この縮小番組は、パリの競馬協会5団体の完全な合意の下に編成され、実施された。1940年に行われた軍馬の調達や徴用の後、1942年には、飼料供給量が減り、馬の頭数が削減された。競走馬には人と同じように飼料の配給手帳制が敷かれた。占領軍は常に解決の難しい問題を起した。それらの問題とは、良質馬の徴発と拉致、外国人と人種に対する差別法の施行、強制労働などであった。奨励協会は、これらの難問をひとつひとつ、被害者にとってより有利な結果になるように解決していった。

ドイツ軍がフランス国外に持ち去った馬は、1940年6月から1941年末までに血

統馬700頭を数えたが、農務省馬政局は、賢明にも、これらの馬の血統記録までは手渡さず保管していたので、戦争の終結にともない返還された馬たちの個体識別が困難になることはなかった。人種差別法や外国人差別法が適用されることについては、厩舎や牧場の事業を奨励協会の支援で再開した馬主と生産者の勇気のおかげで回避することができた。また、ドイツでの強制労働についても、労働監督局に対する粘り強い陳情が功を奏して、競馬界の職員全員が、これを免れることができた。

この戦争では、パリの競馬協会と全国競馬連合会が連携行動をとれたことに加えて政府の理解が得られたことが競馬と馬産にとって最も困難な時期を乗り切り生き残れた所以である。

しかし、馬産地ノルマンジーの牧場は深刻な被害を被った。そのために1940年代の馬生産頭数は激減した。サラブレッドの生産頭数で見ると、1930年に2580頭であったものが、1942年には930頭に減少した。

IV 20世紀後半における活動と解散に至る経緯

1. パリミュチュエル競馬の成功と競馬の国際化

1947年11月、競馬は再開された。パリミュチュエルの収益のおかげで競馬は急速に復旧した。生産界の立ち直りも速く、戦後のフランス産遠征馬は、英国競馬を席捲した。英国ジョッキークラブは、外国産馬に鎖国政策をとっている奨励協会にレースの解放を求め、相互乗り入れの要求が容れられない場合は英国競馬からフランス産馬を締め出すと通告してきた。フランス競馬の国際化の夜明けとでも言える出来事であった。馬主生産者で奨励協会の会員であった繊維業界の大立者、マルセル・ブーサク氏は粘り強く国内生産を保護すると同時に競馬を国際化して充実させるという自論を主張し、それが通って、奨励協会主導により、競馬基金が創設された。外国産馬の地方の弱小レース参加は認めず、パリの競馬の重賞競走には賞金を加増して外国産馬や外国調教遠征馬の出走を歓迎した。また、馬主の国籍は問わないフランス産馬生産者賞とフランス産馬馬主賞が設けられた。これは、国内生産の保護奨励と同時に外国人のフランス競馬参加を定着させるという両方を狙った政策であった。競馬協会の独占営業の下で、1954年から発売したティエルセ馬券（三連勝式場外馬券）などにより大成功を収めていたパリミュチュエルからの潤沢な

資金供給によるフランス競馬の高額な交付賞金目当てに外国馬が殺到し、フランスは一躍世界の競馬の中心になった。人馬の交流が活発化するにつれて、これをスムーズに行うために、各国の競馬ルールの相違を調整して国際ルールを作る必要が出てきた。そのための国際機関と国際会議の設置が必要になった。奨励協会は、議長国と常設事務局を引き受けて、そのイニシアチブをとり1967年、第1回パリ国際競馬会議（後の国際競馬統轄機関会議）を開催し、1991年には、日本もふくめて50カ国が調印加盟した25条からなる血統書、施行規定、競馬番組、禁止薬物取締り、衛生問題について定めた競馬国際協約が締結された。この国際会議は現在も、毎年1回、凱旋門賞競走の行われる10月初頭にパリで開催されている。

2. 届出アソシアシオンへの組織変更

(1) 経緯

後に、1960年から1975年まで奨励協会会長を務めたマルセル・ブーサクが、戦後競馬が再開された1947年の前年に、コミテの会合で、新時代に即した奨励協会の組織改革の必要性を強く主張したことが引き金となって、新しい協会のあり方について活発な議論が協会内で戦わされることになった。1948年11月10日、議論を総括して、ブーサク案とオッカール伯爵他2名の理事の案との改革案2案がコミテで採決にかけられることになった。ブーサク案の主張は、概ね以下の通りであった。

「全員が賛成している理事の無報酬制は堅持するが、協会の事業規模の拡大発展に伴い理事による運営の安全確保のために、理事の主たる業務は競馬開催日の裁決業務に限定し、あわせて任期を3年に短縮してその負担を軽減する。それは、同時に、人選難が予想できる近い将来の後任者選びを容易にすることにもなる。奨励協会の団体としての法的形態を組合から届出アソシアシオンに変更し、無報酬の会員の個人的な経理上の責任を限定的なものとする、事業としての一般的運営管理は、12名の委員で構成する専門委員会に経営を委託し、かつ競馬の専門家に限らない事務管理能力に長けた有給の業務執行者 *directeur general* に実務を一任する」ことなどを彼は主張した。

一方、3名の委員たちの主張する改革案は、奨励協会の民事組合形態を届出アソシアシオンとすることと委員会の構成メンバーの任期の短縮についてはブーサク案と同じであるが、運営管理方法については意見を異にし、協会にフルタイムで奉仕できる委員たちがこれまでどおりすべての業務を自ら行うべきであると主張して役割の軽減化に反対した。

合意は、結局、規約改正の必要性についてしか成立しなかった。フランスの組合は、それが民事上の組合であっても、元来が営利を目的としており、非営利を原則とする奨励協会には適切でなかった。さらに、例えば協会が赤字運営になった場合、仏民法典第1857条により組合員は、組合の負債について、第三者に対して、請求可能となる日又は支払の停止の日における組合資本中のその持分に比例して、無限に責任を負うと定められていて、無報酬のコミテメンバーの個人財産にまで責任が及ぶことになっていた。既述のように、もともとは、事実上のアソシアシオンとして存在していた奨励協会が、契約締結などを行う際に、法人格を有する必要に迫られたが、ほかに適切な選択肢のない19世紀後半の団体法制度の下で、1882年12月22日、ソシエテ・シヴィル（この概念については前述のp9-11参照）をとることが選択されたものであった。

かくして、1949年5月23日、奨励協会は、2回目の審議において全会一致を以って、それまでの民事組合定款を1901年法に定める届出アソシアシオンの定款に改正する規約案を採択することを票決し、8月16日に警視庁への届出を完了した。官報掲載は、9月8日であった。またこの時に、ジョッキークラブ出身者ではない馬主や生産者のコミテ（代議員会）メンバー枠を、規約を改正して8名以上12名以下から12名以上16名以下（全体は36名、1961年には38名中19名になる）に拡げた。1949年12月20日には、規約に合致した新しい内規が制定された。この内規には、旧財政委員会を包含する専門委員会の設置が定められ、コミテに提出される会計報告の監督を行うこと、業務監査は協会専任の監査役が行うことが定められた²²。協会は1948年から1959年の間、1952年を除き赤字を計上する年はなかった。

（2）届出アソシアシオンについて

アソシアシオンについてはすでに第1部で詳しく説明してあるのでここでは奨励協会との関係において要約的に記述するにとどめる。

基本的要素：アソシアシオンは、それまでの判例理論に準拠して制定されたとみられる1901年法によれば、その基本的要素を、複数の構成員の契約、目的の非営利性（構成員に対する利益不分配）、知識又は活動の出資の存在、結合の永続性を不可欠とする団体である。そして、この届出アソシアシオンとそれまで1882年に奨励協会が選択した団体形態で、既述の民事的営利組合（*societe civile*）との大きな相違点は、実体は別にして、目的が営利か非営利か、つまり、構成員が財産的に利益を図るために出資し、その活動の結果として生じた利益と損失の分配を行うかどうかにあった。

届出と効果：結社契約締結後、一般のアソシアションであれば目的、構成、運営、財源などの定めを内容とする規約を起草し、1901年法第5条に定められた手順に従って、設立者によって、本部のある県庁、奨励協会だったら本部はパリ市にあるので、警視庁に届出すれば、それだけで受領証が交付され、法人格を取得するはずである。しかし、奨励協会の場合は、1901年法の制定される10年前の1891年に制定された競馬法の適用を受けて農務大臣が設立を認可した団体であるため、アソシアションとしての届出を行う前に、新しい団体の規約について農務大臣の認可を必要とした。

届出は義務ではないが、届出の効果は、法人格の取得という点にあり、即ち、奨励協会はアソシアションとして、これにより自己の名において責任を負い、とくに契約や訴訟を行うことができるようになる。1901年法第6条は、届出アソシアションは、特別の許可も要らず、訴訟行為をし、手渡贈与や公共機関給付の助成金を取得し、会員から会費を徴収し、運営管理のため、あるいは、会員の会合のため使用する事務所、団体の目的達成に必要な建物を有償取得し、占有し、管理できると定める。反面、慈善・支援・科学と医学研究以外は、贈与や遺贈を受けることはできない。

構成員の責任：1901年法はアソシアション債権者に対する構成員の責任に関してはなんらの規定も設けていない。「学説は、法人格を有することによって、アソシアションは、その債権者にたいして、自ら責任を負い、構成員は定款で自ら定めた限度（多くは分担金の範囲内）でのみ責任を負う。つまり有限責任を認める…。判例も同じ見解を取っている」²³。42年後の1991年に解散の憂き目を見ることになった奨励協会のアソシアションへの組織変更を主張したマルセル・ブーサクは先見の明があったと言えるだろう。

3. 運営方法の変更

1960年12月5日、アソシアション奨励協会は運営方法の変更を行った。それは、経営と、競馬規則及び競馬裁定にかかわる問題の部門とを分けたことであった。後者の仕事は、しだいに重要性を増して、コミッセル（競馬理事）の専任制が必要とされるようになったためである。一方、経営については、コミッセル全員とコミテから4ないし6名の会員が選ばれて構成される経営理事会が担当することになった。同理事会はコミテ会長が主催した。この時から、協会の実務的な仕事は、1名の *directeur general* の協力を受けて行われるようになった。コミテは、そのすべての権限を掌握した。任命、競馬施行規程の改廃、競馬番組、予算決算、工事の許可などなど。この体制は、協会の業務の増大につれて対応力を発揮した。会長

は、もはや、単なるコミテの司会者ではなく、経営の実権を握る者となった。初代会長にはマルセル・ブーサクが就任し、その後、奨励協会の解散にいたるまでこの体制は維持された。

4. 農務省による監督統制の強化

(1) ティエルセ馬券事件

1962年12月9日、ヴァンサンヌ競馬場で施行されたボルドー賞で上位3着までに入着しないように出走馬の騎手を買収し、買収しなかった騎手の馬の組み合わせでティエルセ（3連勝式）馬券を大量購入して巨額の配当金を詐取するという事件が発覚した。犯人には裁判所により詐欺罪の有罪判決が宣告された。しかし、この事件は、1962年の犯行から1974年の破毀院判決までに、12年10ヶ月かかった。その間、詐欺の首謀者は、1973年12月9日のオートユで施行されたブリット・アバチュ賞まで、幾度も犯行を繰り返すことが出来た。そして、アバチュ賞事件の第一審が行われた1969年3月27日には、主犯のパトリック・デ・ムーティスは、すでに自殺していた。裁判所は、一、二審とも、共犯者に有罪判決を下した。破毀院も、「デ・ムーティスは、PMUに対してではなく、馬券を買ったファン全体に損害を与えた」と判示して、被告側上告を破棄した。これら5件の犯罪は、競馬の社会的信用を著しく損なうものとなった。ジャーナリズムの偏向もあり、競馬と賭事に無関心・無知な人々は、デ・ムーティスが、馬券ファンの味方であると信じ込むような状況にさえなった²⁴

(2) 1974年11月14日付デクレの公布と競馬界の反論

農務省は、パリミュチュエル賭事の過熱が生んだともいえ、世論の大きな関心の的になった上記(1)のティエルセ馬券事件などを契機に競馬に対する監督統制の一段強化を図るため1974年11月14日、以下の内容のデクレを公布した。①競馬協会の規約は農務大臣による、1年ごとの、いつでも取り消しうる認可を要する②協会の会合は農務省に事前に通知し、馬政局から要望があればその問題を議事日程に加え、馬政局代表はいつれの会合にも出席でき、議題に関係ある会員は出席できない③役員任命は、内務大臣の同意を得、農務大臣の許可を必要とする④共同基金管理や競馬の活動の全国的あるいは地域的調整を行う競馬協会全国連合会や地域連合会の設立、その規約は農務大臣の同意を要する⑤競馬日割、競馬施行規程は農務大臣の承認を必要とする⑥政府の諮問する競馬諸問題に答申を行うために30人の農務省、内務省、財務省、競馬各界代表からなる競馬諮問委員会

を設置する。

このデクレに対して、ユベール・ド・ショードネ奨励協会会長をはじめ競馬界の人々は、その問題点を指摘して強く反発した。かれらの批判は以下の通りである。

まず、デクレの法的な問題点として、本デクレは、憲法、1891年（競馬）法、1901年（アソシアシオン）法にそれぞれ違反している。なぜならば、競馬協会は、全員、アソシアシオンなので、基本的に1901年法のみで規制される。もちろん、競馬協会は1891年法の適用対象ではあるが、同法律は競馬協会に対し、活動の許可申請、予算・決算書の提出といった外部的な義務を課すものであって、1901年法にのみ規制される内部組織に関すること（役員の任命、競馬日程、施行規定の改廃）に干渉することは認められない。よって、デクレは、われわれ競馬協会にたいしてアソシアシオン（結社）の自由を侵害するものである。

次に競馬面での問題点として、第一は、コミッセル（競馬開催理事）は、デクレによれば、必ずしもコミテのメンバーでなくても良いことになる。全会員が選んだコミテのメンバーではない人がコミッセルの資格で協会の責任事項に係われるようになる。これは、重大事件の頻発によりその責任の重さが増している昨今、驚くべき方針である。第二は、デクレは、議題に関係ある会員は協会の審議に参加できないと定めているが、会員の大多数は、馬主か生産者なので、賞金予算や競馬番組の審議をコミテは禁止されることになる。第三は、競馬施行規程について、デクレによれば、統括競馬協会は、農務大臣に提案して承認を得なければならない。そうすると、責任者は誰なのか。責任の所在は、施行規程の提案者にあるのか承認者なのか問題になる。政府の行政行為か統括協会の私的行為かという問題になる。第四は、農務省によるパリミュチュエル馬券発売に対する規制は問題である。これまでは、競馬協会は、様々な種類の場内外馬券の発売を自由に行うことを認められ、1975年には馬券の総売上の60%を占めたティエルセ馬券の発売も協会間の調整でその数や日程を決めることが認められてきたからである²⁵。

（3）デクレに基づくティエルセ発売制限の通告と競馬界の反応

上記のデクレ交付の翌年、1975年11月27日付けで奨励協会会長及び全会員宛てに農務大臣クリスチャン・ボネは書簡により以下のように通告した。「……. 予算案作成に際し、実施を希望する競馬協会全員がその配分に合意できるようにするために、希望する年間のティエルセ実施回数案を、毎年十分な時間を取って行政当局に連絡してください。1976年

度については、すでにジャン・ロマネ事務局長に連絡したとおり、ティエルセ施行回数は91とすることに決定したことを通知します。1976年度の許可をお伝えするのに必要なため、この数字を基に施行を希望する協会間の配分をお知らせください。基本的な社会道德の健全維持のために、すでに何度か話し合いをさせていただきましたが、これまでのようにはいなくなりましたので、ティエルセの施行回数を無制限に増やすことはできません。

1997年についてもこの回数までが限界であることを今から通知申し上げます」。協会の記録によれば、この書簡に対して、1975年11月27日付でド・ショードネ会長は以下のような返信をした。「農務大臣殿、ティエルセの総施行回数について貴方が下した決定に驚いております。1891年法とその実施規則は、競馬協会に競馬開催とパリミュチュエルの施行を任せることを定めていると私は理解しています。だから、ティエルセが、発売されるようになって21年後、突然、法の定めた共通のルールから逸脱する理由が全く理解できません。私は、貴方のこの干渉が、競馬事業の運営面において極めて不都合であると思っていることをはっきりと申し上げます。もし、このような傾向が一般化されるようになれば、実際にはすでにそうなっているように私には感じられますが、そうした干渉によって、競馬協会は、収入に関する最も重要な決定をすることからはずされ、経営勘定の当然の責任者として看做されることはもはやなくなるでしょうから、責任の実際の所在が変わることになります。そうは言っても、我々が責任を担っている機構が実際に立たされている困難な状況について貴方はすでにご承知のことと拝察します。インフレによる諸費用の高騰でダメージを受けで弱体化し、資金不足に陥った競馬協会は、馬主の経費の増加を賞金交付によって十分に補填してあげられない状況にあります。そこでここに提示する一連の措置、ティエルセあるいはそれと同類の馬券の発売回数の増加によって補充財源を確保することがぜひとも必要です。さらにもう一言申しあげることをお許してください。それは、貴方が、ティエルセの回数制限の理由を、社会道德の健全維持の観点からと言われたので、そのことが、ちょっと、驚きだったからです。なぜなら、同じ時に、政府は、この国の経済活動に及ぼす影響の説明すらせずに、新たな賭事である全国宝くじの発売を始めることになんら躊躇していないからです。従いまして、私は、総ての関係者の前に、われわれが、貴方に提示する番組を受け入れるように強く要求します。この番組の採用は競馬界の存続に不可欠であると私には思えるからです」。1976年5月11日、フランス競馬協会全国連合会総会も以下の動議を満場一致で採択した。①政府は、一方で1933年に富くじとして禁止され、その合法性に問題のある全国宝くじの発売を

デクレで許可しておきながら、社会道徳の健全維持を理由に馬券の発売方法を制限しようとしているのは驚きである。②パリミュチュエルは1891年法により重要な農業の発展を確保するために競馬に関してのみ許可されたことを忘れるべきでない。③青年・スポーツ、自然保護、パリ市、水道工事への国からの資金給付は、国庫をあてにせずに、馬券の売上金の控除で賄われていることを忘れるべきでない。④非営利の競馬協会だけしかパリミュチュエル馬券は扱えないのに、ロトは、全国宝くじを発売する民間業者ならだれでもできるのはなぜか。⑤12万人以上の雇用を抱え、フランスに国際的な名声をもたらし、国家の重要な収入源となっている産業の救済確保のために、政府は、あらゆる必要な措置をとるべきである。⑥ロトの運営者に認められる行動の自由と比較して、政府によるこの違法な制約（許可された賭の編成と実施にたいしては行政当局のいかなる干渉も認める規定はない）は競馬協会の運営を圧迫するものである。

競馬・生産界あげての強硬な反対が、競馬協会の財政難に対する政府当局者たちの認識を改めさせることに功を奏したせいか、ティエルセは、1976年の94から1982年までに120に発売数が漸次増加された²⁶。

（4）社会党政府による競馬機構の大改革

1970年代は、外国からの遠征馬が獲得する賞金額が著しく増加したことにより、奨励協会に対して何らかのフランス産馬保護政策が採られるようにという要求が強まった。ド・ショードネ会長は、奨励協会の使命が競馬による強い馬の選別とそれによる馬品種の改良にあり、馬の所有に対する奨励金（賞金）の分配を目的にしているのではないことを強調した。さらに同じ時期に、速歩と駈歩競馬間の助成金の均等化要求が叫ばれるようになった。

1981年5月に行われた大統領選挙で社会党が勝利すると、フランス産馬保護主義者の圧力は、さらに強まった。一方で、PMU（場外馬券発売機構）の売上げは、発売が開始された全国宝くじとロトとの競合で、横ばい状態になり、競馬協会の財政を逼迫させた。この機を捉えて、新政府は競馬改革に乗り出す。まず、駈歩・速歩競馬間の助成金受給額の均等化（それまでは6対4）については、1989年までに実施することを事実上命じた。駈歩競馬は、そのために、障害競馬を平地競馬の一部として組み込み駈歩競馬として一本化することで対応するのやむなきにいたった。新政府は、政府主導による競馬機構の大改革を実行する新デクレ案の内容を決めるために、競馬界代表と政府代表と関係職能別

団体（馬主、生産者、調教師、騎手）の代表とを招集し、意見を交換した。主要な論点は、関係職能別団体の代表の処遇を決めることにあった。かれらは、もはや、参考意見を述べるだけの存在であることを拒否し、競馬事業を担う一員として奨励協会の決定に参加することを望んだ。政府代表の案は、この要求を容認して、原則的に、統括協会（奨励協会）のコミテメンバー32名の構成を、職能団体選出のメンバー（ELU以下エリュ）16名、統括協会構成員による互選メンバー（COOPTE以下コーオプテ）16名と同数に定めることであった。この案に、両者が深く対立した場合のバランスを確保するため、残り統括2団体（障害と速歩）の会長及び地域連合会から3名の会長も加えられた。1983年10月4日付デクレの重要なポイントは、以下の5点に要約できる。①パリと地方の競馬協会連合会に日割りや番組調整について答申できる農務省を事務局とした競馬諮問委員会を設置する②予算担当大臣代理が委員長を務める委員会の監督下で、競馬協会全国連合会が競馬生産共同基金（場外売上げの0.876の控除金が原資）の管理を行う③10協会の場外馬券発売共同事業（PMU）を経済利益団体（G I E）として法人化する④未払い払戻金もちいて競馬協会に代わり政府が福祉事業の再組織化を行う⑤統括協会2団体のコミテ構成メンバーを互選（コーオプテ）と各職能団体選出（エリュ）の同数とする。

押し付けられた改革に反対したド・ショードネ会長は、特に、コミテメンバーの新しい構成について、雑誌、*Galop Information* 1983年のインタビュー記事のなかで次のように述べている。「アソシアシオン奨励協会は、過去150年間、新会員を現会員によって選ぶ方法を採用してきたことにより、一度もぶれることなく、奨励協会の目的をただひたすら遂行する運営を行うことができた。メンバーの意見統一をはかることができたのも、メンバーが常に奨励協会の会員によって選ばれたからである。会員は常に個人的利益を優先することなく、奨励協会の本来の目的を遂行することを目指してきた。どのような個人的利益も全体的利益に優先させるべきではないと全員が考えられることが重要なのである」²⁷。ド・ショードネ会長の見解にもかかわらず、この政府主導による改革は、奨励協会のアソシアシオンとしての団体の性格が創立以来の私的なものからより公的なものに変化したことを象徴しているといえるかもしれない。

5. 奨励協会の解散（1991年）に至る経緯

フランスは、1981年にミッテラン大統領の社会主義政権が成立して、その後、14年間にわたり社会党出身の大統領が政権の座にあった。社会党政権は、1982年2月に

「国有化法」を成立させ、これによって広範な企業国有化政策を進めた。五大企業グループ、二大金融グループ、39の銀行を国有化した。奨励協会のイニシアティブの下に150年に及んだ競馬による馬種改良事業の主導権を政府が奪還したことを意味する1983年10月4日付デクレ（前項参照）は、国民的規模の経済活動のひとつとして競馬を見れば、政府の方針の同じ文脈の中で考えることもできるだろう。社会党政権のこの国有化政策は、まもなく挫折し、民営化が徐々にではあるが進められて経済活動は、自由な市場経済へ移行していったが、競馬界は元通りになることはなかった。馬券は、全国宝くじやロトの人気に押されて、売上げの伸びが止まり、もはや、競馬協会の収入では、経費の増加をカバーできなくなった。1981年の馬券の売上げは、奨励協会の統計資料によると、1970年を100とすれば、252であり、同じ時期に経費は390に達したからである。奨励協会の存在理由である競馬賞金や諸奨励金の交付による馬産の奨励事業は危機に陥った。その他にも、外国馬の侵入に対する内国産馬保護のための補助金交付や人件費の高騰などあって、奨励協会の財政状況は逼迫した。一方で、政府は、従来の控除金徴収のほかに、協会から別途、負担金も徴収する制度も設けた。さらに、ティエルセを初めとする馬券の高額配当金については、特別累進控除を課した。それでも、奨励協会は、活動の最終年1991年の統計によれば、1834年のレースへの交付賞金の総額、20900フランに比べ、この年には266,685,460フランを交付し、馬産事業の奨励を忘れなかった。この金は、控除金からパリミュチュエル運営経費を差し引いた金額の16.30%にあたり、残りは、国が81.42%を取り去り、協会の本部・競馬場・調教場の維持経費や人件費には2.28%しか充当されなかった。

競馬協会の生き残る道は、効率化と経費節減を図る最良の方法として政府が期待するよう解散合併して助成金を受給できる単一の団体になることであった。それは、少しずつ進捗した。1991年11月に、1833年創立の奨励協会と1863年創立の障害競馬協会はそれぞれ解散し、翌年の1992年1月に合併して、奨励障害競馬協会となった。そして、1955年5月、頑固に独立を望んでいたフランス・スポーツ協会とフランス・スポーツ奨励協会も加わり、駆歩競馬施行団体4団体が合併してアソシアシオン・フランスギャロの設立が実現した²⁸。

小 括

アソシアシオンとしての奨励協会を論じるのが本来の目的であったが、欠くことのできない158年間の同協会の歴史的な事件をフォローするのに追われ、そのことに十分に言及できなかった。沿革を辿る作業をしてみて気づくのは、1833年に創設された奨励協会は1891年の競馬法制定を境にして、1949年にアソシアシオンとしての届出をしたにもかかわらず、しだいにその団体としての特質を喪失していったことである。馬種改良事業を振興発展させるという活動を富くじの禁止行為除外例として許可された馬券発売による資金調達によって遂行したことがその根本の原因といえよう。奨励協会は、馬券発売額の増大につれて産み出される大企業並みの巨額の資金や12年にわたるティエルセ馬券事件の裁判などのために政府の厳しい監督と統制を受けざるを得なくなり、しだいにアソシアシオンとしての活動の自由と自律性を失うことになった。1891年競馬法制定以降、行政当局の統制はしだいに厳しくなった。1901年法に定める届出だけで済むようなアソシアシオンではありえなかった。規約は1997年のデクレの適用を受け、会員の入会、役員任命、施行規則、競馬番組、馬券発売とあらゆる面で農務省・内務省・財務省からの監督や規制を受け、自由な決定と活動の余地は少なくなった。コミテ（代議員会）メンバーの構成すらデクレで定められている。さらに、現会員の入会意識も創設時の会員の意識と同じとは言えない。1961年から奨励協会のコミテメンバーの半数が、競馬を職業とする人々の団体（商業生産者や馬主、自営業調教師や騎手）の代表で占められ、これらの構成員は、馬種改良という公役務に奉仕するというよりは自らの職業の利益擁護を志向する会員であるといえる。それは一面では、奨励協会の事業が、拡大発展していくに従い、単なる趣味的な活動の域を脱して多くの人々の利害が係わり、そのために公的でビジネス化しプロ化することを要請されるようになったことを意味している。佐藤岩夫教授の分類された「社会的企業型」に変質したといえる良いのではなかろうか²⁹。

奨励協会は解散したが政府にはできなかったフランスの馬種改良事業の振興を競馬によって大躍進させ有力な輸出産業にした。600万を超える国民の健全娯楽を作り上げ、国庫に毎年巨額の収入をもたらした。10万人を超える雇用機会を創出した。創立以来160年間、常に創意と工夫を重ね、非営利とメセナの原則を一貫して堅持して活動した。行政の為しえぬ活動ができるアソシアシオンの存在意義を示す一例がここにあるといえる良いのではなかろうか。もっとも行政が賢明なバックアップと、時々、適切な指導を行ってきたことがこのアソシアシオン活動の成功につながり、そして自らも最大の受益者と

なったこと（PMUの発表によれば、2012年度の馬券売上だけでも、国庫収入は1300億円に達した）も見落とせない点ではある。奨励協会というアソシアシオンは、第二次世界大戦後、国際的にも貢献し、多くの国々に、その中には日本も含まれるが、競馬・馬生産・馬券発売に関するノウハウを惜しみなく開示して競馬を今日世界的な隆盛に導いた。その功績に異議を唱える者はいない。

注

- 1 LES HARAS NATIONAUX, *Tableau Economique Statistique et Graphique du Cheval en France* *Donnees 2008*, pp. 7 et 56
- 2 ARNOULT (Pierre), *Les Courses de Chevaux*, P. U. F. 1967, pp. 52-56
- 3 ARNOULT (P), op. cit., p. 30
- 4 association, societe, personnalite, loi, decret といったフランス法の基本概念は、以下の文献（順不同）に依拠した。
（フランス語）
MALAURIE (Philippe), *Les Personnes-Les incapacites*, 3e ed., Defrenois, 2007
LARONDE-CLERAC (Celine), *Association*, Lexis Nexis JurisClasseur, 2011
Encyclopedie-Dalloz, 2011
（日本語）
山本桂一『フランス企業法序説』、東京大学出版会（1969年）
高村学人『アソシアシオンへの自由』、けい草書房（2007年）
山口俊夫（編）『フランス法辞典』、東京大学出版会（2002年）
大村敦志『基本民法Ⅰ』、有斐閣（2007年）
糠塚康江・辻村みよ子『フランス憲法入門』三省堂（2012年）
金山直樹『法典という近代 装置としての法』、けい草書房（2011年）
柴田三千雄『フランス史10講』、岩波書店（2006年）
井上武史「結社の自由保障の理念と制度：フランス結社法における個人と結社（1）」
（2）」、法学論叢 155 巻 4 号 76 - 103 頁、156 巻 1 号 91 - 117 頁（2004 年）。「憲法秩序における結社の自由(1)-(3)」、法学論叢 159 巻 28 - 47 頁、161 巻 68-92 頁、161 巻 55-71 頁（2006-2007 年）
糠塚康江「第三共和制の確立と共和主義的改革」、関東学院法学第 4 巻第 1 号、第 2

- 号、第5巻第1号、第2号、第11巻下
高作政博「フランスにおける〈association〉と〈pouvoir〉」、琉大法学第65号、第69号、
第71号、第75号(2001-2006年)
- 5 LA SOCIETE D' ENCOURAGEMENT, *Histoire de la Societe d' Encouragement*, Castret, 1993
p. 23.
 - 6 LA SOCIETE D' ENCOURAGEMENT, op. cit., p.19
 - 7 GAYOT(E.), *Institutions Hippiques*, 1836
 - 8 LEE(Henry), *Historique des Courses de Chevaux*, 1836
 - 9 フランス革命の中で定められた団結禁止法(1791年6月). 提案者 Issac-Rene=Guy
Le Chapelier の名を付してル・シャプリエ法と呼ばれる。正式名称は、(同一身分及
び職業の労働者及び職人の集合に関するデクレ)。
 - 10 高村学人『アソシアシオンへの自由』劉草書房(2007年), .92頁
 - 11 LA SOCIETE D' ENCOURAGEMENT, op. cit., pp.15-24
 - 12 契約は今も継続中で、土地所有者は、フランス学士院である。フランス版ダービーと
オークス競走を施行するという条件が付いている
 - 13 THIBAUT(Guy), *Un Siecle de Galop*, filipacchi,2001, p. 48
 - 14 LA SOCIETE D' ENCOURAGEMENT, op. cit., p47
 - 15 林寿二「フランス民法上の組合の結合構造について」国学院法学14巻4号(1977
年).19頁
 - 16 LA SOCIETE D' ENCOURAGEMENT, op. cit., p. 402
 - 17 ARNOULT(P), op. cit., pp. 102-114
 - 18 Loi du 2 juin 1891-06-02 Bulletin des Lois 1891, 12eS., B. 1405, n23707
 - 19 第2, 4, 5条は、2010年5月12日法律による改正後の現行規定である。
 - 20 LA SOCIETE D' ENCOURAGEMENT, op. cit., p.402
 - 21 LA SOCIETE D' ENCOURAGEMENT, op. cit., p. 398
 - 22 LA SOCIETE D' ENCOURAGEMENT, op. cit., p.148
 - 23 納屋雅城「団体債権者に対する団体構成員の無限責任」早稲田法学会誌第47巻(19
97年),.170頁
 - 24 THIBAUT(G), op. cit., p263
 - 25 LA SOCIETE D' ENCOURAGEMENT, op. cit., p.406

- 26 LA SOCIETE D ' ENCOURAGEMENT, op. cit., pp.407,408
- 27 THIBAUT(G), op.cit., p285,
- 28 LA SOCIETE D ' ENCOURAGEMENT, op. cit., p.413
- 29 佐藤岩夫「非営利法の現状と課題—非営利法の体系化に向けた一つの素描—」日本社会と市民法学—清水誠先生追悼論集—（2013年）、529--547頁 「社会的企業型」とは、「不特定多数の顧客に対する有償のサービス提供を行い、その事業収入を主要な資金調達手段とするタイプの非営利である」と定義されている。

第 2 章 アソシアシオン・フランスギャロ

現状および日本中央競馬会との比較

1. 沿革・目的・特徴

フランスギャロは、1833年に設立されたフランス馬種改良奨励協会（平地競馬の施行団体、以下奨励協会）、1863年に設立されたフランス障害競馬協会、1887年設立のスポーツ奨励協会、そして1885年設立のフランス・スポーツ協会の4 駈歩競馬施行団体が合併して（このうちフランス障害競馬協会については1992年に奨励協会と合併）、1995年5月3日に設立された1901年7月1日法（以下1901年法）に基づく届出アソシアシオンである。

規約上、正式にはフランス駈歩競走馬種改良奨励協会 / フランスギャロ FranceGalop/Societe d' Encouragement pour l' Amelioration des Races de Chevaux de Galop en France と呼称するフランスギャロは、1901年法によるアソシアシオンではあるが、「競馬の認可と運営を規律する1891年6月2日法」（以下1891年法）とその主要な施行令、「競馬協会およびパリミュチュエルに関する1997年5月5日付デクレ第97-456号」（以下1997年付デクレ）の適用を受ける団体である。

合併した上記4団体はいずれもパリにあって、19世紀に創設された非営利団体で、フランスを代表する平地と障害競馬を施行してきた歴史と伝統ある競馬協会であった。合併の最大の動機は、政府の助言もあり、前章の奨励協会の解散のところでも触れたとおり、ルールも馬も人も施行方法も同じな競馬を団体ごとに行うのではなく、一団体にあって経費の削減を図り運営を合理化、効率化して深刻な財政難を解消し競馬の存続を図ることにあった。

フランスギャロの規約には幾つもの事業目的が掲げられているが、馬種改良と馬産振興のためにロンシャンをはじめパリ地域にある競馬場で駈歩競馬を施行し、シャンティイ他の調教場の運営・管理、場内外およびインターネットによるパリミュチュエル馬券の全国発売、フランス全土に適用する競馬施行規程の改廃、競馬トラブルの裁定、馬種改良・生産振興策の政府への提言、地方競馬への助成金交付、競馬関連職種の免許・許可、職業教育、福祉事業などである。その活動内容は奨励協会時代とほとんど変わらないと言ってもよいが、重要な変化は、2010年5月12日付けで競馬の基本法とも

いえる1891年6月2日法第2条が以下のように改正されたことである。

改正前：「第2条 競馬は馬種改良を唯一の目的として許可され、その規約が農務大臣により認可された協会により施行される。」

改正後：上記条文に加えて以下の文言が追加された。「これらの競馬協会は、特に競馬の施行によって馬種改良と馬生産の振興という公役務に参加し、競馬・生産部門における職業教育や農村の発展のための事業に参加する。駈歩も速歩もそれぞれの競馬ごとにいずれかの競馬協会一団体が統括協会として承認を受けるものとする。統括協会は、関連諸団体全員に対して責任を担う。競馬施行規程を行政当局（農務大臣）に提案して承認を得、規程の定める諸許可・免許証を発行し、競馬と馬の生産における薬物投与の取締を行い、競馬の規律が守られるように監視し、馬生産のための奨励金の交付を行う。統括協会に課される公役務の履行義務とそれへの関与方法はデクレにより定められる。」

この改正は、競馬施行が公役務であることを法文上明記し、アソシアシオン・フランスギャロに競馬と馬生産事業の統轄権を認め、その統轄権をデクレ（1997年5月5日付デクレ）によってコントロールすることで、政府が直接ではなく間接的に競馬事業に関与するという明確な法的根拠を与えたということである。同じような政府による統制の法的仕組みが他にもできたことはすでに総論の特別立法のところでも述べた。管轄省庁はスポーツ省と異なるが、1984年7月16日法によるアソシアシオン・フランススポーツ連盟を統括団体としたスポーツ界がその例である。こうした変化は、アソシアシオンが、フランス社会のなかで、政府と国民との間の新たな構成要素としての役割を認められつつあることを示す証とみることもできるだろう。

会員は出張費用と手当て以外は無報酬でアソシアシオン・フランスギャロのために活動し貢献する。フランスギャロは必要な経費を除いた収入の余りを社会福祉とフランス駈歩競走馬の品種改良奨励のための準備基金とする。

コミテ（代議員会）は、メンバーの3分の2以上が投票し、そのうち有効投票の3分の2以上の賛成があれば解散を決定できる。解散する際にコミテは、一人あるいは数名の会員にフランスギャロの財産の清算を委任することができる。コミテは当局に対して積極財産をフランスの駈歩競走馬の品種改良のためにのみ使用するように提案できる。

2. 組織

フランスギャロを構成する会員と主要な機関を以下に掲げよう。

(1) 会員

18歳以上の、フランス駈歩競走馬の馬主、生産者（共に法人でも、共有者でも可）、フランスギャロの免許調教師、騎手、州競馬連盟の会長、副会長、有識者で構成される。コミテ（代議員会）メンバーの選挙権と被選挙権を有する。

(2) 代議員会（以下コミテと表記）

会員代表者による総会機能を持つ。アソシアシオン・フランスギャロの会員は25名の競馬各界代表会員と22名の知見や専門技能所有者および3名の州競馬連盟代表会員からなる合計50名のコミテメンバーを選ぶ。任期は4年、再任可能である。コミテは、年1回以上招集され、理事会が提出する年次予算を審議し、決算書や事業報告書を承認、修正、否認し、あらゆる監査証明書、規約改正、施行規程などを表決する。

(3) 会長（理事長）と理事会

会長（理事長）はコミテが職業免許保有者でないメンバー中から選出する。任期は4年で再任も可能である。会長は、総会を招集し、コミテと理事会の決定事項を執行する。代理人を任命し、職員を採用してその待遇や手当を定める。法廷でフランスギャロを代表し、訴訟当事者として総ての訴訟行為を行う。

理事会はコミテの12名のメンバーで構成される。会長が提案に基づき作成した理事候補者名簿をもとにしてコミテメンバーが無記名投票により理事を選出する。12名中6名は競馬と生産の各界代表会員でなければならない。フランスギャロの運営を確保し、6名以上の出席者で年度予算を審議し作成する。年に6回以上会合を持つ。

(4) コミッセール（競馬理事）

職業免許保持者ではない12名以内のコミテメンバーで、競馬施行規程によって認められたあらゆる権限を行使してスムーズでルールを遵守した競馬施行の確保に当たる。出走、騎乗、調教を許可する権限も委任される。

3. 統制

(1) 行政の統制

第2部第1章で説明したとおり、非営利団体である競馬協会は1891年法により富くじ罪の適用除外例として馬種改良と社会福祉の財源の一部充当を目的にしてパリミュチュエル賭事競馬の独占的施行を公式に認められた。非営利事業である賭事競馬は、20世紀に入り、2度の大戦の苦難にも耐えて発展を続けた。しかし、1962年に発生し、裁判決着に12年10ヶ月を要して競馬の社会的信用を大きく損なったティエルセ馬券事件や同時期に始められた全国発売の宝くじやロトとの競合、加えて世紀末のフランスの経済状況の悪化などのために運営が行き詰まり、奨励協会は1991年に解散した。1995年、政府の指導と助言もあり、パリの主要駈歩競馬協会は合併してアソシアシオン・フランスギャロとなった。設立後の15年間でフランスギャロは大規模な電算化や経営の合理化を進め、馬券の売上げを1兆3000億円まで伸ばして大企業なみに成長した。そのために公正確保、経営管理の透明性、運営のプロ化、ビジネス化などへの要請が強まり、行政当局の指導や関与は一段と強化されるに至った。

フランスギャロは、「競馬開催の許可と運営を統制するための1891年6月2日法」と「競馬協会とパリミュチュエル馬券発売に関する1997年5月5日付デクレ第97-456号」の適用を受ける。アソシアシオンとして届出を行う際に提出し本来自由に定められるはずの規約はこの2本の法令に従って作成され、その改廃と同様に農務大臣の承認が必要とされる。競馬施行規程の改廃、馬券発売、競馬の開催日割作成も農務大臣の承認なしには行えない。他競馬協会に対する統轄権を農務省から授与されるが、その最終的な決定権は所管大臣にある。コミテ（代議員会）会員の構成も指定される。入会希望者には内務省の審査が必要である。競馬関係者への免許証、許可証の交付も内務省の承認を必要とする。予算や助成金交付については農務、予算大臣の承認を要する。

(2) 司法の統制

競馬ルールに違反した会員に対するフランスギャロの制裁処分に対していくつかの訴訟が起こされているが、破毀院の基本姿勢としては、フランスギャロの裁定行為を支持するケースが多い。これはアソシアシオンの会員に対する懲戒行為について、結社の活動の自由と自律性を尊重する立場からの原則的な判断であると言える。しかし、もう一方では、琉球大学の高作政博教授が琉大法学第71号（2004）に掲載された論文

「フランスにおける＜ association ＞と＜ pouvoir ＞」 「三」で事例を挙げて指摘されたように、破毀院は、結社の自由の憲法的価値を承認した1971年7月16日の憲法院判決が出された以降、アソシアシオンの下す懲戒権に関して新しい判断基準を用いるようになっている。それは権限ある組織が、適法に、制裁される会員に対して防御の機会を与えて当該処分を行ったかどうかというこれまでの判断基準の他に、処分の理由となる事実が実際にあったかどうか、規約上の処分理由の定義に合致しているかどうか、制裁を正当化するほど十分に重大かどうかまで踏み込んで判断する判決を下すようになっている。

上記のケースにはあてはまらないが、以下に、フランスギャロに関する最近の破毀院判例を紹介し、フランスギャロの制裁行為に対して司法が一般的にどのような判断を下しているかその一端を紹介する。

1 フランスギャロは法律上スポーツ団体ではないという2003年2月25日破毀院判決
弁護士でもあるX嬢は、フランスギャロが施行したアマチュア・ライダーの競馬に出場し、落馬負傷した。フランスギャロは彼女を被保険者とする保険契約を締結しておらず、彼女の怪我に対してなんらの保障もなさなかったため、彼女は損害賠償の請求訴訟を起した。控訴院は、X嬢の主張を受け入れて、フランスギャロは、その事業目的が、馬種改良・生産振興であるとしても、施行した競馬は、参加者にとってはスポーツ活動となるものである。その意味でスポーツ団体では全くないとは言えず、競馬施行規程とは別に1984年7月16日法第38条が適用されるべきであり、同法の定める必要な情報提供の義務を怠り、彼女が、自らの損害をカバーできる保険契約締結の可能性を奪ったと判示した。

しかし、破毀院は、フランスギャロは、農務省の管轄下にある団体であって青年スポーツ省の管轄下にはないことから全規定が切り離して適用できない1984年7月16日法の意味でのスポーツ団体ではなく、そのため控訴院は間違った法の適用をしたと述べて、判決を破棄し、X嬢に訴訟費用の負担を命じた。

2 フランスギャロの制裁行為は行政処分ではないという2012年3月8日破毀院判決
競馬施行規程に違反したという理由でフランスギャロが調教師に対し制裁を科したところ、調教師はそれを不満として司法裁判所に訴えを提起した。フランスギャロは、1891年競馬法の2010年5月12日改正によって競馬事業は公役務として明文化されたので調教師の訴えは行政裁判所あてにすべきで管轄違いであると主張した。これに対して破毀院は2012年3月8日の判決で、フランスギャロの制裁行為は保障された公役務ではないので行政行

為ではなく従って、調教師の司法裁判所への訴えは管轄違いではないと判示した。

3 出馬申込みの締切時刻に遅刻した馬の優勝も有効とした2010年4月8日破毀院判決
2005年11月6日、オートユ競馬場で行われた重賞競走、ラ・エ・ジュスラン賞の優勝馬ゴールデンフライトは通信トラブルのため出走申し込み締め切り時刻までに申し込みができなかったが出走を許されテ。レースに優勝した。2着以下の馬の馬主と調教師は同馬の優勝を無効として訴えたが、破毀院は、競馬施行規程第219条に定める「例外的状況」にあてはまるかどうかの判断は競馬施行の管理責任者であるフランスギャロの権限であると判示した。

4 調教師に対する制裁のせいで同調教師の管理場が出走できなくなったため馬主からフランスギャロに対して契約違反を理由とする損害賠償請求の訴えが出された。それに対する
2009年11月5日の破毀院判決

破毀院は、フランスギャロは調教師に対する処分のために調教師が管理していた競走馬も出走停止としたため、これらの馬主から契約違反に基づく損害賠償の請求があった。破毀院は、2009年11月5日判決で馬の出走をフランスギャロがとめたのは、フランスギャロと馬主の間の契約の問題ではなくフランスギャロの競馬施行上必要な内部的管理措置であるため、契約上の債務不履行の問題にはならないと判示した。

4. 日本中央競馬会との比較

はじめに、日本中央競馬会の概容を述べる。日本中央競馬会は馬の改良増殖その他畜産振興に寄与するため、1948年法律第158号（競馬法）による中央競馬の施行団体として1954年に日本中央競馬会法に基づき設立された。農林水産大臣の監督下にある全額政府出資の特殊法人（資本金49億円）である。全国10箇所の競馬場、東西2箇所の調教場、北海道や宮崎などの育成場、騎手学校、多数の場外馬券発売所などを保有・賃借して、中央競馬を開催し馬券を発売すると共に、馬主・馬登録、調教師・騎手免許、競走馬の育成や騎手の養成なども行っている。毎年2500億円近くの馬券収入を国庫に納付し、馬種改良や畜産振興や社会福祉に役立てている。

2007年の競馬法の改正によりそれまで事業運営を司っていた理事会の上部組織に最高意思決定機関として7名からなる「経営委員会」が設置されることになった。委員は政府（農林水産大臣）が外部から人選任命し、現在は、フリーアナウンサー、弁護士、日本

経済連合会名誉会長、読売新聞社編集委員、京都大学名誉教授、日本電信電話株式会社特別顧問の方々が委員に就任しており、日本中央競馬会理事長もこれに加わる。「経営委員会」は、経営の基本方針および目標その他業務運営の重要事項を決定する。委員長は、委員の互選により選任され、委員会の会務を総理する。委員の任期は3年で、再任も可能。

日本中央競馬会理事長は日本中央競馬会法第11条により農林水産大臣が任命し、任期は3年である。理事は経営委員会の同意を得て理事長が任命する。幹事は農林水産大臣が任命し業務の監査を行う。

日本中央競馬会法第16条により運営審議会が置かれており、理事長の諮問に応じ、業務執行に関する重要事項を調査審議する。委員10名は農林水産大臣の認可を受け、理事長が任命する。馬主は日本中央競馬会の経営委員や役員になれない。解散は別に法律で定められる(第35条)。競馬会の交付金は国の交付する補助金とみなされる。(20条の2)。

日本中央競馬会の主要業務は、中央競馬の施行、馬券の発売であるが、他にも、競走馬の研究、競馬に関する広報活動なども行っている。

さてつぎに、以上のような日本中央競馬会とアソシアシオン・フランスギャロとはどのように違うかを比べてみよう。まず、日本中央競馬会は1954年の設立ではあるが、日本人による洋式競馬が始まったのは1870年で、その後、クラブ時代、日本競馬会時代、戦後の国営競馬時代と歴史を重ねて誕生したものである。一方のアソシアシオン・フランスギャロは、1995年の設立である。しかし、前身の奨励協会他3協会の創設は1800年代に遡り、特に奨励協会は、1833年に創設され、最古である。

既述の通り、日本中央競馬会は日本中央競馬会法に基づき政府が全額出資して設立された特殊法人であるが、アソシアシオン・フランスギャロは、私人の出資と寄付によって設立された会員制の競馬結社が解散合併して創られた1901年法に基づく届出アソシアシオンである。簡単に言えば、一方は法律で作られた組織体であり、もう一方は、個人間の合意による結社契約を届け出たものである。したがって、フランスギャロを構成するのは、競馬をするために結社契約を結んで入会した馬主をはじめとする競馬関係者である。入会した会員の中から代表が選ばれて会長となり、理事となって団体の運営にあたる。日本中央競馬会は会員組織ではない。経営のトップは、たった一人の出資者である国を代表する農林水産大臣であるともいえる。日本中央競馬会の最高意思決定機関は「経営委会」であるがその構成メンバーは現在、全員前述したように農林水産大臣が任命し、本来、馬とは

無関係の分野の人々で構成されている。実際の運営に当たる同会のその他の役員についても理事長をはじめ理事たちは職員出身者か官僚出身者でサラリーマンである。フランスギャロにおいては、役員は大半が馬所有を趣味とする会員で無報酬である。事業規模的にも馬券売上額をはじめ多くの面（職員数、競馬場数、開催日数など）でフランスギャロは日本中央競馬会のほぼ二分の一ほどである。例えば、馬券売上額は、2012年度、フランスギャロはおよそ1兆2600億円に対し日本中央競馬会2兆4000億円であった。しかし、フランスギャロは、日本中央競馬会とは異なり、外国の調教馬、馬主、生産者、調教師、騎手に対し、国内に定住しているかどうかに関わりなくフランス人と同じ参加権を認める国際的競馬を行っている。これはなによりも、競馬の魅力を増すことに加えて、外国人の能力・資力の活用が事業を継続させていくために必要不可欠であるからにほかならない。競馬ファン（馬券ファン）への配慮対応はどうかといえば、日本中央競馬会のほうが、はるかに手厚く、競馬情報の提供、諸施設の改善などファンサービスのために莫大な資金を投入してその向上に終始努めている。

馬券の発売収入は、日本中央競馬会の場合、事業を遂行していくための必要不可欠な資金として当初から予定された。同会にとってスポンサーであり、ファンでもある国民の圧倒的多数がもともと馬自体には縁の薄い馬券ファンであることなどから彼らへの配慮をするのは当然のことと言えるわけである。こうした経緯から中央競馬の馬券発売事業は、スタートから競馬開催と一体化しており、その実施規則は競馬施行規程第11章第158条から第170条に規程の一部として定められ、日本中央競馬会が直接運営を行っている。一方で、フランスギャロのほうは、もともとは、自力で馬種改良・生産振興のために競馬を施行することを事業目的として発足し、馬券のために競馬を施行するわけではなかった。馬券の発売は、財源として重要であるがあくまで競馬の目的ではないという考え方が根本にあるせいか馬券発売事業に対する運営の一体感は日本中央競馬会とは異なっている。馬券に関する規定は当初より競馬施行規程には含まれていないし、認可された10競馬協会が構成するPMU（場外馬券発売機構）がGIE（経済利益団体）という形式の別団体をつかって馬券事業を実施している。

フランスは、EUからフランスの国内賭事市場開放の要請を受けて、2010年4月インターネット賭事市場開放法を制定した。この法律によって外国国籍の賭事業者もフランス賭事市場への参入が認められるようになった。競馬だけでなくほかのスポーツ（陸上競技、サッカー、バスケットボール、バレーボール、ラグビー、柔道、テニス、卓球、馬術、カ

ーレース、自転車、バイク競技、ゴルフ) とポーカーまでインターネット賭事の営業が認められるようになった。

こうした状況に対応するために、1997年5月5日付デクレ第97-456号で、GIE(経済利益団体)である競馬協会のPMUは、場内外とインターネットによる馬券発売以外にも自由化されたスポーツ賭事やポーカーを扱える機構に改められた。

PMUのマネジメントを司る運営委員会にはフランスギャロほか競馬協会代表4名に加えて、農務省代表2名、予算省代表2名、外部2名もメンバーとして加わっている点が特徴的である。

PMUの売上控除からの資金は競馬協会と競馬全国連盟の活動資金、生産奨励資金、救済資金、職業教育資金、競馬関係従事者退職資金などに割当てられる。2012年には、PMUは、同団体の発表によれば、15年連続の売上増で、105億ユーロ(1兆2600億円)を記録し、この内、馬券だけの売上げは、98億ユーロ(約1兆1760億円)を占めた。

日本中央競馬会との相違をさらに付け加えるとすれば、フランスギャロの拠点とも言うべきロンシャン競馬場は、1857年の開場時にナポレオン皇帝夫妻の御臨席を得たが、国家元首をお迎えする専用観覧スタンド、大統領スタンド pavillon présidentiel がゴールポスト前に建てられており、第二次大戦後もドゴール大統領をはじめ代々の大統領はほとんど毎年1度は大レースを観戦するために来場している。

フランスギャロと日本中央競馬会との類似点は何かと言えば、共に非営利団体で、馬種改良と社会福祉を目的とした駈歩競馬の施行を事業としていることである。この事業の資金源として、富くじであるパリミュチュエル方式賭事を行うことを刑法の適用除外令として法律により公認されている点も同じであり、共に政府からは一切補助金の交付を受けていない団体である。

広大な馬の調教場を設けてそこに厩舎人と競走馬を住ませ便宜を図ると共にドーピングや好ましくない人々の立ち入りを監視しやすくして競馬の公正確保をはかるという方式を取っている点でも共通している。馬主資格を認めるについても、反社会勢力の参入に対し共に国家レベルでの監視体制を敷いている。

小 括

フランスギャロはパリの代表的な競馬協会4団体が1995年に合併してできたアソシエーションによる競馬施行団体である。フランスの馬産の振興と馬種改良および社会福祉のために旧競馬協会の精神を引き継ぎ、非営利団体としてパリミュチュエル方式の馬券を発売する競馬を施行してその資金に当てている。

1891年法（競馬法）の改正が2010年に行なわれて競馬事業は公役務となり、一段と公的な活動として認められるようになっており、また運営面でも、合併による経営の合理化と馬券発売の大掛かりな電算化が効果を上げて15年近く売上げは前年比を上回り財政的な問題は一応解消した。

フランスギャロの競馬は奨励協会創立当初の様な特定の階層の人々に頼りその人たちの趣味や願望によって運営されるのではなく、またそのためにだけ存在するのでもなく、馬券を通じてこのスポーツに参加するようになった数百万の市民のためにも健全な娯楽となるべく再生したといえる。

フランスギャロの興味深い点は、とにかく前身の奨励協会創設時にはなかった数百万の馬券ファンの存在によって本来は、馬を私的趣味とする人たちのアソシエーションが公役務を行う団体として法定され、自由をかなり制約された公的な団体に変質した点である。その変化の過程は、当初より政府主導の公的団体である日本中央競馬会にとって、さらに民営化を進める必要があるとするならば逆の過程をいくことになるわけで参考とすべき点が多々あるのではなかろうか。

フランスギャロの新たな問題としては、EUとの関係で、国内のインターネット賭事市場を開放したことが競馬賭事のPMUによる独占体制を崩し、EU加盟国から市場参入する賭事業者との競争に立ち向かわなければならないことであろう。

注

参考資料として以下の資料を用いた。

1. statuts France Galop le 22 juill. 2010
2. le Decret no 97-456 du 5 mai 1997
3. le code des courses 2012

- 4. 日本中央競馬会法
- 5 日本中央競馬会定款
- 6 日本中央競馬会50年史 (2005年発行)

第3部 総括 アソシアシオンの自由と統制 — 奨励協会とフランスギャロに対する政府の あり方からの考察 —

1. アソシアシオンである競馬協会に対する政府の統制の歴史

法令に基づいた政府による実質的な統制が始まったのは、第2部第1章の中ですでに説明したがアソシアシオンの法制度ができる前の1891年6月2日法が制定された時からである。この法律は、19世紀後半のフランス社会では野放しにされていた様々な賭事による風紀の紊乱の中で、競馬についても営利会社や賭事会社が乱立して健全な社会のモラルに悪影響を与える恐れが出始めたので、それらを一掃するために制定された。非営利の奨励協会を初めとする競馬協会のみならず農務大臣が競馬の施行を認可するという制度を定めたものである。もともと馬種改良と馬産の振興事業はナポレオン一世が創設した馬のための21箇所の国立牧場を有する農務省の管轄役務であったから、競馬協会に関することは当然にその設立を含めてすべて農務大臣の監督下に置かれることになった。

20世紀になり、二つの世界大戦によって大きな被害を受けたにもかかわらず競馬は発展した。1930年からは、フランス全土2,000店以上のカフェなどでも馬券が発売されるようになり、加えて三連勝式馬券(ティエルセ)の発明などもあって、売上げは飛躍的に増大した。それにともない、第2部第1章で紹介したような馬券事件が起きて社会を騒然とさせたことや人馬のドーピング事件なども次々に発生したことから監督官庁の農務省は、奨励協会の運営管理や巨額の収益金の取扱いなどについて一段と厳しい監督を行うようになった。

1980年代に入ると経済情勢の悪化や宝くじ・ロトとの競争のために馬券の売上げが減少し競馬協会は財政難に陥った。その結果、奨励協会は1991年に解散し、1995年に同じような苦境下にあったパリの他の駆歩競馬協会3団体と合併してアソシアシオン・フランスギャロを設立した。

第2部第2章で既述の通り1997年にデクレが發布され、また2010年には1891年法の第2条が改正されて競馬事業が公役務となったことで、フランスギャロに対する政府の統制権の根拠が明確化された。1997年デクレによる具体的な統制内容については、第2部第2章ですでに触れているので繰り返して記述しないが、厳しい規制と監督がなぜ必要とされるのか、またそれはアソシエーションにとってどのような意味をもつのか。前身である奨励協会の時代とは異なって、インターネットでも馬券が買えるようになり、600万人を超える人々のレジャーの対象にもなったことから、競馬協会は競馬を趣味とする私人の集まりであるアソシエーションではあっても公的な性格が益々強くなった団体であり、それゆえに多くの人々の利益の侵害の危険を考慮して規制も受けなければならないということだろうか。

2. 競馬協会に対する政府の保護と支援

フランスの競馬に対する政府の関与の歴史を視点を変えて考察してみると、1833年の奨励協会創設以来、フランス政府、とりわけ競馬の監督官庁である農務省は競馬協会のライバルもしくは専制君主ではなく、むしろ守護者であり、厳しいが良きアドバイザーであり続けたと考えることも出来るのである。

パリ在住で地位も名声もあり暇も金もある馬愛好家たちが農務省の馬行政を批判して勝手に競馬をやり始めた1830年代の奨励協会発足時、農務省は自らの管轄役務であったにもかかわらず、このエリート市民たちの行動を阻止したりはせず黙認し、どちらかといえば許容する態度をとった。そして彼らの奨励協会を中心にした競馬事業が軌道に乗ると、1866年3月16日デクレにより、農務省馬政局を率いるフルリー将軍（le general Fleury, grand ecuyer）は、馬政局がそれまで有していた競馬に関する権限を三つの競馬協会に委譲し、これら競馬協会の規約が馬政局の発する法令に代わるものとするという競馬史上画期的といわれる決断を下したことはすでに第1章で紹介済みである。以後、馬政局は、1891年競馬法が制定されるまでは、競馬事業に干渉せず、助成金の分配、政府賞の交付条件の決定、不正行為の撲滅などに専念して彼ら民間の活動をバックアップする役割に徹していた。

1870年代になると、競馬営利会社や違法競馬賭事が氾濫し社会の健全なモラルが損なわれるような恐れが出始めた。事態を憂慮した政府は一時、内務大臣が競馬の全面禁止法案を議会に提出したりしたこともあったが、反対にあって成立に至らず、結局、189

1年6月2日法が成立して奨励協会を筆頭に非営利競馬協会による競馬のみ存続することが許されることになった。この時も政府（農務大臣）は法案成立のために競馬事業の良き理解者として行動した。

政府は第二次大戦中もロンシャン競馬場での競馬開催を認め、協会とその活動の存続を図った。とりわけ戦後のフランスの馬産と競馬の繁栄にとって計り知れない功績は、戦時中、ナチスドイツが奪っていった700頭を超える良血馬の血統記録を農務省がナチスに手渡さずに密かに保管したことだ。そのおかげで戦後帰還したサラブレッドたちの個体の識別を容易に行うことができ、これらの馬の血統が失われずに後世に伝えられた。現在も農務省は血統書の管理を行い、確実な血統馬によるレースの施行に協力している。

会計検査院の報告書には、1990年代、経営危機に陥った競馬協会に対して馬券売上げから協会の取分である控除率を増やしたり、経営の合理化を指導し合併を勧めたりした記録が残されている。

競馬界が存亡の憂き目に会っていた頃の1994年7月26日、フランスギャロの発足する前年、競馬総会で演説した、当時の予算大臣で前大統領のニコラ・サルコジのスピーチの内容が、ギイ・チボー著「フランス競馬百年史」に掲載されている。それは文字通りに取ればいかに政府が競馬協会とその事業の存続を望み、現状を憂慮していたか感じ取れる。以下はその抜粋である。

「競馬機構は危機に瀕しており、誰もその点に異論はない。競馬界には、この道に通じた人々だけが理解できる閉鎖的なイメージがある。そして、この業界はよく言えば、ちょっと特殊なルールで動いている世界である。競馬界の危機は一つだけでなく、いくつかが挙げられる。アイデンティティの危機、財政危機、競馬賭事の危機、競馬施行の危機そしてとりわけ制度の危機が遺憾ながら、おそらくその他の総ての危機を作り出している根本的な原因と言えるのではなかろうか。責任がどこにあるかが問題なのではない。現在競馬界が危機にあることは確かである。しかし困難であってもなしとげなければならないことが二つある。第一は競馬賭事組織の公正確保、第二は運営の近代化である。私が願っているのは、新しい考え方であり、今、私はそれを皆さんのプロ意識と理性に訴えたい。時代に柔軟に対応することにより、伝統は護られる。その逆ではない」

国内賭事市場の開放をEUから求められて、フランスは外国の賭事業者にインターネット賭事に関し国内市場の開放を認めざるをえなくなったが、競馬協会の資金源であるPMUを護る為に、政府は2010年デクレを發布してPMUにも競馬以外の公認スポーツ

賭事とポーカー市場への参入を認めた。等々、政府が競馬の味方であることを裏付ける紛れもない証拠は枚挙に暇がないほどある。それでは政府が競馬協会を統制し同時に支援するのはなぜかを次に考えてみたい。

3. 政府の統制と支援の理由

1と2でみてきたように、政府は競馬協会を統制もするが支援もしてきたということが出来るが、それは何よりも自らはできないが、国民が望む競馬を健全に存続させ保護するために法に則り行動しているということであろう。馬券は政府にとって巨額の収入源だから競馬協会を守るのだということは一面的に過ぎる言い方であろう。フランス社会は自由を標榜する社会であり、1789年8月26日に発布した「人および市民の権利宣言」第4条には、「自由とは、他人を害しないすべてのことをなすうることにある。したがって、各人の自然的諸権利の行使は、社会の他の構成員にこれらと同一の権利の享受を確保すること以外の限界を持たない。これらの限界は法律によらなければ定められない。」と規定されている。つまり、繰り返せば、国民は、原則としてなんでも欲することを、例えばパリミュチュエル馬券のような禁止されている富くじであっても、650万人の馬券ファンがそれを望む社会にはこの楽しみを享受する自由が保障されてしかるべきである。しかしその一方では、馬券について無関心もしくは好ましく思わないそれ以上多くの数の人々もいるわけである。パリミュチュエル賭事は馬券ファンでない人々の権利を侵すような違法行為を誘発する恐れがあり、賭事常習者や八百長事件を生みだし社会全体の健全なモラル破壊の脅威となる危険もはらんでいることは過去の経緯から明らかである。馬券ファンでない人々の権利も護りながら馬券を楽しむことを望む人々の自由も維持するのは容易ではない。その限界は法律だけが決められると上記の憲法の条文は言っているのである。かくして1891年法と1997年デクレは存在するわけだ。1891年法は、農務省の認可によって非営利団体の競馬協会のみ富くじとして禁止されているパリミュチュエル馬券の発売を認めた。2010年の同法改正法は、競馬事業を公役務と定め、フランスギャロに競馬事業の統轄権を与えた。そして政府はPMUを法人化してその運営機関に代表を送り馬券発売事業の経営に関与し、巨額の売上金の適正な管理や使用を行うこととした。これらの法令は、統制監督という行政当局の使用する鞭の一面も持つがその一方で当局の逸脱や権限の濫用を阻む防壁でもあるとかがえられる。競馬と馬券は国民の望む楽しみであり、如何にこの要請を健全にかつ意義ある形にして維持するかが国家に課された仕事であ

る。

このような規制のもとにある競馬協会がアソシアシオンであるのは、1891年法によって非営利の競馬協会にのみ賭事競馬が許可されたからである。「はじめに」のところで触れたとおり、フランスでは団体については営利団体かもしくは非営利団体かという大きな括りか法定されており、非営利団体が自らの意思で法の庇護の下にあらうとすれば1901年法の定めるアソシアシオンを選択するしかない。競馬協会は、非営利団体であるという一点でのみアソシアシオン法の適用を受けると考えることもできるだろう。単純な届出だけで済むアソシアシオンとはかなり異なり、馬券の発売を伴う競馬を施行するためには既述の通り1891年法や1997年デクレの定める要件をクリアしたうえでアソシアシオンの届出をしなければならないからだ。1901年法第3条にも「アソシアシオンは、総て、その目的が違法な場合、法律に反する場合、良俗に反する場合、また領土の保全もしくは政府の共和政体を脅かすにいたるような意図ある場合は無効でありいかなる効力も有しない」というアソシアシオンとしての制約があることから、法令の下に認可され当局の監督下にある合法的な結社であることが求められるわけである。

4 結社の自由の法的制限

アソシアシオンの設立は、1901年法第2条で「結社は、事前の許可および届出を要することなく、自由に設立する事が出来る」と規定し、結社が公権力の一切の関与なく諸個人の意思のみにより設立されることを明確にしているが、競馬協会の場合には、政府による認可制がとられている。国家との関係において、結社の設立が諸個人の自由な合意に委ねられるとしても、そのことにより結社の自由が無制限に認められるわけではない。ワルデック＝ルソーは、1899年法案の提案理由説明において、結社の「合意が犯罪になることはないものの国家の存続を侵害することは全く許されない」と述べて、国家保護の観点からの制限を認めている。具体的には既述のように1901年法第3条に規定されている。それによると「不法な動機からもしくは不法な目的のために設立される結社、法令もしくは善良の風俗に反するもの、又は国土保全および共和政体に対する攻撃を目的にするものは、無効とする」とされている。このような制限は、ワルデック＝ルソーによると本質的な制限であり、それにより個人の自由が減少するとはいえない」とされる。それは、「各人の自由を基礎的共同体の利益と調和させる目的以外を持たないからである」とする。このように、国家の保護を目的とする制限を受けることが結社の自由を認める法律におい

ですすでに承認されていたのである。富くじ行為である馬券から巨額の収益を上げるアソシエーション競馬協会が政府の統制を必要とすることが過去に起きた事件を考えると納得できることである。

このように、結社の自由も国家保護の観点からの制限を受けるが、違反の効果や制限の権限を行使する者はいかなる機関かということになるが、第3条は、違反すれば無効、違法目的結社は強制解散させられるわけであるが、それは結社契約の無効という構成をとることになる。この権限を行使するのは、公益を代表する検察官の請求もしくは関係者の申し立てに基づき司法裁判所が結社の解散を宣告する（第7条）。解散は、行政機関ではなく、専ら裁判機関によって宣言されるという原則に基づく。これにより、公の秩序の保護という国家の役割が、結社契約を媒介として司法裁判所に委ねられることになる。この場合の結社の違法判断および解散宣告は、結社設立後の段階で行われる。1901年法において、結社の強制的解散は、結社契約の無効という構成により、司法裁判所が事後的に宣告する。このことから結社の解散は「たとえそれが公権力によりなされる時でも、完全に契約の論理に支配されている」と評価されている。

競馬協会の政府による許認可制度は、アソシエーション法の規律のもとでは異質のように見える。しかしそれは1901年法の制定された10年以上も前からあって公序良俗を護りつつ、同時に国民の競馬の楽しみも奪わないために法により厳しく規制して競馬協会の存続をはかれるようにしているのだから変則的ではあっても、結社の自由を護ることに変わりがないといえるのである。また、競馬協会は非営利という点にておいて他のアソシエーションと基本的には同じである。許認可制度は競馬協会のようなある意味で特殊な目的や性格を有するアソシエーションが無効・強制解散にならないように擁護するためにあるといえることができるのではなかろうか。完

第1章

第1条 アソシアシオンは2名以上の者が、利益の分配以外の目的のために、自らの知識あるいは活動を恒常的に共同のものとする合意のことである。

アソシアシオンは、その有効性に関しては、契約と債務に適用される一般原則によって規律される。

第2条 アソシアシオンは、許可なしにかつ事前の届けなしに自由に設立することができる。但し、第5条の規定に従わない限り法的能力を有さない。

第3条 アソシアシオンはすべて、その目的が違法な場合、法律に反する場合、良俗に反する場合、または領土の一体性もしくは政府の共和政体の侵害をもたらそうとする場合は無効であり、いかなる効力も有しない。

第4条 (存続) 期間の定めのないアソシアシオンのメンバーはすべていかなる反対の定めがあっても未払い会費および当年会費を支払って何時でも退会することができる。

第5条 第6条に定める法的能力を獲得することを望むアソシアシオンは、その設立者たちの責任において公示されなければならない。

事前の届出は、アソシアシオンの本部が県の県庁もしくは郡の郡庁においてなされなければならない。この届出においては、当該アソシアシオンの名称と目的、本部所在地、いかなる名義においてであれその管理・指揮を行う者たちの氏名・職業・住所・国籍を明らかにするものとする。届出には規約2部を添付しなければならない。届出の受領証は5日以内に発行するものとする。

アソシアシオンがその本部を海外に置く場合、前項に定める事前の届出は、アソシアシオンの主要施設のある県の県庁において行われるものとする。

アソシアシオンは、この受領証の提出に基づいて官報に掲載されることによるのみ公示されたものとする。

アソシアシオンは管理運営上生じたあらゆる変更とすべての規約改正を3カ月以内に通知しなければならない。

これら変更および改正は、その届出日以降でなければ、第三者に対して対抗できない。

さらにこれらの変更および改正は特別記録簿に記録され、行政機関ないしは司法機関からの要請のある度に、この特別記録は提出されるものとする。

第6条 手続きに従って届出されたアソシアシオンはすべて、特別の許可なしに、訴訟を提起し、現実贈与および公的組織からの寄付を受け、国家・地方・県・市町村およびその公的組織からの補助金の他に下記のことを有償で取得し、所持し、管理することができる。

1. 会員の会費あるいは一括払いの16ユーロを超えない会費
2. アソシアシオンの管理を行うための、または、会員が集会するための事務所
3. アソシアシオンの目的達成に厳格な意味で不可欠な不動産

救済・慈善・学術または医学研究のみを目的とする届出アソシアシオンはコンセイユ・デタの議を経たデクレによって定める条件に従い、生前のまたは、遺言による恵受を受けることができる。

第7条 第3条によって定められた無効の場合、アソシアシオンの解散は、利害関係人の請求もしくは検察官の請求に基づき、大審裁判所によって言い渡される。検察官は解散の日時を指定できる。また裁判所はいかなる不服申し立てがあっても仮処分により事務所の閉鎖並びにアソシアシオン会員のあらゆる集会の禁止を命じることができる。さもなくば、第8条で定める制裁を適用する。第5条に違反した場合、すべての利害関係のある人あるいは検察官の請求によって解散が言い渡される。

第8条 第5条の規定に違反した者は初犯でも累犯でも、第5級の違反として定められた罰金刑に処される。

解散判決後に違法に維持ないし再結成されたアソシアシオンの創立者、役員あるいは執行役員は45,000ユーロの罰金刑並びに3年の拘禁刑に処される。

自らの所有する場所の使用を認め、解散したアソシアシオンの会員の集会のために便宜を図るものは全て同じ刑に処される。

第9条 自発的な解散であっても、規約に基づく解散であっても裁判所から言い渡される解散であっても、アソシアシオンの財産は規約に従ってその帰属が決定される。規約上の規定がない場合は、全員総会で決議された規則に従う。

第2章

第10条 アソシアシオンは3年以上の活動観察期間を経た後に、コンセイユ・デタの議を経たデクレによって公益性を有する者として承認を受けることができる。公益性の承認は同じ手続きに基づいて取り下げられる。

しかしながら公益性の承認を求めるアソシアシオンの3年間の推定が財政上の安定性を保証しうる場合、活動観察期間は必要とされていない。

第11条 これらの公益性を承認されたアソシアシオンは規約で禁止されていない限り、全ての民事上の行為を行うことができる。ただし、その目的に必要な不動産以外の不動産を所持または取得することはできない。アソシアシオンの有する有価証券は記名証券、1987年6月17日法律416号第55条の定める明細書の作成された証券、またはフランス銀行によって定められた優先権ある証券のいずれかでない限りなければならない。

これらの公益性を承認されたアソシアシオンは民法典第910条に定める条件に従って、贈与または遺贈を受けることができる。当該贈与または遺贈に含まれたアソシアシオンの活動に必要な不動産は、それにより恵与の受領が許可されるデクレまたはアレテに定める期間と方式に従って処分される。その代価はアソシアシオンに帰属する。ただし、有償無償にかかわらず、公益性承認アソシアシオンは森林または植林用の土地を取得することはできる。

公益性承認アソシアシオンは、寄贈者のための用益権を留保して、有価証券も

しくは不動産の贈与を受けることはできない。

第12条 「削除」

第3章

第13条 全ての宗教団体はコンセイユ・デタの承認に基づくデクレによって法的な認証を受けることができる。すでに許可されている宗教団体に関する諸規定は今後もそれらの団体に適用される。

法的認証はコンセイユ・デタのデクレによって、すべての新たな宗教団体に適用される。

宗教団体の解散または禁止は、コンセイユ・デタの承認に基づくデクレによってのみ為し得る。

第14条 「削除」

第15条 すべての宗教団体は、収支状況を明らかにしなければならない。年毎に財政報告書を作成し、動産、不動産の双方につき財産目録を作成しなければならない。

会員の氏名、教団内での名称、国籍、年齢、出生地、入会日を記載した完全な信者名簿を宗教団体の本部に備え付けなければならない。

宗教団体は知事あるいはその代理人の要請に基づき、変更を加えることなく上記の報告書ならびに名簿を提出しなければならない。

宗教団体の代表もしくは役員は本条に定める知事からの要請に対して、虚偽の報告をしたり、あるいはこれに従うことを拒否する場合は第8条第2項に定めた刑罰に処される。

第16条 「削除」

第17条 すべての生前行為及び遺贈で適法または違法に設立されたアソシアシオンによる第2条、第6条、第11条、第13条、第14条、第16条の規定に潜脱を可能にする

ことを目的とするものは、有償であれ無償であれ、直接であれ、仲介者を置くなどの間接的なものであれ、すべて無効とする。

この無効は、検察官の請求もしくは全ての利害関係人の請求に基づき言い渡される。

第18条 本法の施行時に既に存在している宗教団体で、それ以前に許可もしくは承認されていなかった団体は、本法の規定に従って行動している旨、3カ月以内に証明しなければならない。

この証明をしない場合、当該団体は当然に解散したものとみなされる。許可を拒否された宗教団体も同様に解散したものとみなされる。

解散した宗教団体が保有する財産の清算は裁判所によってなされる。裁判所は、清算を実施するにあたって、検察官の請求に従い、清算人を任命するものとする。その清算人は清算期間を通じて管財人としての全権を有する。

清算人を任命した裁判所のみが、清算人によって、もしくは清算人に対して申し立てられた民事上の全ての訴訟の裁判権を有する。

清算人は、未成年者の財産の売却のために規定された手続きに従って、不動産の売却を実施させる。

清算を命じる判決は法定公示のために規定された手続きに従って公示される。

宗教団体に入会以前に会員に属していた財産ならびに有価証券はその会員に返還される。また、宗教団体に入会以降に、直系血族もしくは傍系血族からの法定相続によって、あるいは直系血族からの贈与ならびに遺贈によって、会員のものとなった財産並びに有価証券もその会員に返還される。

宗教団体の会員に対してなされた直系血族以外からの贈与並びに遺贈についても、同様の要求をすることができる。ただし、受益者は第17条によって規定された名義貸与人ではなかったことを証明しなければならない。

無償で取得され、なおかつ無償贈与行為によって何らかの救済事業に特別にあてられなかった財産や有価象形金は、その贈与者、法定相続人、あるいは遺言による相続人が、所有権の返還請求をすることができる。但し、清算を言い渡す判決以前の期間に関して、いかなる事項も上記の者に対して対抗させることはできない。

財産並びに有価証券が、宗教団体入会者の利益供与するためではなく、救済事業に供することを目的に贈与もしくは遺贈された場合、それらの財産並びに有価証券は当該の無償贈与に割り当てられた目的の遂行に供される限りにおいてのみ、返還請求をすることができる。

あらゆる取り戻しの訴えもしくは返還請求の訴えは、清算判決の公示後6カ月以内に清算人に対して申し立てられなければならない。さもなければ訴権を喪失するものとする。また、清算人と対審の形式で下され、既判力を得た判決は、すべての利害関係人に対抗できる。

6か月の期間を超えた場合、清算者は返還要求がなされなかったすべての不動産、あるいは救済事業に割り当てられなかった全ての不動産の法廷における競売を実施する。

競売の収益ならびにすべての有価証券は預金供託金庫に供託される。

施設に入所している困窮者の扶養費用は、清算が完了するまで、清算の優先費用とみなされる。

異議申し立てがない場合、もしくは所定の期限内に申し立てられたすべての訴訟に判決が下された後、賞味積極財産は権利者間で分配される。

本法第20条の対象となるデクレは、前記の控除後の残余資産が、解散した宗教団体の会員で安定した生活手段のない者、あるいは分配に付される有価証券の獲得にその個人の労働によって貢献したことを証明する会員に、資本ないしは終身年金のかたちで割り当てられる手当金を決定する。

第19条 「削除」

第20条 本法の施行を確保する措置はデクレによって定められる。

第21条 刑法第291条、第292条、第293条、ならびにアソシアシオンに関する刑法第294条の規定、1820年7月5-8日付政府命令第20条、1834年4月10日法、1848年7月28日デクレ第13条、1881年6月30日法第7条、1872年3月14日法、1825年5月24日法第2条第2項、1852年1月31日デクレは廃止されるものとする。また、一般に、本法を反するすべての規定も廃止されるものとする。

本法は、この先、いかなる点においても、職業組合、商事会社、共済組合に関する特別法に抵触するものではない。

第22条の2 本法は海外自治領ならびにマイヨット島領土共同体にも適用される。

第4章 外国のアソシアシオン

第22条 ～第22条35条 「削除」